



かにさら紙が配布されるようにはならないんでしょうか。

○説明員(村岡茂生君) 実は、子供がじかにお買になる。あるいはその他の方が買うという場合と、その学校教育用のさら紙、そのカテゴリーを私は私ども分けて考えております。学校の教育に使うものは、安くお分けするということをございます。

○鈴木美枝子君 手続が複雑過ぎまして、子供の手に渡るのがおそくそのため卒業にも間に合わないことが起きたんではないかと思うわけなんでございます。ですから、そういう手続を、子供が毎日使うものでございますから、簡略にできないかということなんでございます。校長さんが黙つていたらそのまま先生方にわからないという場合もござりますからね。だから、さら紙は先生や児童に直接渡るようにしてもらいたいと思うんです。

○説明員(村岡茂生君) 校長さんが黙つていていたらそのまま先生方にわからないという場合もござりますからね。だから、さら紙は先生や児童に直接渡るようにしてもらいたいと思うんです。

○鈴木美枝子君 手續が複雑過ぎまして、子供の手に渡るのがおそくそのため卒業にも間に合わないことが起きたんではないかと思うわけなんでございます。ですから、そういう手続を、子供が毎日使うものでございますから、簡略にできないかということなんでございます。校長さんが黙つていていたらそのまま先生方にわからないという場合もござりますからね。だから、さら紙は先生や児童に直接渡るようにしてもらいたいと思うんです。

○説明員(村岡茂生君) 校長さんが黙つていていたらそのまま先生方にわからないという場合もござりますからね。だから、さら紙は先生や児童に直接渡るようにしてもらいたいと思うんです。

○鈴木美枝子君 そういう点についても複雑ですしそれからさら紙が去年の一月は、一締め四百円でございましたでございます。それがことは「放出」したとかで、たいへん新聞では子供に全部行き渡つてあるように思つました。去年から見ましら安くしたといつても七百二十円でござります。倍とは言いませんが、値段がたいへん上がつてゐるわけでございます。そうしてまた運賃を一運賃幾らでございましたか、運賃五十円ですか。

○説明員(村岡茂生君) 運賃は実費でございますが、最高五十円以内にとどめるように要請してございました。

ざいます。

○鈴木美枝子君 やはり去年の四百円から比較しますと、子供がたいへんに使うこのさら紙が、運賃を加算いたしますと、「一般の国民が使用する値と同じになつちやうわけです。大体この間の答弁では、一般は三百円と言いましたね。値上がりをしてですよ。それが子供さんの手に届くには運賃をつけますので一般と同じ値段になつちやうんです。ですから、運賃をただにするとか、全国のことでございますから、各県指定店一社では、どんなに便利をはかりましても、運賃五十円をつけて子供に渡しますと、一般と同じ値段になりますか

から、ちっとも安くしたことにならなくなつてしまふんです。児童にさら紙を安い値で「放出」したことにならない。それでは困るのです。去年より値上げしているのですから。

○説明員(村岡茂生君) 市価は現在一締め千三百円ぐらいいが平均値でございますが、土地によりますと、運賃を入れましても七百七十円程度でございまして、半値とは言いませんが、それに近い数字に実はなるわけでございます。ただし、運賃はただにしたらどうだといつて御意見でございますが、確かにやり方はあるのではないかと考えております。たとえば、教育委員会が一括して買うというようなこと、しかも、一括して、その教育委員会の指定する場所に一括して配送すればよいと

いうようなこと、これは実は、たとえば東京都の区ではある程度の区がすでに実行しているわけでございます。そういう措置がかりに実現できますれば運賃はただにしてもうろしいといつうようなことも不可能ではない、かように考えます。

○鈴木美枝子君 それでは、ぜひそういうふうに思っています。次に、先日の続きで大臣にお伺いしたいと思います。

これは、日教組のストをしたときの賃金カットの金でござりますけれど、どうなつてあるのですかお伺いします。ちょっと調べましたら、これは、福岡県の四十二年度のことです。

十二年度、四十三年度、四十四年度、四十五年度、四十六年度、四十七年度、四十八年度までの教師の賃金カットが三十四億五千四百八十三万八千円ということになつております。これは、福岡県教育委員会が提出した賃金カットの總括された値段でございますけれど、福岡県だけで四十二年から四十八年までの賃金カットの調べですけれども、

ても出かせぎの親たちをかかえた子供さんですか、親たちの留守の間にもの書くとか、紙が必要な場合がよけいにございます。卒業を控えまして友だちと文集の交換とか、そういうものが必要なのです。ですから、ぜひ運賃はただといふことを約束していただきたいと思います。

○説明員(村岡茂生君) いろいろ根回し等がありますので、いま直ちにお約束といふのは非常にむずかしい状況にございますが、ただ、御指摘のように、県単位で一括購入する場合には、運賃をただにするという方向で努力をいたしたいと存じます。

○鈴木美枝子君 それじゃ、すぐそのことも解決していただきたいと思ひます。都市にいる国民には見えない地方のことを、政府は行政を複雑にしておいて、去年よりも物価を値上げし、ちゃんと紙も上げておいて、上げてないような報道をす

る。新聞紙上で児童のためにはさら紙の放出はこれがだけたよと、通産省が発表しますと、スマーズに子供の手に渡っているんだと思ひ込むのでござりますので、その辺は明確にしていただきたいと思います。そして運賃をただにする、これは約束していただきます。現在七百二十円、これでも倍に上がつてあるんだ、恩に着せるることは一つもないんだ。ですからすぐ実行していただきたい

思います。

○鈴木美枝子君 それでは、ぜひそういうふうに思っています。次に、先日の続きで大臣にお伺いしたいと思います。

これは、日教組のストをしたときの賃金カットの金でござりますけれど、正正確な数字は三十億といふのは、私が三十四億といふのは、処分に伴う減給額と、それから昇給延伸による不用額、それを含めまして四十二年度から四十八年度まで三十四億五千四百八十三万八千円といふことになつております。

○鈴木美枝子君 ただいまおっしゃったのは、賃金カットだけの値段でござりますね、四億といふのは、私が三十四億といふのは、処分に伴う減給額と、それから昇給延伸による不用額、それを含めまして四十二年度から四十八年度まで三十四億五千四百八十三万八千円といふことになつております。

○政府委員(岩間英太郎君) 昇給延伸その他の分につきましては、私どものほうで、正確な数字は承知をいたしておりません。そういうものを含めますと四十二年度から四十八年度まで三十五億といふような数字をおあげになりましたが、あるいはその程度の数字になるかもわかりません。

全国では相当数の金になつてゐるんじゃないかな。いま私は福岡県を調べたんでございます。こういふ多額の金は、どういうふうになつてゐるんでございますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 先般、先生から御質問ございましたのですから、私どものほうも、福岡県につきまして調査いたしましたが、四十二年から四十八年までに賃金カットいたしました金額は約四億八千万円でございます。なお、四十八年度について見ますと、対象人員が一万五千七百五十六名に対しまして一億六千五百五十九万三千円、一人当たり一万円ちょっととこえるわけでございますから、大体ストの状況から見まして、この程度であろうというふうな推測をいたしております。なお、全国的に全部調べたわけでもございませんけれども、私どものほうで推計をいたしてみますと、大体四十八年度の半日ストの場合には、まあ一人当たりの金額が一日で三千円から四千円ぐらい、その半日分でござりますから、五千円程度とかなりに仮定をいたしますと、二千五百人参加でござりますので、約十億になるわけですが、しかし、半日全部参加された方ばかりではございませんもんですから、結局七、八億というふうな推計をいたしているわけでござります。

○鈴木美枝子君 ただいまおっしゃったのは、賃金カットだけの値段でござりますね、四億といふのは、私が三十四億といふのは、処分に伴う減給額と、それから昇給延伸による不用額、それを含めまして四十二年度から四十八年度まで三十四億五千四百八十三万八千円といふことになつております。

○政府委員(岩間英太郎君) 昇給延伸その他の分につきましては、私どものほうで、正確な数字は承知をいたしておりません。そういうものを含めますと四十二年度から四十八年度まで三十五億といふような数字をおあげになりましたが、あるいはその程度の数字になるかもわかりません。

四十八年までの賃金カットの調べですけれども、

○政府委員(岩間英太郎君) 福岡の場合には、かなり処分がきつかったというふうな面もあるわけになります。そういうことで、全国的に集めたらたいへん金額になると思いますよ。それはどういうふうに扱っているんでござりますか。

○小林武君 関連。局長さん、ほんとうにわからぬんですけど、わからないで済む問題じゃないと私は思うのですが、さっきからやり取り聞いてみると、あまり私は関連好きじゃありませんが、鎌木さんが一生懸命になって質問していることをわからないということは私ではないと思うのですよ。何かこれは県独自の金でとか何とかいうものと違うが、全然国に関係ないことであれば別でしようけれども、わかっているはずですからね、やはりそれはあなたがいまちょっと数字をお持ちにならないということは私は認めますけれども、文部省が全然、これ知つておかなければならぬ範囲に入らないということであるならば、私は承服できないのです。だからやはりはつきりしたお答えをいただきたいと思います。そうしないと進まぬのですよ。女性の方ですかね、われわれのように厚かましくなると、あの手この手いろいろなことを考えますけれども、そういうあの手この手をお考えになる方でございませんからね、きわめて純粹なお立場でこういくでしょ、それをはぐらかすと、これは質問にならないでしまうわけです。だからやつぱりあなたのような老練の方はやはりそれについて、こうだと言つてくださいよ。私はまあそれ以上のことを申し上げません。わかるだけのことは、数字をいま持ち合わせないから、いよいよ調べましてなら話がわかるけれども、それがあなたいかぬですよ。

○政府委員(岩間英太郎君) たいへん恐縮でございますが、この前、賃金カットのお話だったもんでござりますから、私のはうで賃金カットの金額を調べて申し上げたような次第でございます。その他の処分の分につきまして、正確に調べて答えろというふうなお話をございましたら、正確にお答えを申し上げますけれども、いまのところ、大体ただいま先生御指摘のございましたような三十五億という数字がそんなに違つておらないんじやないかと、ということを御返事申し上げたわけでござります。手元に資料がござしませんので、正確なお答えができませんのをたいへん恐縮に存じます。

國は、いま世界じゅうどこをさがしてもすでに一つもありません。世界の動きになつてゐるんですね。世界の動きがこうなつてきたということなのです。ですから、それはさつき言つた、金の鎖が首についていて、そして、日本の國は、もうほんとうに金がなきや一日だって生きていかれないんですよ。そのくらい残酷な國なんですよ。それに対してやはり、そういう残酷な方の中に、人間を縛ることが、教師として、子供との関連の中にいいことでないということです。現に世界の動きが証明している。いま世界ということばを使つたら、日本も入つてゐるわけでござりますから、その世界の中の日本も、そういう方向へ向かつてやるべきなんじやないか。私は、さら紙の件につきましても、いまのストのこの金のこと、日本じゅうの賃金カットした金を集めたら、さぞやすごい金になつてゐるんじやないか。一体この金はどうなつてゐるのだと聞いたのは、カット一人三千円、この三千円の金が、のどの首を縮めて、くといふのは、首を切るということじやなくて教師の精神的構造を変えていく、そのことが一つのねらいになつてゐるんじやないか、ということは、世界の動きに反するんじやないかと思うんでございます。ドイツでも一九六七年に改正になりまして、そのことはよくないということに方向が進んでいるわけでござります。その点について、世界の動きに合わせる気持ちがあるのかどうかという御返事をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) 先生も御案内とのおり、現在わが国では、まあ教員のみならず公務員全般につきまして、いわゆるストを行なうということは禁止をされておるわけでござります。もしくはストが行なわれました場合には、これは行政処分の対象になるということをござしまして、行政処分の対象になりました場合にはこれは戒告以上でござりますと、当然昇給の延伸、それからあるいは減給あるいは停職といふようなところまで处分が行なわれると。その結果、その分だけ俸給の手取りは少なくなるということ、これはいわば当然

と申しますか、そういうふうになるということはわかった上で、ストをおやりになるというふうなことでございまして、私どもは、そういうふうなストが行われないことを、まずお願いをしているわけでございます。特に、私ども、先生のいろんな御意見は承りながら、いろんな教育条件の整備をしてまいりましたが、特に教員の待遇といふ面につきましては、人材確保法を通していただきまして、その待遇改善について、特に配慮するというふうな面もお考えいただきまして、こういうふうなストというようなことをやついただきたくないということを、再三申し上げておるわけでございます。もし、そういうことをやりました場合には、当然それに対するけじめといふもののはつけていかなければならぬということをございまして、そのけじめの一つがただいま申し上げましたような人事管理上のいろいろな処分ということになるわけでございます。現在の日本の法律上の一たてまえから申しましては当然のことございまして、いまのところ、それを変更するというふうなことは考えられないということをございます。

は、金もうけがうまいということで、いろんな文  
化的な立場を計算することができない、教育的な  
立場を金に換算することができない問題なんです。  
換算することができない問題の一番大事なと  
ころを加えて、教育について大臣、おっしゃつて  
ください。

委員長退席 理事斎藤十朗君着席

委員長退席 理事糸藤十朗君着席

でございますので、まず先生方が法律を守るという態度をとつていただけないだろうか。もちろんこの制度を改正するということについていろいろな御意見がある、これはあつてけつこうだとと思うのでございますが、しかしながら、かりにそういうアスト権があつたにしても、スト権というものは処遇の問題について、勤務条件の問題についてと

鈴木美枝子

は教職員の定数改善につきましては、お預りするよう提案もしていきます。いろいろな各方面的手だてながら解決していく以外にないのかと思いま  
せんが、持ちも抱いているところでございま

すよ。以上のことなど

それが全部金でしてきたよ  
ですね。ですから、労働者と  
う前に、金で階級的に人間  
段ときめづけていく。一つ  
のところにもかかってくる  
そのことを知っているので  
う考えているのか、どうい

○國務大臣(奥野誠亮君) 先生方の公務員の方につきまして、スト権を認めていたところ、認めていないところ、いろいろだらうと思うんです。それぞれの国には国の事情がござりますので、それに合つたような運営が行なわれていると、かようて考えておるわけでございます。わが国の場合には、先生方の処遇については、議会がきめるんだと、

しかし、それだけでは先生方の処遇を守るに十分でないといけないので、人事院でありますとか、人事委員会でありますとか、第三者機関を設けてして、先生方の立場に立って勧告をする、その勧告を尊重して議会が所要の制度を打ち立てるという仕組みがとられているわけであります。反面、またしたがって、公務員は同盟罷業権は認めないと、いう態度がとられているわけでございます。ところが、わが国の場合には、不幸なことに一年前から来年はストライキをやると、こういうことときめておられるわけでございまして、こういうところはおそらく世界じゅうがしてもないんじやないだろかと思ひます。

同時にまた、先般私は日教組の委員長の横枝氏と会いました際に、ストライキをやった、被告訴分を受けた、昇給が延伸になつていく、だからそういう昇給延伸を復元してくれないだろうかとうお話をございました。そこで私は、ストライキは禁止になつていてるんだから、将来ストライキをやらないと言いつてくれませんか、言い切つてくれればすぐ片づきますよと、私も骨折りますよと、こう申し上げたところでございまして、しかし、横枝委員長は、そういうことは言い切れないようでございました。私はやはり先生方でございままでの、法治国家の国民を育て上げていくわけ

したり、あるいは教職員の定数改善につきましては、今回御検討をお願いするよう提案もしておるわけでござります。いろいろな各方面の手でたてておられるわけですが、さがしまして、なかなか解決していく以外にないのかだな、こんな気持ちも抱いているところでございます。

○鈴木美枝子君 労働者ということばにこだわっているんじやないでしょうかね。この間の給与の五段階にしましても、この教師の問題だけ言ふと、そこをたいへん強くこだわってきますけれどもね。金で階級的な、そういう差別をしているというふうに私は見るんですね。だから、いま金をもつ持っているほうが価値があるんだという受け取り方が日本じゅうにありますよ。物価の値上げについても、そうです。そういう人間になりたくないと思うから私は言うんですよ。それを労働者といふことばを使ってみたり、そういう言い方の中に出してくれる法律も、金のことを言つているときはいつも階級的ですよ。金によつて人間を差別していく。その差別のしかたが一つじゃないんですよ。貧乏人と金というそれだけじゃないんですね。精神構造まで変えていくつ、金のある人に従わざるを得ないという、そういう行政的なやりかたを感じるからなんです。だから、そういうことをたててお見えにして、やつていらつしやると思いますよ。金で文化も縛ってきてる。文化的なことをやつていれば一番よくわかるんです。ですから、労働者といふことばを利用するというふうに見えます。たとえば映画の仕事をやっておりましても、こんなことは一九五七年のMSA協定でもって池田・ロバートソンの協定の中でどういう約束をしておいでいるかということを一九五七年ですから、あれから今日までの経済成長といわした中での文化の変化というものが、教育、文化、宣伝によって人々の間を変えていく、戦争とのつなぎを断絶していく、というようなことも今までやつていらしたんじゃないですか。そして再び人間と人間のそういう絶された中で経済を今日ひっくり返しておいて、物価を値上げし、そしてあらためて違う問題

の出そととしている。それが全部金でしてきたよ  
うな感じを受けるんですね。ですから、労働者と  
いうようなことばを使う前に、金で階級的に人間  
をこう一段、二段、三段ときめつけていく。一つ  
の例は、児童のさら紙のところにもかかってくる  
んですよ。私たちは、そのことを知っているので  
すよ。以上のこととどう考えているのか、どうい  
うふうに思つていらっしゃるんでしようか、お伺  
いします。

○國務大臣(奥野誠亮君) 私も、鈴木さんと全く  
労働者という表現につきましては同意見でござい  
ます。教師が労働者だなんという考え方には持たれ  
ないで、むしろ、専門職でありますとかあるいは  
勤労者でありますとかいうことはならわかるんで  
すけれども、労働者というようなことばを使わね  
いで、ひとつ先生という仕事の使命感に徹して、  
情熱を傾けていただくような姿に全体がなりたい  
ものだと、かように念願をいたしております。全  
くその点については同じ気持ちであります。

○小林武君 関連。私はいまここであなたと議論  
するつもりはないのですけれども、教師が労働者  
であつたら教育できないなんという考え方を持つ  
ということだというと、これ重大なことだと思います  
のです。少なくとも、鈴木質問というのは、師は  
労働者でないということを強調しているんじゃない  
んですよ。あなたと考え方違なんだ。だからそ  
れを大体じょうずにこまかすような答弁やつてある  
ならば、あなたのほうから確かめて、しかる  
うのははなはだ迷惑であり、もし鈴木委員の質  
問についてあなたがはつきりしないということが  
あるといふことは、ちよつとこれは質問者に對  
する無礼なやり方ですよ。きょうは労働者である  
という教師に対しての侮辱はあとにかく、諷諭  
はあとに延ばすとして、質問者に對して、言つた



車場にかけないでこれるようなものは、直行してまとめて送るほうが国鉄としては全体的に輸送がスムーズにいきますし、国鉄のコストダウンになつていくというふうなことで、紙の輸送をまとめようというふうな趣旨で、飯田町にセンターをつくったわけです。それで、東京都内にいろいろな駅がございまして、そういうところにばらばらに紙が着いておりますと、持つてくるのが、ヤードで、操車場で仕分ける場合にまた方面が多岐にわたるというふうなことがありますので、まとめた輸送センターをつくったほうがよからうということでセンターを設けたわけでございます。大量の紙は、そういうメーカーさんの工場から出てまいるものですから、そこからある地区を合わせまして一本で持ってきて、東京の整備した基地にして専門的な列車で集めてまいるというふうなことでつくりまして、そういたしますと、飯田町のあたりが一番需要家先に近いということであそこの基地を選び、そこで保管し、それからそこからすぐ需要家先に配達するものというふうなものを分けましてやるというふうなことで、あの輸送センターをつくったわけでございます。そういうようなことで、国鉄とメーカーさんと合わせてあそこに出資会社をつくりまして、輸送センターをつくるということで、その輸送会社に土地を貸しておるというふうなことになります。

○鈴木美枝子君 国鉄は貸しているともうかるのですか。

○説明員(広野恵夫君) 土地については、約敷地で輸送がふえていくというふうなことがござります。そのほかに土地を貸した料金もいただけるというふうなことになつてござります。

○鈴木美枝子君 センターの敷地はどのくらいかわかりますでしょうか。おっしゃってください。

そこに五階の建物をつくりまして、勾配上下から飯田町、東京に二軒しかないのですから、その一軒を。

申し上げまして、一、二階が——一階、一番下の  
ほうはトラックですぐ需要家のところへ持つていい  
くところでございます。二番目のところに列車が  
入つてまいります。そこまでは国鉄の財産という  
ことになりますて、それから上の三階以上が倉庫  
ということになつております。

○鈴木美枝子君 五階建てなんです。中を見ます  
と、一階はさつきおしゃつたような新聞の巻き紙  
がござりますね。紙センターができ上がったのは  
四十七年の十一月と、いうことになつております  
す。そうして株式会社の組織になつていますね。  
ですから、その間もうけたのはどこへ行つちやつ  
てんですかと聞いているのですよ。そして、元国  
鉄にいた人がそこの役員をしていますね。この代  
表取締役はだれですか。

○鈴木美枝子君 そして、私が十二月に飯田町紙センターへ参りましたときには、その場所は以前、検修の場所だったと聞きました。貨車の検修の場所。貨車を検査する場所だった。貨車の検査といふのは、貨車の安全のために交番検査と修繕を行なうという。交番検査は以前は三十六名いた。いまはほとんど——そこに紙センターが建つてしまったから。そういうことは、どこでやっているんですか、飯田町の中では。

○説明員(広野恵夫君) ちょっととさだかに、その点については目下調べておりませんので明確にお話しできませんが、そこは貨物駅がもともとあ

すけれど、一階は新聞の巻き取りがあり、さつきあなたがおっしゃったとおりトラックで運んでおりました。二階は貨車がびったり入りまして外からは見てないようになつておりまして、あそこには、初めうわさでは紙が置かれる場所だというふうにはなつておりますんで、鉄道弘済会の商品が入るというふうなうわさが鉄道内で働いている人たちには言われていて、私もそれを聞いたんです。五階建てで、そして二階建てのところへ貨車が入るんです。そして三十分おきに二十両の貨車が入ってくるんですね。紙がないというときに、列車二十両で三十分間隔で二階建てのところへ入ってきていた、こういう状態だったんだです。あなたは国鉄の方ですから、紙についてはまた行政が違うようですから通産省の人間に聞かなきやならないのですけれども、紙がないといつているときには、列車二十両で三十分ごとに入っていた。貨車は、この会社が買い取っているんですか。

○説明員(広野恵夫君) 列車は買いついているわけでございませんで、国鉄の貨物輸送として荷主から運賃をいただきまして運んでいるものでござ

○鈴木美枝子君 専務はどなたですか。村田さんですね。  
○説明員(広野恵夫君) 専務でございます。専務取締役でござります。  
○鈴木美枝子君 元何だったのですか。どういう仕事の人ですか。  
○説明員(広野恵夫君) 国鉄の元監察局長をやつていた人でござります。  
○鈴木美枝子君 それでは、元国鉄管理職の方でござりますから、天下ったというわけでござりますね。国鉄の管理職の人と王子製紙社長が紙セントナーの社長それから専務、そういうふうにして、この紙セントナーはでき上がっているのですね。  
○説明員(広野恵夫君) 会社をつくるに際しましては、紙メーカー八社と国鉄とそれから通運業界といふところでつくったものでございまして、そ

○鈴木美枝子君 やつぱり貨車を調べたり検修する場所に紙センターをつくったんですね。国鉄の方なんですかから、それをよく調べてもらわないとあとで危険ですからね。やつぱり検修して調べたりしなければなりませんから。

○説明員 広野恵夫君 貨車の検修の安全性のほうは、貨車の検修の関係のほうでよく検討をした結果、別なのところで検修の安全ということを期して、飯田町でなくともよろしいというふうになつたんではないか、これは確たる、私、確信を持つて——実情わかりませんけれども、いままで確かに国鉄いたしましては、貨車の安全ということは、私どもの最大の使命でございますので、その辺については十分検討したものと考えておる次第でございます。

○鈴木美枝子君 そして、紙がないときに飯田町紙センターにストックされていたわけでございま

○鈴木美枝子君 三者が一緒に金を出して  
いるわけだけれども、日通、国鉄、大手七社。そ  
して、貨車が紙だけ載せて入ってきてるんです  
ね、紙がないといわれてるときに。私が飯田町  
紙センターに行つたのは、十二月でした。七月三  
十日に受け入れたのが百三十二トン、九月六日に  
受け入れ、貨車から入れた紙がそのままになつて  
いるわけです。ストックされた月は九月二十九日  
のまま、十月二十二日そのまま、そして十一月  
紙がないと、こういうような状態でございました。  
一階が新聞巻き取り、二階が上質紙、出版その他の  
紙。大体、四階が十条製紙の紙でございました  
ね。五階が紙だけじゃないんですよ。ビニール電  
線もございました。日立のモートルもありました。  
室内用換気扇もございました。トイレット用の換  
気扇もございました。そして、よく見ましたら、  
丸紅と書いたラベルも張ってありました。五階は

○鈴木美枝子君　国鉄は貸しているともうかるのですか。

○説明員(広野恵夫君)　貨物輸送がまとまつて、輸送がふえていくといふうなことがございます。そのほかに土地を貸した料金もいただけると、いうふうなことになつてござります。

○鈴木美枝子君　センターの敷地はどのくらいかわかりますでしょうか。おっしゃってください。

飯田町、東京に二軒しかないのですから、その一軒を。

○説明員(広野恵夫君)　土地については、約敷地で七千平米ぐらいの用地、倉庫敷がござります。そこに五階の建物をつくりまして、勾配上下から

○説明員(広野恵夫君) 貨車の検修の安全性のほうは、貨車の検修の關係のほうでよく検討をした結果、別なのところで検修の安全ということを期して、飯田町でなくともよろしい、というふうになつたんではないか、これは確たる、私、確信を持つて——実情わかりませんけれども、いままで確かに国鉄いたしましては、貨車の安全ということは、私どもの最大の使命でございますので、その辺については十分検討したものと考えておる次第でございます。

○鈴木美枝子君 そして、紙がないときに飯田町紙センターにストックされていたわけでございまして、

紙センターに行ったのは、十二月でした。七月三十日に受け入れたのが百三十二トン、九月六日に受け入れ、貨車から入れた紙がそのままになっているわけです。ストックされた月は九月二十九日そのままで、十月二十二日そのまま、そして十一月紙がないと、こういうような状態でございました。一階が新聞巻き取り、二階が上質紙、出版その他の紙。大体、四階が十条製紙の紙でございましたね。五階が紙だけじゃないんですよ。ビニール電線もございました。日立のモーターやもありました。室内用換気扇もございました。トイレット用の換気扇もございました。そして、よく見ましたら、丸紅と書いたラベルも張ってありました。五階は

丸紅、日立にも場所を提供しているんですか。

○説明員(広野恵夫君) 先生のお話の中で、一階は新聞巻き取り紙というお話でございましたが、実はそういう仕分けではございませんで、一階は

二階に着いた貨車からすぐ需要家に持つてまいるために下へおろして、そこからすぐ運ぶというふうなことでございまして、二階は列車の着くところ、三階以上が倉庫というふうになつております。それで入っている中身はもちろん紙でございます。紙が主体というふうになるセンターでございますが、会社の経営その他から考えて若干の電線、あるいは換気扇その他を扱つたということでおございまして、五千トン程度のものが八月ぐらいから十二月ぐらいまでの間に入つて、三千トンぐらいい出たというふうに聞いておるわけでございま

○鈴木美枝子君 私は、時間がもう予定が過ぎたので、また次回も続きをやらしていただくことにしまして、そしてここのこところでちょっとまとめてお話をさせていただきます。

飯田町紙センター 高島平岡地紙センターと東京に二軒しかない。その二軒のうちの一番大きい飯田町紙センターの中には、さっき言いましたように、七月から十一月まで紙がストックされていました。そしてストックされている間に、丸紅や日立の製品が、五階にはコードまで入っていた。そして世間には紙がないと思われているうちに、大手製紙がストックしている分だけ、資本のあるところは紙を買い込んでいたのではないでしょうか。隠すと同時に買い込むこともできたんじゃないのか。買い込んでいる間は、紙がない。紙はさっき言いましたように二十円ずつ上げられていった。これは、出版のことについて言っているんですけどね。六月、七月、八月、九月と二十円ずつ上げてきておいて、紙がなくなったとき、やみ値を三百円にした。現在では二百四十円です。去年の百四十円から二百四十円に紙を上げた。だから出版の紙を買いためのできたところは本を安く出せるわけですよ。大手出版社は安く本が出せるんですね。

中小企業の出版は出せないようになつてゐる。本の出版は、将来言論の問題も含まれてゐると思うのです。この次は、そういう言論についてやらし  
ていただきましょう。

○白木義一郎君 最初に、大臣の所信についてお伺いしておきたいと思ひますが、大臣は所信において、冒頭、「学制百年の歴史を刻んだわが国の教育は、新たな教育百年への飛躍を期して、多くの関係者により鋭意努力が重ねられております。ところで本年はきびしい試練の年であります。」との、このように冒頭におっしゃっておりますが、この大臣が感ぜられたきびしい試練の年という意味ですね、大臣の受け取り方についてちょっとただしうきたいと存じます。

ではなかつたかと、こう思うわけでござりますけれども、相當な経済混乱が起きてまいつたわけでござります。その間に消費者側といつたしましては、メーカーが売り惜しみをする、そして物価のつり上げをやつしていると、きびしい批判が浴びせられておりました。当時また、メーカーとしては、消費者が買いあさりをやつしていると、買い占めをやらされたんじや、ちょっとやそつと増産しても追つけない、こういうようによ責任を消費者に向ける言動がかなり行なわれました。また半面、物価が高騰してきている、そこに根本原因があるんだと、やはり政治の責任だと、政治を正さなければ解決ができない、などと、うような議論もあつたりしま

して、相互に責任を転嫁し合うというような、国民の中におけるそういうひどい混乱さえも見かけられたような感じがするわけでございます。そうなつてまいりますと、過去三十年近い間の教育の姿、それなりに十分成果を発揮して、それをそのとおり続けていい、いいものだらうかどうか、こう考えますと、過去三十年はどうらかといいますと、戦前の教育の反省の上に立つて行なわれてきたと思うわけでございます。その結果、超國家主義の教育をためなきやならない、やはり個人が大切だと、個人の充実に力を入れなければならぬと、

それはそのとおりであつたわけでござりますけれ

ども、どちらかといいますと、利己主義的な考え方方が先に立っているんじゃないだろうかななどという気持ちもわいてくるわけでござります。そういう

のような意味をいろいろ考えてまいりますと、やはりこの際、もう一ぺん戦後三十年のあり方を振り返ってみて、これからよりよい方向をもう一ぺん求め直していくといふような努力が重ねられる必要があると、こう考えるわけでございます。そういう意味におきまして、国民みんながひとつ考え方合っていくべきじゃないだろうか。そうして資源の問題でいいますと、やはり有限の資源を適正にこれを使いつていかなきやならないといふようなこともございましょうし、また、自分の生活もさることながら、士気を本を開くのあらうことで、開

ある姿をもたらすよう努力していくべきやならないというようなことも考えられますし、そういう意味でいろいろみんなで研究話し合い試練の年だと、こういう気持ちで書かせていただいたわけでございます。

○白木義一郎君 その「きびしい試練の年であります。」という次に、「資源に恵まれないわが国が、今日の試練を乗り越えて、限りない未来にわたつて発展を続け、真に健康にして文化的な生活を営むような国家社会を築き、世界の繁栄と平和に貢献していくためには、心豈かで創造力に富み、かつ、国際人としてだれからも尊敬され、信頼されて育んできた日本人の資質とはよほど不可離り

「おも大切であると確信いたします。」、「まあ、このとおりだと思いますけれども、ここはむしろ私としては、教育の対象とした子供あるいは児童よりも、いまのおとなのはうがこれが必要じゃないか、こんな感じを持ちますが、続いて、「自己の利益のみを追求することなく、将来の日本にならう氣概を持つ人づくりの重大さをあらためて痛感し、新たな決意をもって、秩序ある教育環境を整え、教育、学術、文化の刷新、充実のために積極的な施策の推進につとめてまいります。」と、まことにけつこうなことであります。

そこで、この「秩序ある教育環境」が整つてい

るかどうか、これについて、いまちょうど四月と  
いう入学、進学の時期であります。で、各家庭の  
子供を持つ親御さんたちは、教育というものに対

して特に関心を持つ時期であります。ところが、教育という、親にとって、また、子供にとっても大事な時期につけ込んで、値上げブームに便乗するかのように、教育関係の特に文具用品、学用品ですね、文具類、教育機器がものすごい値上がりをしてしまいました。これは大臣が所信でおつしやっている秩序ある教育環境を整えるという決意に反対する現状であり、これは現下の重大な問題であると思いつます。ですが、この点について大臣はどのようにお答えになるかお伺いしておきます。

○白木義一郎君 文部省は、このいま問題になつてゐる学用品の値上げについて、ことしの二月の十六日に調査を行なつたといわれておりますが、その調査の結果について御報告を願いたいと思ふるということであつてまいつたわけでございました。先ほど鈴木委員からさら紙のお話がございましたけれども、そういう措置も、その中における一つの産物だと御理解いただきたいわけでござります。十分ではございませんけれども、何がしかのお役には立つてきてるんじやなかろうかと、こう考えてゐるところでござります。

ます。

○政府委員(安藤彌君) 文部省は、都道府県の教育委員会に依頼をいたしまして、主要な学用品の価格の動向の調査をいたしておりますがございました。ただいま二月というお話をございましたが、二月における文部省調査の結果を申し上げますと、ややこまかになりますけれども、B5判のノートブックでございますと七十五円、それからA5判のノート、これはいわゆる学習帳でございますが、これが六十八円、鉛筆HB一ダースが二百四十円、クレヨンの細巻きが百八十円、クレバースの細巻きが百八十七円、絵具が三百七十九円、運動ぐつが六百四十円、まあそうしたような値段を把握をいたしております。

○白木義一郎君 文部省は、そのいま調査の結果を報告をされましたけれども、それについてどのよう分析をされ、また、どのように今後対処していくかということについてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(安藤彌君) 物の価格は、これは非常に構成が複雑なわけでございますが、そうした点につきましては、こうした物資を直接所管しておられます通産省当局にこの価格の分析と申しますか、分析の結果、適正であるかどうかといったような検討をお願いをいたしまして、価格のあり方、あるいは物の需給の面につきましては、通産当局にこれに対する措置をお願いをしておるというところでございます。文部省は、こうした価格の動向を教育現場からも吸い上げまして、これを通産当局にお知らせをしまして、その物資の十分な供給、あるいは低廉な価格における供給をお願いをするという立場でございます。文部省自身におきまして、こうした物資の、何と申しますか、原価計算ということはあるかどうかわかりませんが、そういう分析をし、それが適当であるかどうかといたような判定は、私どものまあ組織、権限等から申しましても問題があるわけござりますので、いたしていないということが実情でござります。

○白木義一郎君 それでは通産省にお尋ねしますが、通産省は、現在この学用品の価格については、文部省との連携において当然掌握をし、その状態をつかんでおられると思いますので、御説明を願いたいと思います。

○説明員(矢橋有彦君) 大筋におきまして、ただいま文部省から御説明のございましたとおりでござります。ややこまかになって恐縮でございますが、ノートB5判、三十枚につきましては、平均的に見まして一冊七十五円ないし八十円、それからクレヨンの十二色の細巻きがおおむね七十円、それから鉛筆の標準もの、HBでございまして、これが一ダース当たり二百四十円、それからクレヨンの十二色の細巻きがおおむね百七十円、それから運動ぐつのうちビニール前ゴムぐつといわれます児童用の運動ぐつにつきましてはおおむね五百十円、消しゴムの標準品が一個三十円、大体おも立ったものを申し上げます以上のことよりでございますが、ただし、店によりまして若干の上下がございます。そして多くはむしろまだいま私が申し上げました価格より値引きをしておる店もござりますし、さらに、私ども値段が上がりります以前の安い時期に仕入れましたいわゆる旧価格品については、値上がりといえどもなお旧価格で売り続けていただきたいという旨の指導を行なっております関係上、中にはいわゆる定価が改定されても、なお、安く売り続けておる店もかなりあるようございまして、実勢はだいま申し上げました水準を下回つてゐるものもかなりあるようでございます。

○白木義一郎君 いまの各品目の示していただきた値段は、これ通産省の行政指導による標準価格ですか。

○説明員(矢橋有彦君) 学用品あるいは文房具類につきましては、御承知のとおりきわめて品目が多くございます。そこで、正直申ししまして一〇〇%完全な原価掌握ということは、実際上不可能でございます。そこで、私どもといたしましていろいろの統計を利用いたしますとともに、業界のヒヤリングに基づく知識も加えましてコスト推計をいたわざいます。その結果、一番大きく響いておりますのがやはり原料価格の高騰でござります。たとえば塗料、顔料、これは二倍半から三倍ぐらいに値上がりをしております。たとえば塗料は鉛筆にも使いますし、その他にも使います。顔料はクレヨン、クレバース、繪具に使うものでございます。それはか合成樹脂、包装資材、接着剤、こういったものが二倍前後に値上がりをしております。それから薄板が六割くらい上がっておりまます。それからあと木材とか黒鉛といったものにつきましては三割ないし四割の値上がりをしております。一口に申しますならば、学用品は、最近の石油ショックの影響をコスト的に最も大きく受けたわけでございます。それから薄板が六割くらい上がります。それからあと木材とか黒鉛といったものにつきましては三割ないし四割の値上がりをしております。

○白木義一郎君 そこで、いま通産省のほうで掌握しているこの値段の価格の行政指導というか、そのきめ方ですね、標準価格というのか、そのきめ方の根拠を伺つておきたいと思います。

○説明員(矢橋有彦君) 学用品につきましては、昨年の末から今年の初めにかけましてほとんどの品目、相当の大額な上昇を見たわけでございます。他方、四月の新学期が迫つておりましたので、放

て若干異りますけれども、標準品につきましては、一割ないし三割の引き下げを強力に指導いたしました。そして、その結果、下がった後の価格水準でござります。

○理事(藤十朗君退席、委員長着席) 「理事」

○白木義一郎君 そこで、私のほうで実際のこの小売り価格を調べたところが、いまのあなたのおっしゃったような値段ではどこでも手に入らない。たとえばB5のノートは現在九十円、また半紙は一じょう四十円というお話ですけれども、買おうとすれば六十円でなければ買えない、まあこういう実情でございます。

そこで、いま、若干安い品物もあると、こういうお話がありましたが、それはどんな品目でしよう。

○説明員(矢橋有彦君) たとえばクレヨンの十二色細巻きにつきまして先ほど二百円と申し上げたと同じく百七十円と申し上げたわけでございますが、これをそれぞれ百五十円とか、百二十円で売つている場合もかなりあるようでございます。そして、ななかな判定がむずかしいございます。標準品であるかどうかという判定がむずかしいものでございますが、五百十円といふものが四百円でございますが、五百十円といふものが五百円でございます。これは一例として申し上げるわけでございます。

○白木義一郎君 そこで、いま通産省のほうで掌握しているこの値段の価格の行政指導というか、そのきめ方ですね、標準価格というのか、そのきめ方の根拠を伺つておきたいと思います。

○説明員(矢橋有彦君) 学用品につきましては、昨年の末から今年の初めにかけましてほとんどの品目、相当の大額な上昇を見たわけでございます。これがございましても企業努力により吸収するとい

置いたしますと、これが高値が定着することが憂慮されたわけでございます。そこで、私どもいたしましては、一応のコスト推計に基づきまして、応急措置をいたしまして、全品目は無理といたしましても、かりに標準品にしぶるならば、値下げが可能であるとおぼしきりぎり最大限の線を当省から打ち出しまして、各品目の主要会社に強力に指導した結果、先ほど申し上げましたように、品目によって若干異なりますが、一割ないし三割の引き下げが実現をしたというわけでございま

うことも可能な場合も多いかと考えるわけでござりますけれども、文房具業界は、ほとんどの品目について中小零細企業によつて生産されてるわけでございます。加えて、流通段階を見ますと、正式の統計にはつきりとあらわれておりますだけで、文房具の小売り業者は六万五千店ございますが、当然統計には暗数がござりますので、おそらくは十万をこえる企業かと考へておるわけでござります。そして、それはとんどがいわゆる個人經營でございまして、流通上のコストダウンということも実際問題としてなかなか困難な業況にあるわけでござります。まあ、こういったことから原料の値上がりをうまく吸収できないで、その大半を小売り価格の上昇にはね返らざるを得ないという困難な業況があるということ、私どもとしては、調査を進めるにつれてだんだんとつきわかつてきただよな次第でござります。

○白木義一郎君 そうすると、紙なんかはあなたのおつしやるようによ零細企業でできてくるんですか。

○文房具に必要なノートあるいは原稿用紙等は、まあこれも異常な値上がりをしてるわけですから

ども、その原料がどのくらい上がったか。

○説明員(矢橋有彦君) たまたま私が多くは中小零細企業であると申し上げましたのは、文房具類のメーカーの、あるいは文房具類の流通業界のこ

とを申し上げたわけでございまして、文房具の原料となります紙とか石油化学製品その他は必ずしもそうでございませんで、先生たまたま御指摘の

ようにある程度の部分は大企業の手によつて生産をされているものも多うございます。

○白木義一郎君 そこで大臣、最初に申し上げた所信の「秩序ある教育環境を整え」という大臣の決意と、現在の、いま報告がありました通産省から、実情はこうなんだと、みんな石油のショックで原料が値上がりしたからやむを得ないんだと、こういうようなことであれば、秩序ある教育環境を整えるなんということは文部大臣が言う必要ないわけです。これをどうするかというのがまあ文部大臣の責任じゃないかと思うんです。その

点ちょっと伺いたいと思います。

○國務大臣(奥野誠亮君) 秩序ある教育環境を整える一つの問題点だらうと、かように考へるわけ

でござります。昨年の石油危機以来、先取り値上

げなどもかなり行なわれてきておりますし、まだ

不安定要素も若干あるわけでござります。電力の

料金をどうするか、また、国外的な影響もなお日

本としては受けざるを得ない問題が若干残ってい

るようでございます。私たちといたしましては、

早く不安定な要素もなくなり、そして公正な競争

のもとにおいて価格が安定をする、そういう大き

な経済問題をかかえておるわけでございまして、

私どもとしては、少しでも早くそういう時代が来

ますよう願つていかなきやならない。一文教行

政だけの問題ではございませんで、国民生活全体

の上からも早く安定した事態が来るよう努力し

ていかなきやならないと、かように願つていて

ころでござります。

○白木義一郎君 そういうようだ大きな問題に広

げてしまふと、文部大臣の立場というのがぼやけ

てきますんで、教育環境といふことについて、

大臣として、こういう方向に進めたいとか、具体的な考えはこうなんだと、うことをお聞きしたい

わけですから、それを実情を御説明願いたいと思

いと思うのです。

そこで、三月に行なつたデパートあるいはスー

パーに対する凍結価格について伺つておきたいと

思います、具体的にその作業を、どういう状態で

ねばならない、というようなことにならざるを得な

いと思うのです。

そこで、三月に行なつたデパートあるいはスー

パーの上からも早く安定した事態が来るよう努力し

ていかなきやならないと、かように願つていて

ころでござります。

○白木義一郎君 そういうようだ大きな問題に広

げてしまふと、文部大臣の立場というのがぼやけ

てきますんで、教育環境といふことについて、

大臣として、こういう方向に進めたいとか、具体的な考えはこうなんだと、うことをお聞きしたい

わけですから、それを実情を御説明願いたいと思

いと思うのです。

そこで、三月に行なつたデパートあるいはスー

パーに対する凍結価格について伺つておきたいと

思います、具体的にその作業を、どういう状態で

ねばならない、というようなことにならざるを得な

いと思うのです。

そこで、三月に行なつたデパートあるいはスー

パーの上からも早く安定した事態が来るよう努力し

ていかなきやならないと、かのように願つていて

ころでござります。

○白木義一郎君 そういうようだ大きな問題に広

げてしまふと、文部大臣の立場というのがぼやけ

てきますんで、教育環境といふことについて、

大臣として、こういう方向に進めたいとか、具体的な考えはこうなんだと、うことをお聞きしたい

わけですから、それを実情を御説明願いたいと思

いと思うのです。

そこで、三月に行なつたデパートあるいはスー

パーに対する凍結価格について伺つておきたいと

思います、具体的にその作業を、どういう状態で

ねばならない、というようなことにならざるを得な

いと思うのです。

そこで、三月に行なつたデパートあるいはスー

パーの上からも早く安定した事態が来るよう努力し

ていかなきやならないと、かのように願つていて

ころでござります。

○白木義一郎君 そういうようだ大きな問題に広

げてしまふと、文部大臣の立場というのがぼやけ

てきますんで、教育環境といふことについて、

大臣として、こういう方向に進めたいとか、具体的な考えはこうなんだと、うことをお聞きしたい

わけですから、それを実情を御説明願いたいと思

いと思うのです。

そこで、三月に行なつたデパートあるいはスー

パーに対する凍結価格について伺つておきたいと

思います、具体的にその作業を、どういう状態で

ねばならない、というようなことにならざるを得な

いと思うのです。

そこで、三月に行なつたデパートあるいはスー

パーの上からも早く安定した事態が来るよう努力し

ていかなきやならないと、かのように願つていて

ころでござります。

○白木義一郎君 そういうようだ大きな問題に広

げてしまふと、文部大臣の立場というのがぼやけ

てきますんで、教育環境といふことについて、

大臣として、こういう方向に進めたいとか、具体的な考えはこうなんだと、うことをお聞きしたい

わけですから、それを実情を御説明願いたいと思

いと思うのです。

そこで、三月に行なつたデパートあるいはスー

パーに対する凍結価格について伺つておきたいと

思います、具体的にその作業を、どういう状態で

ねばならない、というようなことにならざるを得な

いと思うのです。

そこで、三月に行なつたデパートあるいはスー

パーの上からも早く安定した事態が来るよう努力し

ていかなきやならないと、かのように願つていて

ころでござります。

○白木義一郎君 そういうようだ大きな問題に広

げてしまふと、文部大臣の立場というのがぼやけ

てきますんで、教育環境といふことについて、

大臣として、こういう方向に進めたいとか、具体的な考えはこうなんだと、うことをお聞きしたい

わけですから、それを実情を御説明願いたいと思

いと思うのです。

そこで、三月に行なつたデパートあるいはスー

パーに対する凍結価格について伺つておきたいと

思います、具体的にその作業を、どういう状態で

ねばならない、というようなことにならざるを得な

いと思うのです。

そこで、三月に行なつたデパートあるいはスー

パーの上からも早く安定した事態が来るよう努力し

ていかなきやならないと、かのように願つていて

ころでござります。

○白木義一郎君 そういうようだ大きな問題に広

げてしまふと、文部大臣の立場というのがぼやけ

てきますんで、教育環境といふことについて、

大臣として、こういう方向に進めたいとか、具体的な考えはこうなんだと、うことをお聞きしたい

わけですから、それを実情を御説明願いたいと思

いと思うのです。

そこで、三月に行なつたデパートあるいはスー

パーに対する凍結価格について伺つておきたいと

思います、具体的にその作業を、どういう状態で

ねばならない、というようなことにならざるを得な

いと思うのです。

そこで、三月に行なつたデパートあるいはスー

パーの上からも早く安定した事態が来るよう努力し

ていかなきやならないと、かのように願つていて

ころでござります。

○白木義一郎君 そういうようだ大きな問題に広

げてしまふと、文部大臣の立場というのがぼやけ

てきますんで、教育環境といふことについて、

大臣として、こういう方向に進めたいとか、具体的な考えはこうなんだと、うことをお聞きしたい

わけですから、それを実情を御説明願いたいと思

いと思うのです。

そこで、三月に行なつたデパートあるいはスー

パーに対する凍結価格について伺つておきたいと

思います、具体的にその作業を、どういう状態で

ねばならない、というようなことにならざるを得な

いと思うのです。

そこで、三月に行なつたデパートあるいはスー

パーの上からも早く安定した事態が来るよう努力し

ていかなきやならないと、かのように願つていて

ころでござります。

○白木義一郎君 そういうようだ大きな問題に広

げてしまふと、文部大臣の立場というのがぼやけ

てきますんで、教育環境といふことについて、

大臣として、こういう方向に進めたいとか、具体的な考えはこうなんだと、うことをお聞きしたい

わけですから、それを実情を御説明願いたいと思

いと思うのです。

そこで、三月に行なつたデパートあるいはスー

パーに対する凍結価格について伺つておきたいと

思います、具体的にその作業を、どういう状態で

ねばならない、というようなことにならざるを得な

いと思うのです。

そこで、三月に行なつたデパートあるいはスー

パーの上からも早く安定した事態が来るよう努力し

ていかなきやならないと、かのように願つていて

ころでござります。

○白木義一郎君 そういうようだ大きな問題に広

げてしまふと、文部大臣の立場というのがぼやけ

てきますんで、教育環境といふことについて、

大臣として、こういう方向に進めたいとか、具体的な考えはこうなんだと、うことをお聞きしたい

わけですから、それを実情を御説明願いたいと思

いと思うのです。

そこで、三月に行なつたデパートあるいはスー

パーに対する凍結価格について伺つておきたいと

思います、具体的にその作業を、どういう状態で

ねばならない、というようなことにならざるを得な

いと思うのです。

そこで、三月に行なつたデパートあるいはスー

パーの上からも早く安定した事態が来るよう努力し

ていかなきやならないと、かのように願つていて

ころでござります。

○白木義一郎君 そういうようだ大きな問題に広

げてしまふと、文部大臣の立場というのがぼやけ

てきますんで、教育環境といふことについて、

大臣として、こういう方向に進めたいとか、具体的な考えはこうなんだと、うことをお聞きしたい

わけですから、それを実情を御説明願いたいと思

いと思うのです。

そこで、三月に行なつたデパートあるいはスー

パーに対する凍結価格について伺つておきたいと

思います、具体的にその作業を、どういう状態で

ねばならない、というようなことにならざるを得な

いと思うのです。

そこで、三月に行なつたデパートあるいはスー

パーの上からも早く安定した事態が来るよう努力し

ていかなきやならないと、かのように願つていて

ころでござります。

○白木義一郎君 そういうようだ大きな問題に広

げてしまふと、文部大臣の立場というのがぼやけ

てきますんで、教育環境といふことについて、

大臣として、こういう方向に進めたいとか、具体的な考えはこうなんだと、うことをお聞きしたい

わけですから、それを実情を御説明願いたいと思

いと思うのです。

そこで、三月に行なつたデパートあるいはスー

パーに対する凍結価格について伺つておきたいと

思います、具体的にその作業を、どういう状態で

ねばならない、というようなことにならざるを得な

いと思うのです。

そこで、三月に行なつたデパートあるいはスー

パーの上からも早く安定した事態が来るよう努力し

ていかなきやならないと、かのように願つていて

ころでござります。

○白木義一郎君 そういうようだ大きな問題に広

げてしまふと、文部大臣の立場というのがぼやけ

てきますんで、教育環境といふことについて、

大臣として、こういう方向に進めたいとか、具体的な考えはこうなんだと、うことをお聞きしたい

わけですから、それを実情を御説明願いたいと思

いと思うのです。

そこで、三月に行なつたデパートあるいはスー

パーに対する凍結価格について伺つておきたいと

思います、具体的にその作業を、どういう状態で

ねばならない、というようなことにならざるを得な

いと思うのです。

そこで、三月に行なつたデパートあるいはスー

パーの上からも早く安定した事態が来るよう努力し

ていかなきやならないと、かのように願つていて

ころでござります。

○白木義一郎君 そういうようだ大きな問題に広

げてしまふと、文部大臣の立場というのがぼやけ

てきますんで、教育環境といふことについて、

大臣として、こういう方向に進めたいとか、具体的な考えはこうなんだと、うことをお聞きしたい

わけですから、それを実情を御説明願いたいと思

産動態統計あるいは業界統計、主要事業の市況価格、中小企業の原価指標、有価証券報告書その他をも参考いたしまして、通産省において、完全なものではございませんが、一応のコストの推計を行なつた上で、標準品にしほるならば、ぎりぎり、最大限できる範囲で指導をし、一割ないし三割の引き下げになつたわけでございます。それから、三月十六日の指導は学用品もちろん含んでおりますけれども、日用品全般につきまして、石油製品が大幅に上がつた余波を受けないように、少なくとも、現在の価格水準で凍結してもらうような指導をしたわけでございまして、その際、学用品につきましては、二月初めに行ないました一割ないし三割の引き下げは当然織り込んでもらいましたが、現時点でも安く売つて、加えて今までそれよりもたとえ安く売つておった向きも含めて、今後とも価格を中間原材料が上がつても上げないようなどいう指導を行なつたわけでございます。

○白木義一郎君 その点なんですが、業者がいろいろな理由をつけて値段をつり上げると、あとから政府あるいは通産省が行つて、これはけしからぬと、だから一割ないし三割は値引きを考えるべきである、こういう指導をされたと、こういうことですが、やはりもつとも内容に立ち入つて原価の面から、これは完全なる便乗値上げといわれてもやむを得ないじやないかというような点で行政指導をがつかりとしていただかないと、これはほかの品物と違つて要するにわが国の将来の大いな教育問題に関係する品物ですから、そういうふうにやつたのだと、それで、文部省のほうから行つて調べたら大体その値段になつていて、こういうようなことはでは、大臣の所信からあるかに遠のいてしまう。迷惑するのは学生を持った家庭のみならず、これから希望を持って勉強している子供たちも世間の波に巻き込まれて不安な気持ちを当然起こすようになつて、大臣が決

意を述べられた秩序ある教育環境の中で勉強できること、こういうことになるおそれがあることをも参考いたしまして、通産省において、完全なものはございませんが、一応のコストの推計を行なつた上で、標準品にしほるならば、ぎりぎり、最大限できる範囲で指導をし、一割ないし三割の引き下げになつたわけでございます。それから、三月十六日の指導は学用品もちろん含んでおりますけれども、日用品全般につきまして、石油製品が大幅に上がつた余波を受けないように、少なくとも、現在の価格水準で凍結してもらうような指導をしたわけでございまして、その際、学用品につきましては、二月初めに行ないました一割ないし三割の引き下げは当然織り込んでもらいましたが、現時点でも安く売つて、加えて今までそれよりもたとえ安く売つておった向きも含めて、今後とも価格を中間原材料が上がつても上げないようなどいう指導を行なつたわけでございます。

○白木義一郎君 その点なんですが、業者がいろいろな理由をつけて値段をつり上げると、あとから政府あるいは通産省が行つて、これはけしからぬと、だから一割ないし三割は値引きを考えるべきである、こういう指導をされたと、こういうことですが、やはりもつとも内容に立ち入つて原価の面から、これは完全なる便乗値上げといわれてもやむを得ないじやないかというような点で行政指導をがつかりとしていただかないと、これはほかの品物と違つて要するにわが国の将来の大いな教育問題に関係する品物ですから、そういうふうにやつたのだと、それで、文部省のほうから行つて調べたら大体その値段になつていて、こういうようなことはでは、大臣の所信からあるかに遠のいてしまう。迷惑るのは学生を持った家庭のみならず、これから希望を持って勉強している子供たちも世間の波に巻き込まれて不安な気持ちを当然起こすようになつて、大臣が決

そこで、原価も明確にせずに推量で、しかも現在の値段を見て、それから二、三割下げるべきじやないかというのは、いかにもみんなが聞いたらこなれは當てずばうの指導というか、そうなると、業者は何かあれば上げておいて、あとからお役人が来てこう言うから、じゃ、そういうふうにいたしましょうというようなことになりかねない。こないう点をどう通産省は責任持って指導をし、国民が納得する状態をつくっていくかということが実はわれわれの心配であり、ぜひとも、そうあらねばならないと思うわけですが、そういう点についてどうでしょうか。

○説明員(矢橋有彦君) 先ほども申し上げましたように、私ども価格引き下げ指導にあたりましては完全なものではないかもわかりませんけれども、私どもとして、できる範囲の精力をそそぎまして、コスト推計をいたしました結果を勘案いたしまして指導をしたことは事実でございます。ただ、学用品と申しましても非常に多品種にわたりまして、また、原材料の価格の動向いかんによつては今後ともコストの上下が考えられるわけでござりますので、ただいまの先生の御指摘を肝に銘じまして、最大限の努力をいたしたいと考えておる次第でございます。

○白木義一郎君 主要学用品の価格の動向として、一口に言ひと、学用品が一番値上がりがひどいといふことが調べてみると出てきてるわけですね。それは総合消費者物価指数が、昨年の三月は一九一・四です。ことしの三月が一四五・二と、これは総合した消費者物価の指数ですが、学用品の指数を見ますと、本年の三月の動向は、全部標準よりも学用品が上回つてゐるわけです。一四五・二がことしの物価指数ですが、ノートは一五二・五、鉛筆が一四〇・九、それからクレヨンが一九一・四、それから絵具が一八〇・一、ちょっとこれ参考までに大臣見てください。(資料提示)

その一番下の米印が総合の物価指数です。それが一四五・二と、それと学用品の物価動向を比べますと、全部といっていいぐらい現在の物価指数よりも上回つてゐるわけです。こういう現状を御承知でないと、所信におつしやつたことが、示されたことが、具体的に大臣の施策として行なわれるはずがないと、こういうふうに私たちは心配せざるを得ません。直接家族に児童ないしは学生がおると非常にわかるわけですから、そうでないとなかなかむずかしいだらうと思ひます。とにかく、物価指数よりも学用品のほうが高いという現状をひとつ大臣は知つていただきたい。それで、その中で凍結品目に入らない学用品がありますね。たとえば鉛筆入れあるいは辞書、参考書あるいはバレーボール、グローブ、それからビニール製のボール、学生服、こういうようなものは、非常に上そこにも示されているように非常に値上げ率がきびしい。どうしてこういった品目を通産省は凍結品目に入れなかつたのか、その点をお伺いしたいと思います。

○説明員(矢橋有彦君) 三月十六日におきましたて、百貨店及びスーパーを指導いたしました際に添付をいたしました参考リストは、必ずしもあの、範囲に限るということでございませんで、あれを参考しながらなるべく幅広く商品を選んでほしいという趣旨の表でございます。したがいまして、例示の中から落ちてしまつたものにつきましても、安易に値段を上げていいというものではなくて、同じような方針で各百貨店、スーパー等が対処してほしいと、かよう当省としても念願しているものでございます。

○白木義一郎君 これは、先日の予算委員会でも田中總理が凍結品目については再考すると、答弁をされておりますが、このようにぜひとも非常に利用度の高いもの、あるいは子供たちにぜひ必要な物の品目の凍結、あるいは価格の指導について、必要に応じて関係各省にもお願いをし、連絡もとらしていただきたい、こう思つております。

○白木義一郎君 そこで、実際的な現在の問題になりますけれども、いま新学年にあつて、子供たちはまあ黒いランドセル、あるいは赤いランド

参考書あるいはバレーボール、グローブ、学生服等の品目が凍結品目に入つてないわけです。それについて大臣は、これまあ当然入れるべきありますけれども、大臣からおつしやつていただきたい。

参考書あるいはバレーボール、グローブ、学生服等の品目が凍結品目に入つてないわけです。それについて大臣は、これまあ当然入れるべきありますけれども、大臣からおつしやつていただきたい。

セルを買ってもらつて、小さいながら希望に胸をふくらませているわけですけれども、親のほうはたいへん渋い毎日送っているわけです。そこで、いま入学に際して、父兄はどのくらい新入学の子供に対して金が必要なのかということをお聞きしてもおわかりにならないでしようからそこで、これは昨年の百貨店の一覧表なんです。入学に必要な、これは全部入口でいつも配るわけです。これは全部そろえますと、四万二千六十五円、これは去年です。で、現在はこういうのがないのです、もうデパートに一つ一つこう当たってみますと、その結果は、一年間でことは五万五千九百七十五円かかる、同じ品目をそろえて学校へやろうとすると。こういう異常な値上がりをしているわけですね。それだけまあ父兄が負担をしていると、これは入学に必要な学用品だけですから、あとのいろいろな生活物資等は、これに関係ないわけですが、それだけまあ子供を持つ家庭は負担が多いと、こういう現状をせひとも強く大臣を感じて、危機感としてとらえて考えていただきたい、そうしたことあります。そこで、所信の中に、大臣はその父兄負担については全然触れていないわけです。この現況は、いまほんの一端ですけれども、大臣に聞いていたみたいのように、非常に負担が強くなっているわけです。この点について、予算の中では父兄負担の軽減は重点項目に入っていますが、たとえて申し上げますと、学校の建築でありますとか、あるいは備品を整えます場合に、父兄負担という重大な、それこそきびしい試練の年である、これ父兄がきびしい試練の年であるわけですけれども、その点についてなぜ触れられなかつたのか、あるいはまた今後のあらためてこの父兄負担の問題について、どういうお考えを持つているかお伺いしておきたいと思う。

○國務大臣(奥野誠亮君) 教育関係の経費について、どういう負担区分が定まつておるわけですか。したがいまして、それについて、物価騰貴の影響を受けるわけでございますが、負担区分に従いましてその過渡期の影響はかぶらざるを得ない、こういう気持ちに立つておるわけでござります。その負担区分を変えるというような考え方方は、今回はとつておりませんので、したがいまして、そのようなことについての表明はいたしかつたということでござります。いずれにいたしましても、要保護家庭、準要保護家庭につきましてはあと限り公費支出を多くして、その影響を緩和するようになお一そく努力をしていかなきやしないとかように考えておるわけでございまして。それ以外の家庭につきましては、みんなで使うものでありますとか、あるいは学校関係の入会費でありますとか、そういうものは公費負担に属しますけれども、個人個人の使用に属しますものについては個々の家庭で負担してもららうというたてまえはやむを得ないんじゃないだろうか、かように考えておるところでござります。

○白木義一郎君 そうしますと大臣は、いま述べられた――要約いたしますと、義務教育のために必要な経費は父兄負担の軽減は大いに努力をしていく、こういうお考えである、このように受け取つてよろしいでしようか。

○國務大臣(奥野誠亮君) いま申し上げましたように、本来の負担区分に従いまして負担をしてもらう――本来だとえば市町村が負担すべきものが、たとえて申し上げますと、学校の建築でありますとか、あるいは備品を整えます場合に、父兄負担といふことについても、父母の負担にゆだねる傾向が地域によつてはあるわけございませんけれども、こういうものは、当然、これらの価格が上がりましても、父母負担をなくするように、全廃するようにやつていかなきやならない、そういう意味において、父兄負担の軽減につきましては、今後一そく努力をしていきたいと思いまして。

○白木義一郎君 最後に、通産省は、この凍結品日について三ヵ月の実施と、こういうような意向と伺つておるわけですが、こういう教育関係の用品等については、さらに、三ヵ月といわずに、

ぜひともこれを長期にわたつて凍結をしていくと、そういう考え方があるかどうか。また、あわせて、大臣もぜひともそうあつてあるべきであるという大臣の所信を伺つて、私の質問を終わりたいと思います。

○説明員(矢橋有彦君) このたびの日用品の価格凍結、その中に学用品も含まれているわけでございますが、これにつきましては、必ずしも期間を三ヵ月とすることによって切つておるわけではございませんで、当分の間、そのようにしてほしい、という願旨でございます。学用品につきましては、教育の必要不可欠、必需品であるという観点から、私どもいたしました、極力長期にわたり凍結をしたいと考えておるわけでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、学用品メーカー、あるいは小売り業界の企業の現状からいたしまして、たとえば中間原料が大幅に上がるというようなことがありますと、また一〇〇%これを企業努力で吸収するということはむずかしいことも事実でございまして、私どもいたしました、そういった観點から、全省あげまして、学用品そのものはもとよりのこと、それの中間原料、あるいはさらに入れる大もととなる粗原料につきましても、極力価格の凍結、進んでは価格の引き下げに努力をしてまいりたいと考えておる次第でござります。

午後零時十七分休憩

午後一時二十四分開会  
○委員長(世耕政隆君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、教育文化及び学術に関する調査中、文教行政の基本施策に関する件を議題とし、質疑を行ないます。

○加藤進君 大臣の所信に関連して若干質問をしたいと思います。

憲法と、憲法の精神にのっとって教育の基本を定めている教育基本法に基づかなくてはならない。これは当然のことだと思いますけれども、その点に関して重ねて大臣の御意見をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(奥野誠亮君) 教育基本法が、そのことばどおり教育の基本とすべき法律だと存じております。

神や意義については、これをどれほど強調しても強調し過ぎではない。とりわけ教育者にとっては、

私はそのように思ひとめがちでにならぬと思しますが、その点についてはいかがでしようか。  
○國務大臣(異野誠亮君) 教育基本法の意義を強調することはきわめて大切なことだと思います。しかし、それにプラスして、何か欠けるものがある場合には、みんなが英知を出し合って、プラスしていくという姿勢も大切なことはなかろうかと、こう思います。

○加藤進君 そこで私は、昨年 文部省が出版されました学制百年史を興味深くいま読まっていた。だいておるわけでござりますけれども、この中に最も、いま申し上げました憲法と教育基本法をどうのよう考へるかという問題について、次のよう述べてある文章があります。「戦後の民主的教育体制の確立および教育改革の実現にとつて最も基本的な意義をもつものは「日本国憲法」の制定であり、これに続く「教育基本法」の制定である。」当然の文章だと思います。ところで、私は、このよな趣旨、精神に基づいて出版されました学制百一年史でござりますけれども、その資料を繰り返してみますと、どこにも教育の基本にかかわる重要な憲法も、あるいは教育基本法もここには掲載されておらないわけでござりますけれども、これは從来文部大臣もお気づきになつておることでしようか。  
資料編。

されただ記念すべき私は日本の教育史の一編だと思います。この中にいろいろ資料が出されておりまして、とりわけ戦前の資料につきましては、若干項目を申し上げますと、「五ヶ条ノ御誓文」から始まる「戦ノ詔書」などなどが戦前的重要資料として列記されています。また「戊申詔書」、「国民精神作興ニ關スル詔書」、「青少年學徒ニ賜ヘリタル勅語」、「終焉下がつて、憲法についてまで、これに資料として入れるかどうかについては、これはまた多少の意見もあつていいと思うのです。明治憲法を入れないのですから、これに加えたらおかしいと思ふ。しかし、ここでいみじくも百年史が述べておりますように、日本教育の基本はどこに置かれるかというと、憲法に置かれる、その憲法の趣旨、精神に基づいて、これをいかに教育の上で実現するかということの基本が教育基本法に制定されているということであるなら、私は、教育百年史の中に、少なくとも資料として憲法、そうして教育基本法が載せられておらないというのは、私は手落ちではないかと思うのでござりますけれども、その点いかがでしようか。

○國務大臣(奥野誠亮君)　どういう考え方で入れるべきものと入れないものとの選択が行なわれたのか、私、承知しないわけでございます。承知しないわけでございますが、しいて、教育基本法が入っていない理由を求めますと、憲法にしても、教育基本法にしましても、学校関係者の基本的な法制として、あらゆるものに登載されている。したがつて、歴史を振り返る意味においては、ことさら、その中に入れなくとも差しつかえない、いやないかという判断があつたんじやないかと、こう思います。当時の責任者でございませんでしたので、どういう角度で取捨選択が行なわれたの

○加藤進君 私は、そもそも百年の歴史を振り返って、日本における教育の発展をあとづけるわけですからね。戦後の教育の一番基本的な、いわば方針は、言うまでもなく教育基本法に求めなくてはならない。教育基本法を掲載するということは資料の中はどうして抜けておるのか、私は、いまも文部大臣、疑問に思われました。これは一昨年の八月にできたのでございまして、ここには当時の稲葉文部大臣が序文を書いております。一昨年、稲葉文部大臣が、これは文部省が出したんですからね。これ、大臣御存じないということでは済まされないのであって、これはもう日本全国の学校なんかには全部資料として私は行き渡つておるのじやないか、こういうふうに感ずるわけなんですかけれども、私は検討してみますとおっしゃることばを信用して、ぜひとも検討していただきたい、もし、教育基本法は載せるべくして欠落しているということであれば、私は、教育基本法をあらためてこれに加えて、そして今後出していただきたい、こうすることをまず要望したいのでございますけれども、そういうふうに教育基本法、憲法があつたときににおいて申し上げたいと思うわけでございますけれども、その点について、大臣、いかがでしょか。

○加藤進君 もう一言だけ申し述べさせていただきますと、ここには、連合国軍最高司令部指令、日本教育に関する管理政策等々ずっと述べられています。こういうわざ重要な資料、文献を全面的にとにかく集録すべきこの資料編に、私は教育基本法が欠落しておるということは、これはゆゆしき問題だとして、文部省もせっかくその点についての検討をしていただきたい。私は要望するならば、教育基本法をあらためて掲載していただきたい。こういうふうに考えます。

続いて私は、昨年の国会におきまして、教員免許法の改正案が提出されました。これは日本共産党は言うまでもなく、社会党、公明党含めて強く反対いたしましたけれども、これがとにかく成立しました。そして施行規則が作成されたわけであります。私は、その当時の議事録を振り返ってみて、ぜひともこの機会に、文部省の見解をたださなくてはならぬ。こういうふうに考えたわけであります。私は次のように申しております。これは議事録を参照していただければ明らかでありますけれども「教員となるのに憲法学習は必ずしも必要でない」ということは、憲法を知らなくても子供たちに教えることができるということであつて、まさに憲法抜きの教員養成の道を切り開くものであつて、きわめて問題は重大である。」、こういう立場から昨年の七月十日、当委員会におきまして質問をしたわけです。今までの教員免許制度では、憲法学習は義務づけられていたのに、今度の改正では憲法学習を含めて一般教育科目が削られてしまつたが、憲法学習をどうされるのであるかと、私が質問したのに対しまして、木田政府委員は、次のようにはつきりと答えておられます。省令でもって同様に明確に規定していく、こなは答えられておるのであります。この省令というのはは施行規則のことだと思いますけれども、その施行規則において、この点は明確に規定されたんでしょうか。

○政府委員(木田宏君) いま御指摘になりました  
昨年七月十日の当委員会におきますお尋ねが、ま  
あ私も、その一部の速記録しか持っておりません  
ので、そのどこでいまのようなお尋ねがあつたか  
は、さういふことはございません。

ときの答弁であったわけでありまして、そのような省令が出されているのかどうか、その点を私はあらためてお聞きしておるわけであります。

う一度お読みいただければ、私の記憶のほうが間違つてないと思うのでございますが、その意味で、私は新しい教員の資格認定試験を取り入れた場合にも、旧資格認定試験と同様の規定を省令をもつて用意したこと、と、うことをお答えしておきたい

○加藤進君 私の指摘してきたことは、憲法学習そのものについての指摘でありました。その憲法学習が教員免許制度にかかわって学習が義務づけられようとしている事態は、「これは重大だ」とあるのではないかというふうに考えます。

と思しますが、加藤委員が御指摘にありましたのは、資格認定制度を取り入れることについての憲法問題でございまして、教員の免許制度一般についての憲法問題の御指摘ではなかったと考えるのをございます。教員の資格認定制度を今回大幅に取り入れるということにつきまして、その一般教育の取り扱い、あるいは憲法の扱い等をどのように改訂によってといふことが、そのことばの文脈からお述べになつておつたと思うのでございました。ですから加藤委員のお尋ねは、今度の検定制度の改正によってといふことが、そのことばの文脈からお述べになつておつたと思うのでございました。免許法の改訂によってといふ御指摘ではなかつたかと考えております。資格認定制度につきましては、先般この御審議をいただきまして改訂が成立いたしました教育職員免許法によりまして、資格認定制度の取り扱いについて省令を定めました。その省令におきましては、一般教育の内容も、十分人文、社会、自然の領域にわたって判定を加えていくようになります。でござりますから、省令をもつて明確に規定をいたしました。いまして、そういう資格認定試験の制度を省令をもつて現在のものと同様に明確に規定をしてまいりたいと、こう答えた次第でござります。でござりますから、省令をもつて明確に規定をいたしました。そういう私の御答弁は、資格認定試験制度を省令をもつて明確に規定すると、こういうお答えをしたつもりでござります。

○加藤進君 これは、あらためてこの会議録を読んでいただけば明らかでござりますけれども、私は憲法學習というのがどこに規定されているのですか」と、こういう質問をしたわけであります。これに対する木田政府委員のお答えが、いま言われたような趣旨、内容であつたと、私は思います。しかし、そこで私は聞きたいのは、省令でもつて同様に明確に規定していきますというのが、その

認定制度のことを聞いてお聞きなさい。この問題は高等学校等一部の教科につきまして教員の資格認定試験の制度を省令をもって明確にしていたわけでござります。改訂によって資格認定試験の制度を省令をもって明確にするかということでございまして、改正後の新しい規定に基づきまして、教員の資格認定試験の制度と同じように明確にしていただきました。その際に、人文、社会、自然という点等は、従来の資格認定試験制度と同様に必要な要件として、試験内容として考えておるということをお答えをしたつもりでございました。そのように省令でもいたしましたがございます。

○加藤進君 そもそも、この問題の一番最初はどこにあるかといえればこれは前の施行規則において、第一条「一般教育科目の単位の修得にあたっては、日本国憲法二単位を含めて修得するものとする。」これが削除されたということが問題なんですね、そうでしょう。その削除されたことについて質問をいたしましたら、あなたは前と同様に明確に省令をもつて規定いたしますとこう答えたんですね。その省令をもつて規定いたしますと言われたあなたの答弁に基づいてどのような省令の規定ができたのか、憲法学習について。そのことをお尋ねしている。

○政府委員(木田宏君) いまの加藤委員の御指摘は、私にちよつと理解いたしかねるのでございます。先ほども申し上げましたように加藤委員は、その際、教員の資格認定試験の制度についてお尋ねをくださいました。決して免許制度一般につきまして、そして免許法の施行規則の第一条についてお尋ねをいたいたいのではないのでございません。私の記憶は、旧高等学校教員資格試験規定という資格認定制度の資格試験規定についてのお尋ねをいただいておる。その前後の文脈をずっとも

○加藤進君 問題の根源は、まさに一条の削除から発するということを私は言つたわけであります。そうして、いま言われたように、省令もって明確に規定しますと言われるなら、その省令のどこに明確に規定されておるかということをはつきり御答弁いただかなければ納得できないわけであります。

○政府委員(木田宏君) おことばを返すようで恐縮でございますけれども、旧教育職員免許法施行規則の一条が教育職員免許法の前回の改正によりまして削除になるということは当然の前提かと考えます。法律で一般教育についての関係規定が削除になると、そういう改正案を御提案申し上げたわけでございます。免許制度全般について的一般的な問題でございました。でございますから、法律の根柢規定がなくなつて、なおかつ省令にその関係規定が残るということはあり得ない話でございまして、私は、加藤委員も当然そのことは御承知の上のことであらうかと思つたのでござります。

なお、お尋ねの点は、文部省で私も明らかに記憶を呼び戻すことができるわけでございますが、免許制度一般についてのお尋ねではなくて、大学による学習ではなくて、大学の勉強とは別に、資格認定試験という制度によって免許状が授与できるというその際に、憲法学者がどうなつたというお尋ねでございました。その点は、従来の資格認定試験の場合と同様でございます。同様に措置をさしていただきます。こうお答えを申し上げたつもりでございます。ですから、先ほどのお尋ねは、基本的な問題点についての何かこうお取り違えが

○政府委員(木田宏君) 私が前回お答え申し上げましたのは、繰り返すようて恐縮でござりますけれども、資格認定試験の制度についてお答えを申し上げました。そして、資格認定試験の制度は、制度の対象こそは広がりますけれども、試験制度そのものについては從来とておったと同じようになります。明確に規定いたしますと答えられた点について、どのように措置されたのかどうかというこことを聞いておるわけです。

○政府委員(木田宏君) 私が前回お答え申し上げましたのは、繰り返すようて恐縮でござりますけれども、資格認定試験の制度についてお答えを申し上げました。そして、資格認定試験の制度は、制度の対象こそは広がりますけれども、試験制度そのものについては從来とておったと同じようになります。明確に規定いたしますと答えられた点について、どのように措置されたのかどうかというこ

取り入れるということにつきまして、その一般教育の取り扱い、あるいは憲法の扱い等をどのようにするかというふうなことについてございました。そこでお尋ねでございました。ご存じますから加藤委員のお尋ねは、今までの検定制度の改正によって、そのことばの文脈からお述べになつておつたと思うのでございまして。免許法の改正によつて、どう御指摘ではなかつたかと考へております。資格認定制度につきましては、先般この御審議をいたしましたとして改正が成立いたしました教育職員免許法によりまして、資格認定制度の取り扱いについて省令を定めました。その省令におきましては、一般教育の内容も、十分人文・社会・自然の領域にわたつて判定を加えていくようになります。こういう所存でございまして、そういう資格認定試験の制度を省令をもつて現在のものと同様に明確に規定をしてまいりたいと、こう答えた次第でござります。でございますから、省令をもつて明確に規定をいたしました。つまり私の御答弁は、資格認定試験制度を省令をもつて明確にすると、こういうお答えをしたつもりでございます。

○加藤進君 そもそも、この問題の一番最初はどこにあるかといえばこれは前の施行規則において、第一条「一般教育科目的単位の修得にあたっては、日本国憲法二単位を含めて修得するものとする。」とこれが削除されたということが問題なんですね。そうでしょう。その削除されたことについて質問をいたしましたら、あなたは前と同様に明確に省令をもつて規定いたしますとこう答えたんですね。その省令をもつて規定いたしますと言つたあなたの答弁に基づいてどのよな省令の規定ができるのか、憲法学習について。そのことをお尋ねしている。

○政府委員(木田宏君) いまの加藤委員の御指摘

○加藤進委員 問題の根柢に、まさに一条の旨意がなら発するということを私は言つたわけであります。そうして、いま言われたように、省令をもつて明確に規定しますと言われるなら、その省令のどこに明確に規定されておるかといふことをはつきり御答弁いただかなければ納得できないわけであります。

○政府委員(木田宏君) おことばを返すようでは恐縮でござりますけれども、旧教育職員免許法施行規則の一条が教育職員免許法の前回の改正によりまして削除になるということは当然の前提かと考えます。法律で一般教育についての関係規定が削除になると、そういう改正案を御提案申し上げたわけでございます。免許制度全般について的一般的な問題でございました。でございますから、法律の根柢規定がなくなつて、なつかつ省令にその関係規定が残るということはあり得ない話でございまして、私は、加藤委員も当然そのことは御承知の上のことであらうかと思つたのでございます。

なお、お尋ねの点は、文脈で私も明らかに記憶を呼び戻すことができるわけでございますが、免

○政府委員(木田宏君) 私が前回お答え申し上げましたのは、繰り返すようで恐縮でござりますけれども、資格認定試験の制度についてお答えを申し上げました。そして、資格認定試験の制度は、制度の対象こそは広がりますけれども、試験制度そのものについては從来とておったと同じように、その省令で必要な一般教育科目についての試験を実施することにいたしますと、そして、現在新しい規定によります資格認定試験の制度を省令で明示をさしていただきました。一般教育科目について、人文、社会、自然の三領域にわたって試験をするといったたまえにしてございまするし、現実にそのたてまえの中で憲法学習についての知識を、憲法についての知識が必要とする試験問題の提出を大学側にも求めました。現実に昨年度実施いたしました資格認定試験におきましては、各大学とも憲法についての設問もつくってくださいました。

認定試験という制度によって免許状が授与できる  
というその際に、憲法学習がどうなつたというお尋ねは、  
尋ねでございました。その点は、従来の資格認定試験の  
場合と同様でございます。同様に措置をさ  
していただきます。こうお答えを申し上げたつも  
りでございます。ですから、先ほどのお尋ねは、  
基本的な問題点についての何かこうお取り違えが

ております。でござりまするから、前回、国会でお答えさしていただきましたとおり、明確に態勢をかまえ、そして試験問題についても、必要な配慮を加えさせていただいている。大学当局ももちろん自分の責任でやる試験でござりまするけれども、文部省の省令と、並びにその運用につきましては理解を示し、そうした必要な設問を各四大学とも提出してくれておるような次第でござります。

間が経過いたしましたが、根本は憲法学習をどこに位置づけていくのか。憲法学習の必修をどこに規定しておるのかということを私は繰り返し聞いておるわけでありまして、省令の中に、そのような学習の規定があるかないかと、規定を明確にいたしましたと答えられておるわけですから、その点が厳に忠実に実行されておるかどうかということを私は繰り返して尋ねておるわけあります。そこで、統いて私はお聞きしますが、そのすぐあと答弁ではこうなっています。「今後大学におきます一般教育と同じ程度の教育を履修しておるということを資格認定試験の場合には要求することになるわけでございますが、その際にどうしても普通的一般教育科目でどれでもいいということではなくして、教育者として必要な心理学等最小限度の科目は別途規定していく」と、こう「別途規定していく」と、こう言われておりますけれども、「教育者として必要な心理学等最小限度の科目」の中には、憲法学習は入つておるのか入つておらないんでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 現実に大学での一般教育の履修とは違いまして、資格認定試験で高等学校卒業以上の者に教員の免許資格を与えるときに、

一般教育として若干の単位を取ればいいといふことではなくて、従来まで考えておりましたように、

大学におきます一般教育と同じ程度のものを資格認定試験の場合に要求するということになるわけ

でございます。その際に、いまお読み上げいただきましたように、一般教育科目ならどれでもいい

ということではなくて、教育者に必要な内容を求める事になる、こういうお答えをさしていただ

きました。その考え方につって各大学とも現実の出題の中に心理の問題もござりまするし、憲法の内容についても出題をいたしました。こういうことでございます。

○加藤進君 私は、答弁をすなおに、そして信頼しつつ私は質問しておるわけで、この答弁の文章も明らかにしておりますように、普通の一般教育科目では、これでどれでもいいというわけではございません。

○加藤進君 私は、答弁をすなおに、そして信頼しつつ私は質問しておるわけで、この答弁の文章も明らかにしておりますように、普通の一般教育

科目では、これでどれでもいいというわけではございませんが、根本は憲法学習をどこに規定しておるのかということを私は繰り返し聞いておるわけでありまして、省令の中に、そのような学習の規定があるかないかと、規定を明確にいたしましたと答えられておるわけですから、その点が厳に忠実に実行されておるかどうかということを私は繰り返して尋ねておるわけあります。そこで、統いて私はお聞きしますが、そのすぐあと答弁ではこうなっています。「今後大学におきます一般教育と同じ程度の教育を履修しておるということを資格認定試験の場合には要求することになるわけでございますが、その際にどうしても普通的一般教育科目でどれでもいいということではなくして、教育者として必要な心理学等最小限度の科目は別途規定していく」と、こう「別途規定していく」と、こう言われておりますけれども、「教育者として必要な心理学等最小限度の科目」の中には、憲法学習は入つておるのか入つておらないんでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 心理学等最小限の科目とされても普通の科目の中には憲法学習は入つておるかどうか、こういうことをまずお尋ねしておるわけですから、その点をまず明確にしていただきたいと思います。

○加藤進君 私が重ねてそれを申し上げますのは、とにかく、かつての施行規則の第一条の、憲法の二科目を履修しなくてはならぬということが削られたというところから問題が発生しているわけですから、こういう削られた憲法の学習者が、新たに施行規則等々において明確に規定されて、憲法学習は今後も生きしていくのかどうかということが問題となるので質問しておるわけなんです。心理学はもちろん必要でしょう。しかし、その最小限度の科目の中に憲法は入つておるのかどうかと、こういうことを明確にお答え願いたいと思います。入ってますか。

○政府委員(木田宏君) 憲法についての必要な知識ということは、当然要求されしかるべきことだと考えます。

○加藤進君 いや、私は、憲法についての必要な知識と申し上げておりません。科目ですよ。最低限度の科目です。科目は別途規定していくと言われておる。その科目に入つておるのかどうかといふことを聞いているんです。

○政府委員(木田宏君) いま御指摘になつております前回の委員会での質疑、私のお答えの内容は、すべて教員の資格認定試験の制度についてのこと

でございます。そして、試験内容として、どういふものを課するかという意味でお尋ねの中身でございます。加藤委員は、私の記憶でございますけれども、そのときに、旧法に基づきます一般教育の履修三十六単位を削除するということについても規定しておるわけござりますから、試験制度と

ございませんと、で教育者として必要な心理学等最小限度の科目は別途規定していくと、こう答えておるわけです。で、そこで教育者として規定をしておるか知らないかと、規定を明確にいたしましたと答えられておるわけですから、その点をまず明確にしていただきたいと思います。

○政府委員(木田宏君) 心理学等最小限の科目として教育者が憲法についても理解を持っていないやならぬということは、私も必要のことだと考えています。

○加藤進君 私が重ねてそれを申し上げますのは、とにかく、かつての施行規則の第一条の、憲法の二科目を履修しなくてはならぬということが削られたというところから問題が発生しているわけですから、こういう削られた憲法の学習者が、新たに施行規則等々において明確に規定されて、憲法学習は今後も生きしていくのかどうかということが問題となるので質問しておるわけなんです。心理学はもちろん必要でしょう。しかし、その最小限度の科目の中に憲法は入つておるのかどうかと、こういうことを明確にお答え願いたいと思います。入ってますか。

○政府委員(木田宏君) 憲法についての必要な知識といふことは、当然要求されしかるべきことだと考えます。

○加藤進君 いや、私は、憲法についての必要な知識と申し上げておりません。科目ですよ。最低限度の科目です。科目は別途規定していくと言われておる。その科目に入つておるのかどうかといふことを聞いているんです。

○政府委員(木田宏君) いま御指摘になつております前回の委員会での質疑、私のお答えの内容は、すべて教員の資格認定試験の制度についてのこと

でございます。そして、試験内容として、どういふものを課するかという意味でお尋ねの中身でございます。加藤委員は、私の記憶でございますけれども、そのときに、旧法に基づきます一般教育の履修三十六単位を削除するということについても規定しておるわけござりますから、試験制度と

専教科として履修する学生にとっては、その教科の専門に関係する科目ということになつてくるわけでございます。従来から、教員養成の場合、教職の専門科目といふのは、主としてやはり教育学の一般的な理解にかかるものでございまして、憲法のように国民一般として履修しておかなければならぬ、そういう内容のものは、教職専門科目という理解には立つておらないのでござります。でござりますから、従来、一般教育の科目の内容として憲法というものを考え、しかも、一般教育についての資格認定試験を実施いたします場合の内容としても、憲法を扱うとすれば、一般教育として考へるということが至当ではなかろうか、こう考へておる次第でございまして、従来とも、憲法は教師にとって必要な教職専門科目であるとの理解は、一部のそういう御理解をなさる方もあるかもしませんが、一般的には、だれもがとつていい立場でございました。

おつたわけありますけれども、旅先に電話がかってまいりましていまのような質問がございました。それで、実体的な改正をするのならよく話を伺うわけでござりますけれども、そういう話を伺うことは覚えてるわけでございます。もちろん、事務当局としては、省令の改正でござりますから私のところで説明をしてくれ、それに応じて署名をしているわけでございます。ただ、先ほど来のお話しのように、法律の改正に伴つた事務的な省令改正でございましただけに、私も深く考えないでそのまま署名したわけでございます。全く省令の改正としては事務的な改正であったと、あとから調べてまして、そのことをもう一へん理解をしたようなことでござります。したがつてまた、そのうちにいろいろな疑問が出されるものでございますので、文部省から省令は改正したけれども、実体的には何ら変更はないんだと、そういうことを通達で各大学に示したことでも御承知いただいているのじゃないかと、かようにも考えるわけでございますが、実体的な変更ではないに、免許法の中に一般教育三十六単位を書いておつたけれども、一般教育と専門教育とのかわり合いは各大学にゆだねたらしいじゃないか、彈力的に扱おうじゃないか、というようなことで、從来改正を進めてきたわけでございます。そういう意味で、法律の上から一般教育三十六単位というものを削つたものでございますので、したがつて、また、三十六単位の内容として書かれておりました施行規則の規定も削除したという経過でございます。しかし、実体的な改革を考えているわけじゃないのだという意味で、憲法は引き続いて履修させてくれるようになると保証する何らかの制度をやっぱりつくつています。

かなくちやならない。こう言われておる談話の内容については、私はけつこうだと思います。しかし、文部大臣、この教員免許法の改正問題の国審議されたときの大臣はだれでしたか、奥野さんは自身じゃないですか。奥野さんは自分が中心になつて教員免許法の改正を国会に提起しておつて、論議に論議を呼んでおつて、そして結論的には削られたというのに、「わたしは知らなかつた、これは事務的な問題だ」などというようなふうに逃げられるような立場じやないでしよう。どうですか。私は、そんな文部大臣の職責ということになれば、これは日本の文教行政全般に対しきわめて重大な問題だ。自分で提起し、自分で審議させて、自分できめた法律について、あんまり実務的なことなんぞよく知らないかった。しかし、大事な憲法学習が落ちておるのだ、これはたいへん、こんなことで私は日本の国政、わけても文教行政をあずかる責任者として私は資格に欠けるのじやないかといふふうに感するのですけれども、文部大臣どうですか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 省令規定の改正は、いまも申し上げましたように、法律の改正から自動的に起こつてきている問題でござります。したがいまして、省令規定を改正しましても実体的には何ら変更がないんだということを示すために、特に文部省から各大学に通達を出したのだと、こう申し上げておるわけでござります。

○加藤進君 そこで通達の問題に入ります。この通達は、最初の通達はいつ出されて、その内容はどんな内容でしたかちょっと御紹介いただきたいと思います。

○政府委員(木田宏君) 免許法の改正に伴います通達は、昨年八月十三日に全体についての説明をいたしました。その内容におきましては、「免許法第五条別表第一および別表第二の規定から、一般教育科目の最低修得単位数に係る部分を削除し、これらの表の規定により普通免許状を取得する場合の一般教育科目の履修については、次に掲げるとおりとしたこと。」といふうにその内容を説明

いたしまして、で、「この改正は、大学における一般教育科目の履修の彈力化に対応できるようになることを趣旨とするものであり、その取扱いに当っては、各大学等において教員を志望する学生に教員として的一般的、基礎的な教養を身につけることについて、じゅうぶん適切な配慮をすることが望ましいこと。」こういう説明をつけて指導いたしたのでござります。その後……。

○加藤進君 ちょっと私質問しますからあとで。これはいつ出しましたか。

○政府委員(木田宏君) これは昨年の八月十三日でござります。

○加藤進君 そこで奇怪なことに、重ねて通達が出されました。この通達は、しかも時期的に言うと、それ以後三カ月もたつてから出されました。しかも、その通達の出された直前には、先ほど私が若干読み上げましたような新聞その他で世論が大きく盛り上がってわいたのです、この問題について。憲法學習の必修をやめさせるなどといふことはけしからぬ、こういう世論がわいたその後に再通達なるものがおされたでしよう。その点について御説明願います。

○政府委員(木田宏君) 先ほど御説明申しましたように、法律の改正によりまして一般教育科目の履修について要求しております免許法の規定は削除になりました。したがって、その免許法の改正規定によりまして一般教育の履修について規定をした憲法のことも含めた関係規定が省令から削除になつたのでござります。そのための説明を十分にいたしておりました。しかし、そのことについての趣旨が十分に理解されてなかつたかと思われるのでござりまするけれども、三カ月後になりますしてあらためて関係者が一部その問題を心配するということが起つたのでござります。しかし、一般教育の指導をどのようにするかというのは法として削除されたことでござりまするから、私どもは、その際に、その一般教育の指導は大学にゆだねたい、大学の一般教育の指導に信頼を寄せ、ゆだねたい、ということで御審議を願つたのでござ

教育の履修について、ことさらにはこの彈力化という制度改正以外の中身のことを考へるべきものではないでござります。憲法につきましてはその他の教員としての倫理学等の科目を從来教えておられたということをことさら削除するものではないですよ、という意味の注意規定を十一月九日付であらためて大学に通知させていただきました。当初の趣旨を補つたものでござります。

○加藤進君 そのことを新聞はどう論評しておるか、異例の再通達、文部省はきわめて奇怪な行動をとった。あわてた、こう言つていますよ。まさに、私はそのとおりだと思います。なぜ通達を出しますなら一番最初にそれを注意しておかなかつたのですか、憲法學習はなくなつたということはそのときからわかっている。一番最初の通達には何にも出さなくて、世論がわき上がって、これはほうつておけないという状態で、文部大臣の談話も出、そして文部省は急遽再通達を出した。その再通達の中に、初めて憲法學習がこの規定によつては削られてしまうから適切な大学における措置をとつてほしいというこれは要望通りじゃないですか。

○政府委員(木田宏君) 繰り返すようで恐縮でございますが、八月十三日に法律改正についての通達をいたしました際に、法律の削除された関係規定に従つて一般教育科目的履修については、これを改めることにした。この改正は、大学における一般教育科目の履修の彈力化に対応できるように、大学自身のその改善に資することができるところを趣旨とするものであつて、その取り扱いは各大学において教員を志望する学生に教員としての一般的、基礎的な教養を身につけさせることにして十分適切な配慮をすることが望ましい。これは一般教育の関係規定改正に伴いまして、その趣旨とするところを明確に示しておるわけでござります。でござりまするから、一般教育の規定の中に入つておきました憲法その他のいろんな扱いのことも削除されましたが、その趣旨は何もございません。憲法とか、あるいは心理学、哲学等を履修せな

○加藤進君 私の聞いているのは、従来は憲法必修、これが教員たる資格の条件ですよ、義務です。これは大臣、御存じですね。従来の免許法はそうです。ところが、今回施行規則第一条を削つたと、いうことによつて何が起つたかといえば、幾ら再通達をやつたなどとおっしゃいますけれども、行政指導に努力を払つたといいますけれども、しかし、法的にはどうかというと、教員として教壇に立つ者でも憲法を知らないても、学ばなくてよいらしいということになつたわけですよ。これで未来の日本をになう主権者の教育できますか、憲法を知らなくて、憲法を学ぶこともなくして憲法の学習、履修を義務的にやらなくて、そして教壇に立つといふような事態が今後起つて、今日起つりつある、こういう新しい状況が出てきたことに対しては、私は、文部省は責任を持たなくてはならぬと思いますけれども、その点どうですか。

そうじゃないですか。

○政府委員(木田宏君) 教師が教師として適切な資格を得るために、大学におきます充実した一般教育を身につけてほしいということは当然のことです。でござります。でござりますから、改正後の免許法の規定におきましても、大学において大学を卒業した者、大学に行つてその学士としての資格を持つということを一般的な基礎要件といたしておこまして、その大学におきましては一般教育科目の履修を一般的に三十六単位まで、場合によつて、その単位の増減ござりますが、要請をしておるのでございます。大学でそうした社会人に必要な一般教育の教育をしているということの信頼、そのことに信頼を寄せて免許制度についての必要な規定を整備したというわけでございまして、改正した趣旨が一般教育を全部知らなくても教員になつていいというふうに考えて改正の御提案をしたわけではございません。ですから、その点の前提はお取り違ひのないようにお願いをしたいと思いま

委員が誤解のないようになどとおしゃいますけれども、私は何も誤解をしていません。法律的に解釈をすれば憲法学習は義務ではなくなった、削除された。それは大学で教えるであります。これは当然です。当然でありますから、この実体だけ、こうだということでしょう。万が一学生が受けた試験にもバスした、事実は憲法はあんまり知らないかった、こういう教師がほんとうに人づくりの中心になつて教壇から未来の日本をになう国民の教育ができるかどうか、こういう問題になってきているのですよ、そうじやないですか。

私はさらにお聞きしますけれども、これは十一月十六日に東京都の教育委員会が主催いたしまして各大学に対する教員免許状申請のための説明会を行なわれましたね。これに文部省の担当官行つて、大學に対する教員免許状申請のための説明会が行なわれましたね。このとおりですよ。そうして、その日に手渡された昭和四八年一括事前審査用の免許状授与願いの用紙にはどう書いてありますか。かつては、いままで書かれておつた日本国憲法二単位を含むという個所は削られてしまつておるのでですよ。御承知のとおりです。こういう措置が次々とられてきておるので。だから私はこれを問題にするのです、これでいいのかと。だから一番最初に教育行政、教育行政とおっしゃるけれども、教育行政の根本は何に基づくのか、私は大臣に聞きました。それは、憲法と教育基本法でござりますとおつしやいました。その憲法なるものは履修しなくて、そうして教師となり、教師となつて教壇に立つて子供たちをはじめてに真剣に責任を持って教えられるのか。こういう問題についてはどうですか。憲法二単位はもう必要なとして削られる、憲法はやらなくとも教員資格は取れますよ、申請しなさい、こういう指導がやられるような新しい段階に来たんですよ、文部省

○政府委員(木田宏君) 教師になります者が大卒までの学識を持つてほしい。また、大学で一般的に要求しておる一般教育という内容は、十分身につけてほしい。おそらく憲法もみんな含めて從来一般教育科目履修いたします場合に、ほとんどが学生は憲法も履修をいたしておりますけれども、大学におきます一般教育の知識を身について専門知識というものを身につけてほしい、こういう考え方方は一つも変わっておらないのでございまして、免許状授与の手続上、一般教育についての個々の中身を要求することは前回の改正によってやまつたのでござります。法律の改正に伴いまして当然個別の要求は一般教育科目の内容について規定をいたさないことに相なりました。しかし、そのことは、一般教育を軽視するとか、一般教育を受けなくともいいとか、そういう趣旨では毛頭ないといふことは繰り返し御答弁を申し上げているとおりでございまして、私どもは、実質的に大学卒という基礎資格の上に免許制度を考えて十分な教養を身につけた人が教科の専門について、教師の専門についての知識を持つて教壇に立ってほしいとおりでございません。この考え方には何らの変更もございません。  
○加藤進君 るるおっしゃいましたけれども、それは文部省の主觀的な見解です。客觀的にはどうだ、法令は変わっているのです。文部省によつて変えられたのです、われわれが反対しても。そこから憲法は抜けたのです。憲法抜きの教育者がこれからは誕生する危険性がある。だから私は重ねて言つておりますけれども、あなたたち大学でも勉強するであろう、試験問題の中にも憲法についてはきちっとした試験をやるからそういう問題題もありますけれども、昭和四十八年度一般教科目の試験問題がある。二十問の試験があるんであります。二十問の中にさがしてみると、確かに憲法がありました。第六問に憲法がありました。どちら問題かと申しますと、これは参考までに読んであります。二十問の中にさがしてみると、確かに憲法がありました。そこで、ここで、こうおっしゃると思います。

おきます。  
「次の文章は日本国憲法について述べたもので  
ある。この文章のうちから正しいものを一つ選び、  
ア、イ、ウ、エ、オの記号で答えなさい。  
ア 思想および良心の自由はこれを侵してはな  
らぬ。」

イ 天皇はこの憲法の定める国事に関する行為のみを行うとは限らず、国政に関する権能をも有する。

ウ 国務大臣の三分の一以上は、国会議員の中から選任されなければならない。

エ 内閣は衆議院で不信任の決議案が可決され、あるいはまた信任の決議案が否決されたとき

には、直ちに総辞職する以外に方法はない。

オ　日本国憲法の改正は、ます各議院の審議の三分の一以上の賛成で、国会が発議し、議決すればそれでよい。」

このア、イ、ウ、エ、オのうち正しいものを一つ選んで答えなさいと、こういうことでございます。文部大臣、まさか間違ったお答えはされないと思いますがども、これの中で一番正しい答えは、というのを一体どれでしようか、ア、イ、ウ、エ、オの中です。

○國務大臣（奥野謙亮君）思想信条の自由を保障されないということであろうと思ひます。

○加藤進君 御名答でござります。その程度の答えなら私は小学校卒業 高校に入る入学試験でもこれはできるのですよ。これで通ればもう憲法はさよならですよ。そうでしょう。こういう事態が起つておるんですよ。なかなか困難だ、いろいろこの施行規則でとにかく削つてしまつたんだから、もうこれは合へ上することは不可能だろうと

おっしゃいます。施行規則で削ったのなら施行規則で、施行令でどうしてこれを拾い上げることはできないんですか、文部省は。それぐらいの重要性を憲法は持つていいのですか、憲法学習は、文部大臣、私は、この点については単に通達を通達というのはこれは行政指導でしよう。だれの名前で出されているのかというと、これは文部大臣

臣の名前で出されておるわけじやない。木田さん

の名前で出されておるわけじゃない。木田さんなんです。こういふものでお茶を濁して憲法を軽々しく取り扱うようなことで、ほんとうに教育行政を取り扱うことができるのかと、私はこの行政指導されるのは、これはけつこう、やりなさい。が問われておると思うのですよ。私は、もう時間がありませんから、あえて申し上げませんけれども、結論的にどういうことが言われるのか、行政指導されるのは、これはけつこう、やりなさい。しかし省令、施行規則によって削られたためか、せつかくの憲法学習が義務化され、義務化されることがなくなつたといわれたということであるから、それについて特別に省令をもつてもう一度復活させる、憲法学習は義務的にやらなくちゃいけません、重要なものです。これは教育基本法を読んでみれば明らかではありませんか、教育者は必ず日本の憲法の趣旨と精神をしつかり身につけて、その立場から民主的で平和な文化国家を建設する、その建設の人づくりの一一番大きな仕事はまさに教育者自身にあるんですよ、こう言っておられるわけですから、その教育者に憲法をしつかり履修し、憲法をしつかり身につけるよう努めたいと、このことを私は重ねて特別に、これを省令であらためて規定していく、こういうことは私はできないはずはないと思います。木田さんはできないとおっしゃる答弁があるかもしかねませんけれども、私は、文部大臣にはそんな答弁はできないとは私は言わせない。その点いかがでござりますか。できないといふならできないでけつこうございますけれども、その点の所信を最後にきちっとお尋ねをして私の質問を終わらしたいと存じます。

うことが通達で明らかにされておるわけでござります。各学校で教育免許状を取りうとする生徒た  
学生に教えます場合には、当然憲法を廻修するよ  
うに指導してまいるものだと、かように考えてお  
るわけでござります。この点につきまして、加藤  
さんは特段の御心配を持っておられるようでござ  
いますけれども、今後の推移を見守りながら、も  
し、加藤さんの御心配のようなことが起こってく  
るなら、その際に必要な措置をあわせて考えさせ  
ていただきたいと思います。私は、法律施行規則  
の改正の経過、同時に、また文部省からの通達で  
十分学校当局には理解されていると思いますけれ  
ども、もし違ったような事態が起ります場合に  
は、その際に、必要な措置をとらせていただきたい  
と思ひます。

○加藤進君 これは立法技術上困難だという問題ではない。憲法に対する認識がどれだけしつかりしておるかどうかを私はたまされてきておる問題だと思う。日本の文教行政のあり方がたまされてきておる問題の一つだと思う。こういう観点から私は何も閣議で決定してほしいなどということはないに、省令でできるわけですから、文部大臣がそのような決意で新聞にも検討するとまで言わせておるわけですから、検討を早急にやつていただかいて、こういう憲法学習についての不安と疑惑がない日も早くなくなるように努力してほしい。今後こんなことが起る場合の心配としてそのとききたらやるなどどういうような、後手後手に回るうちに私は行政は行政ではない、こういうふうに思って最後お尋ねし、お願ひして、その点についてのもう一度決意をお聞きして私は終わります。

○國務大臣(奥野誠亮君) 私は学校当局の良識とうておらんとすると、そういう人たちについては、憲法についての相当な知識を持つてなきやならない。こゝはもう当然理解していることだと思います。おそらく学校当局も教師としての免許状を取るところの者、そういう人たちについては、憲法に

た、そういう氣がまえを持って勉強してくれるだ  
ろうと、こう思うわけでござります。したがいま  
して、いざれにしましても、加藤委員はたいへん  
御心配になつていますし、文部省の事務局とし  
ては何ら不安はないと、こう申し上げているわけ  
でござります。したがいまして、今後の推移を見  
た上で考え方をしていただくということで御了解を  
賜わりたいと思ひます。

○小林武春 いまの点で一言 私も希望を一歩申  
し上げます。

は」のいの字もわからないうちから教育勅語というのを、校長さんはもう儀式があるたびにやっています。その中には「國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」これはもうほんとうに小さい子供からたたき込まれたわけです。だから、それともう一つは、今度の問題について一番問題なのは、やっぱり私は加藤さんと同じように不信感を持っているわけです。というのは、政府のものの考え方には、憲法というものをどの程度一体重要に思っているかということについて不信感を持つておる。たとえば憲法制定の記念日なんていうのは、できた当時からいまの状態になつてくるといふとまるきり変わってきてる。あるいはいろいろな国会の中で議論される法律の点についても、それから毎度、私も言うことすれども、文部省が当初日本の新しい教育をやるにあたって、憲法というものがどれぐらい大事であるかということを主張した。

もてと称するのが自民党側ですけれども、いまの  
ような憲法のじやまなところはとつてしまわな  
きやならぬというような考え方があるのでない  
かといふ不信心がある。だからこの問題は一そろ  
深刻になると思います。でありますから、先ほど  
来、とにかく加藤さんもある述べたけれども、最  
後には、きょうはもうあきらめたようなことを  
言っているけれども、これはあきらめられるもの  
じゃないんです。どこまでも論争点であるけれども、最  
も、これについては文部大臣も、先ほどの答弁の  
中にも出たように検討すると言つたんだから、省  
令で解決することなら、文部大臣は前の手続が  
どうだとかいうことにこだわることなく、やはり  
すなおに質問者の提案を受けるべきだし、われわれ  
も質問者と同じ考え方ですから、ひとつそのよう  
にお取り扱いを願いたいと思います。それを今度  
またやるのかやらぬのかと聞いておつたらどこま  
でいくかわからぬからこれでやめます。

めてと称するのが自民党側ですけれども、いまの  
ような憲法のじやまなところはとつてしまわな  
きやならぬというような考え方があるのでない  
かという不信心がある。だからこの問題は一そ  
う深刻になると思います。でありますから、先ほど  
来、とにかく加藤さんもある述べたけれども、最  
後には、きょうはもうあきらめたようなことを  
言っているけれども、これはあきらめられるもの  
じやないんです。どこまでも論争点であるけれど  
も、これについては文部大臣も、先ほどの答弁の  
中にも出たように検討すると言つたんだから、省  
令で解決することならば、文部大臣は前の手続が  
どうだとかいうことにこだわることなく、やはり  
すなおに質問者の提案を受けるべきだし、われわ  
れも質問者と同じ考え方ですから、ひとつそのよう  
にお取り扱いを願いたいと思います。それを今度  
またやるのかやらぬのかと聞いておったらどこま  
でいくかわからぬからこれでやめます。

どういう、まあそれは外国语と比較する問題ではなくて、どういうたてまえで言っているかということ、しかも、その用意は何であるか。あなたはこのころなった文部大臣だから昔のことは知らぬとは言えるかもしれないけれども、しかし、教育の伝統というものは、自民党の中にあるはずです。コスマボリタンの教育をやつていい日教組は許せぬと、こういつたあの猛烈な攻撃と、いまあなたが強調されている国際人というのは、どういう関係にあるのか説明していただきたい。

○國務大臣（奥野誠亮君）私がこの中に言っております「国際人」というのは、具体的日本人として、国際社会の中に生きる者という気持ちでござります。抽象的な人間じゃなしに、具体的の人間として国際社会の中で生きていかなきやならない、そういう意味で「国際人として」ということばを使わせていただきました。

○小林武君 そんな話じやまずいです。どういふうに生きるんですか。

どういう、まあそれは外国語と比較する問題ではなくて、どういうたてまえで言っているかということ、しかも、その用意は何であるか。あなたはこのごろなった文部大臣だから昔のことは知らぬとは言えるかもしれないけれども、しかし、教育伝統というのは、自民党の中にあるはずです。コスマボリタンの教育をやつてゐる日教組は許せぬと、こういったあの猛烈な攻撃と、いまあなたが強調されている國際人というのはどういう関係にあるのか説明していただきたい。

○國務大臣（奥野誠亮君）私がこの中に言つております「國際人」というのは、具体的日本人と一緒にして國際社会の中に生きる者という気持ちでござります。抽象的な人間じゃなしに、具体的の人間として國際社会の中で生きていかなきゃならない、そういう意味で「國際人として」ということばを使つていていただきました。

○小林武君 そんな話ぢやまずいです。どういうふうに生きるんですか。

いくべきだと、こういう気持ちでござります。○小林武君 まあ、文部大臣は案外気楽にそういうことをおっしゃる。おっしゃるけれども、私は中身から見れば、何を言つているのだからよくわからぬ。具体的な人間が、国際社会の中に具体的にこう生きていくということになった場合に、だれからも尊敬され、親しまれるというようなことを、これ口で言うことは簡単だけれども、これはなかなかないですね。たとえば、資源のない日本の國が資源を輸入して、そうしてそこで金をもうけようとすれば、やはりそこには一つの、どんなにいろいろな配慮をしても問題になるところがある。その資源を今度は加工し、一つの新たな製品をつくって売り込めば、そこには、金もうけというものが起これば、これもまたなかなか問題が起ころうとする要素がある。事實上なかなかないものですよ。私は、だから、そんなことはなかなかできないと、たとえばあなた今度文部大臣になられてアジアのいろいろな問題にぶつかって、アジアの青年たちを日本に連れてきて教育をしてやろうとか、あるいは留学の便宜をはからうとかといふようないろいろなお考えもあるかと思う。これは文部大臣は当然だと思う。私は、ある時期に日本から留学した、イギリスや——當時戦争の終わつたあまり間もなくのころですから、そのころでしたが、一様に聞いたことは、日本の留学生ですよ、日本の留学生が、みんなではありませんけれども、大多数の、イギリスに行こうが、フランスに行こうが、どこに行こうが、一様にやはりその留学先の国に反対などといいますかな、イギリスなら反英的なような気分を持って帰つてくる。これはふしぎなものだということを聞いたことがあるわけです。これはなかなか私はむずかしい問題だと、當時思いました。やはりおまえのはうを受け入れて、あるいは教育をしてやろう、あるいは戦敗國からひとつ来た者に対して研究の便宜を与えてやろう、あるいは教育をしてやろう、あるいは教育をしてやったおまえのはうを受け入れて、というようなことが、当時の考え方の中には、向こうにあるかもしれませんし、まあ、くさをやっているころに

は、まあ戦争には強いけれども、どうせ最近とにかく一人前になったような国だという日本に対する考え方もあるって、そういう気持ちが先進国と称するものにあつたとも考えられる。しかし、何はともあれ、若い人たちを受け入れて教育するといふようなことをやれば、これは当然感謝してくれただろうというような考え方はなかなかむずかしい問題だということです。

の政治家のなかにあることは考え違いの一体もので、あつたのか、この点、私ははつきりしてもらいたいと思います。これはもうここにいない人のことと言うてもしようがないから。あなたが考えた場合、国際人の教育ということを言われた、なかなかかけつけうなことと言われたけども、なかなかむずかしいんでないかと考へたから。そこまでいかぬかねでも、やるべきことではないことをやつちやいかなふ。最後になり確取したりするといふような、そういう

また、東南アジアの問題にいたしましても、南アジアの文化あるいは生活様式、日本とはかなり違いますけれども、これはやはり東南アジアの文化、伝統、生活様式、それはそれなりに私は尊重してかかる、尊敬してかかる日本人の姿勢が必要だと、こう考るわけでございます。そういう意味においては、日本人はまず自国の持つ文化、伝統、これについての関心を探探し、これを尊重してかかる姿勢がなければ、他国の文化、伝統を

う、あんたもそのこと知りたいですか？

年から言えは私よか少ないけれども、わからぬはずはないでしょう。八絃一字の精神なんていうものはいかに侮べつてなものであるか、侵略的な意味を持っているかということですよ。私はやるべきことでないことをやらないことだということ、物を買うとか売るとかという問題は、これは対等の商売、無理なことさえしなければ有無相通するところ、世界の中のあれはちゃんと一つのルール

う、搾取なんと言ふと、また何とかという、あんなのはうは、搾取言ふと革命とかということばとすぐ結びつける癖があるようだけども、それはとにかくとして、よその国を搾取したり侵略したり極端に高い物を売りつけたり、こういうようななやり方やらない、やつていけないことをやらないと、いうような、そういう気持ちと、もっと一步進むところにいけば、それは国際人になるのかどうか知りませんけども、今までのそのコスモポリタンの何とかといったようなことは、どうなんですか。あなたのほうで、それとあなたのおっしゃることとの違い、違ひがあるならば、そういうことは全く同じことであるならば、そういうことは言ふべきでないということを言ってくれればよろしい。いや、そう言ったのには意味がある、許しておけないんだといふようなことであるならば、堂々とここでその違いを述べてもらいたい。

○國務大臣（奥野誠亮君）　国際社会に生きる人間として日本人はどうあらねばならないか、常にこの反省の上に立つて努力をしていかなきゃなりませんし、教育の上においても、そういう配慮がかかるべきだと思います。結果として他国から信頼され、尊敬されるということが得られない場合があるかもしれませんけれども、私は、常にそういう努力をもかくとして、よその国を搾取したり侵略したり

尊重することは私はしにくいんじやないかと、こう思います。日教組の問題についてコスモボリタインだという話があつたそうでございますが、その事情を私はほんまびらかにいたしておりません。しかし、日教組が組織として儀式、行事の場合でありますても国旗、国家に反対だといふ態度をとつておられることにつきましては、私は、これは適当でない、やはり自国の国旗を大事にする、その姿勢がなくて他国の国旗を尊重することができるだろうかと、こう言いたいわけでござります。国を愛する心なくして他国を愛することができるだろうかと、こう考えるわけでございます。そういう意味におきましては日教組のとつておられる政策につきましては、私は反対の点がたくさんござります。

がつくられてずっとといくわけです。私はそう卑屈になることもない、買わしていただきますといふようなことをやたらに言つて歩かぬでもいいと思ふ。ある程度そういう無理してやるよりも、産業構造を変える變えるとこのごろ言つておりますが、私のようなしらうとは簡単に産業構造なんて思つてゐる。しかしながら、それは将来考へるべきだ。資源のない国はどういう生き方するかと、ややり方はそれは考えなきやいけない。しかしながら、それはほど卑屈になることはないと私は思つております。だから私はやつていけないことはやつていけないんだ。私は自分の文化を大事にすることは、他の文化を大事にすることだと、うなそういう論法はぎわめて一致するところもさるけれども、また、きわめて侵略的な意味に転化するおそれもあるんですね。私は自分の文化と、うものと他国の文化というものを比較する場所に、いかに相手方の文化というものを理解しておるかということ、このこと必要だと思うんですねしかしながら、それは日本の文化というものをしく評価するという能力がなければだめです。「でもかんでも日本がいいだなんて考えるようなういう浅薄な程度ではだめだということです。」

うなあいまいなことじやない。人を攻撃するときには、このコスマボリタンの教育をやつているだとかなんとか言うわけですね。日本人を全部コスマボリタンにするといふのか、こういうことを言つた。これは文部省にいる古い人たちはみんな知つている。そういう教育との区別をどうつけるのか、これは誤りであったのか、文部省の中にあら考へ方として誤りであったのか、日本の保守党尊敬されるということが得られない場合があるかもしれませんけれども、私は、常にそういう努力を続けていくべきものだと、こう思つております。いま具体的な例としてアラブと東南アジアの例が出来たわけでございますが、アラブから石油を求める場合にも、買ってやるんだということじやなくして、やはり同時に売つてもららうんだという立場を忘れてはならないと、こう思います。

わ。日本の文化というものの尊重というの<sup>は</sup>が昭和の初めから教員やつて、とにかく必要以上に強調されて子供に教えたと、教科書がまじりんどんどんどん変わっていく、そして戦争が始まるると八紘一字というようなことが言われた。日本文化の優位性というものを強調する形の中で、日本の文化の中に抱き込むこと、日本の文化に従事する<sup>が</sup>わせることがこれが八紘一字の精神だとこうし

でもかんでも日本がいいだなんて考えるようななういう浅薄な程度ではだめだということです。されはここでやめておきましょう。

ただ、あなたに申し上げたいのは、日教組何とかと逃げましたけれども、一体もう少し国際人育と言つたら、国際人教育についてコスモボリトンといって非難した政党のあなたは大臣なんだから、一体どういう内容であるかということにつ

では、いずれやがてはりはきりして答弁するべきだ。きょうは突然できっととまともならなかつたと思ひます。

と大きな集団としての教師というようなものがあるのか。これは学問の世界ではそうですね、学会だと何だとかいろいろあります。あの学会と、いうものの存在が、学問の進歩に非常に貢献をしているということだけは間違いない。さらに、それを国際的に広げるということによつても、やっぱり高度のものになつていくということはあなたもお認めいただいているかと思うんですが、この場合の教師の力といつた場合、力量といつた場合に、いま私が申し上げたよな、個のものもちろんそれは入らないとは言いませんけれども、一つの学校の中の力といふものは五十人いたら五十人の力のプラスしたもののあれだけではなくて、もっとそれ以上の力を出すというようなことを、そういうことはこの中に含まれているのですか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 私が文部大臣に就任以来申しておりますことは、教育のない手は教師だと、だから教師に人を得なければ教育の実をあげることはできない、文部省なり教育委員会なりは教育の諸条件の整備に当たつていくわけだから、教師なし教師の集団と文部省なし教育委員会とが協力し合うのでなければ教育の振興をはかることは不可能だと、こう考えまして、こういうことを言い続けてまいつてきておるわけであります。

○小林武君 まあ、そう考えなかつたら全くおかしい話ですから、その点ではまたなお考えを持つてゐると思います。

それで、条件の整備に一段の努力をすることが必要であると思いますということ、私は、その条件の整備というのは学校の教師だけでやれるものじゃないと思うんです。これは教育関係の、教育委員会といい、文部省といい、あるいは政府全体として、あるいは地域住民、あるいは父兄の方々、それらみんなが条件整備に一段の努力をするということになりますけれども、しかし、一番問題になるのは、教育には金がかかるということです。教育が金かけずによくなるというようなことは口

では言えてもそろはいかぬ、ある程度の金はかけなければなりませんから。その条件の整備ということに金の問題もありましょう。予算という問題が重要だと思つております。私はだから文部省の予算が少しでも膨張しますといふと、私は喜びたたないといふような気持ちになる、その努力には非常に感謝もする。同時に、やはり金で買えな環境の整備というものをどう一体ほんとうに教師を教育意識に目ざめさせるというか、意識が高揚して、そうして教育にみんなが真剣に努力をするようになるかといふような、そういうやり方はまたこれは文部省の役目であり、これは教育委員会の役目だと思うんです。そういう点では、私はいまの制度というものは若干教育委員会制度が変えられてからぐあいが悪いと思っておりますけれども、いまの段階でいえば、それは大いに責任のあることだと思う。

そこで、私は教師といふものの理解がどうもいささか文部大臣をはじめ文部省の皆さんの中にも足りないのでないかと思うんです。そういうことと言ふとはははだ失礼なようだけれども、しかし、皆さんもまたわれわれに対してそういうことを思つてゐるかもしらぬ、もと教員やつたやつがどうもあいつらが認識不足だというふうにお考えになつてゐるかもわからぬ。これらあたりは議論してみなければわからぬですけれども、ちょっとやはり違うのではないか。たとえば一つのチームワークをつくるという点になると、私は文部省のやり方はチームワークじゃないと思うんです。そうでなくして、号令をかけたがるあれがあるんです。号令主義だね、右を向けと言つたら右を向けと、この命令に違反してはいかぬと、こういう考え方になると、おしまいになると昔の軍隊みたいに足に轍を合わせるのでなくて、轍に足を合わせると、いうようなものの考え方。こういう考え方になると、それが十分にあるのではないか。だからその摩擦が相当大きいと、こう思ふんですが、この点は文部大臣はどうお考えですか。すいぶんおまえさんおひがんでいるなあと、うふうにお考えになつて

おりますか、どうですか。  
○國務大臣(奥野誠亮君) 教育は個人個人の持つ  
ている能力を引き出していくことだと、それだけに  
に先生方それぞれくわうをしていただからなければ  
「ならない」ということが言われているわけでござい  
まして、そういう意味においては、必ずしも型に  
はまつた人間をつくっていくのだというようなこ  
とがいまの教育の指導方針にはなってないよう  
に思うわけでござります。したがいまして、先生  
につきましてもいろいろな努力が期待されるわけ  
でございまして、先生そのものが型にはまつたも  
のでなければならないというふうにはひとつも考  
えていないわけであります。  
○小林武君 文部大臣もう一つお尋ねいたします  
が、この日本の教師というものが本気になるとき  
は、教育の職にあると、ということを一つの生きがい  
として持っているかどうかであるかということで  
す。つまらぬ仕事をやつしていると、いうような考え方  
になつてゐるが、それとも、それは人間ですか  
不公平も不満もあつたり、あるいは労働がきついな  
んと思ふこともあつたりするかもしませんけれど  
ども、この仕事が大事だということ、それからこ  
の仕事が大事だということは、子供がかわいいと  
いうこと、自分の教えている子供がかわいいと、  
できるだけ伸ばしてやりたいなど、そういう  
ところに別な形を取つていく、そういう生きがい  
を感じるような点についてどんな配慮をしなけれ  
ばならぬと思っておりますが。

り簡単に考え過ぎていいようですね。生きがいと  
いうようなものね、生きがいを感じるかというよ  
うなことのあれにだんだんこのころふえてきたと  
いうことをおっしゃいますけれども、それはこと  
のあれからしらぬし、それからその県によつて  
いろいろ事情はありますね。大体教員の志願者  
が多いのは、これは不景気になつてくると教員の  
志願者というのは多いのですよ。師範学校の入学者  
者というのが猛烈に多くなるのは、これは不景気  
のときには多いのです。それから教員の自身の教員  
に嫁さんの行き手がたくさんあるといふようなこ  
と、これは大体産業のあまり盛んでない、何とい  
いますか、高給取りといふえは教員ぐらいしか目に  
入らぬようなところだというと、大体、町の娘で  
も、村の娘でも、教員なら嫁に行こうかというの  
がわりあいに多い、そういう傾向があるのですけ  
れども、これはりっぱな統計があれば、簡単に証  
明できると思うのですがね、そういうことになる  
のです。これはもうずっと師範学校時代からずっと  
とやつてみればすぐわかります。教員をもっと優  
遇するというような話で、この間も何か言つた記  
憶がありますけれども、兵役を免除してやろうと  
か、それからそのかわりに税金を取らないとかと  
いうようなばかな話があつたけれども、私は、人  
を教育するというような立場の者が、人が当然や  
らなければならぬようなそういう義務のものを免  
除してもらって、こういう特権を受けているから  
一生懸命やらなければならぬなんというのは情け

ない。私は、師範教育の根本的欠陥をおったのです、兵役免除だと。私も免除だったはずけれどもね。五ヵ月行つておけば、とにかくあとは戦争が始まつたって行かぬでもいいといふことだった。これがもう少し若ければあの戦争にもけつこうやつぱり五ヵ月短現でも呼ばれたのはあるのですけれどもね。ちょっとやつぱり年をとり過ぎておつて、ちょっと行かなかつたけれども。これはしかし、こんなばかなことを考へないようにしてもらいたい。それにかわるものとして税金を納めるのを安くしてやろうなんて、こんな免稅だなんという情けないことをやつたら、子供の前へ行つてほんとうのこと教育はできないですよ。そんなばかなことでは、特權を持つようなことでは。私は、人のやることをきちんとやってのしかわり教員が教員として受け正當な賃金というものはちゃんとともらうということでなければなりません。特殊な仕事ならば、特殊な仕事のようないかぬ。特殊な仕事ならば、特殊な仕事のようないかぬ。ひとつ修練を積まなければならぬのだから、研修をやらなければならぬのだから、それに値するようなことはやってもらわなければなりませんけれども。そういう点は、あまりにも教員をばかりにしたような優遇策なんというものはやるべきではないと思います。日教組、だいぶ皆さん気に食わないと、いよいよでしたけれども、人権法が出てきたときに、日教組の教員が、ほかの官庁の労働者とか、ほかの同志のような労働者にぬきんでて、ほかのほうは悪いなつてもぼくのほうがいいと思われるようなことはいやだというようなことを言つたときには、私は感心しました、ほんとうのことを言つて。これは、明治生まれだからそういうことを言つたのぢやなく、私は、かつて師範学校の生徒であつたときに、あるいは卒業してから教員をやつたときに、一番ひけ目を感じたのはそこですから、だから私は、りっぱなことを言つたと思って感心しておつたのです。これはひとつ、文部大臣なんかと腹の中にきちんと入れておいてもらいたいし、与党の方々もひとつ、あめしゃぶらしておいてと、いうような考え方を教員にはやつちやいかぬとい

○ 説明員（久礼賀治君） 通産省でございます。  
○ 小林武君 この生きがい調査というのは、実は  
ぼくは新聞の切り抜きしか持っていないのです。  
あとでもらいましたけど、この膨大なあれは読ん  
でおりません。しかし、私の持っているのは三月  
二十九日の読売新聞の「職場砂ばくに警鐘」なん  
ていう表題がついております生きがい調査。これ  
は私は、教員ばかりではないですけれども、非常  
に生きがいということについての調査の中から、  
大事なことをひとつ考へついた、そういう意味で  
お尋ねするのでござりますけれども、これは通産  
省が、こういうことをやるまでに至つた、また、  
この調査をやつた目的というようなものがあつた  
と御説明いただきたい。

余暇の役割りでございますとか、また、余暇そのものが現代にとってどういう意味を持っており、将来、いわゆる脱工業化社会においては、どういふような役割りを占めるであろうかというふうなことが四分の一でござります。あと四分の一は、外国における余暇なり、余暇政策、それから最後の四分の一は、はたして日本で余暇行政としてどういうことをやるべきであろうか、また、やらなければほうがいいのであらうかというふうなことを検討しておる次第でございます。

さて、余暇の問題といいますと、非常にジャーナリズムの世界ではもてはやされておりますけれども、基本的な資料とか、データというものは、きわめて欠陥しておりますので、私どもは、審議いたしましたかたわらで、新たにデータを集めたり、ございまして、まあこれは今後分析し、提言ということで、ことしの七月までゆっくりあたためてまいわけござりますけれども、新聞社の皆さま方からも、むしろデータのままで公表して、皆さんに広く興味を持つてもらつたほうがいいのです。はないかという御意見にサセストされまして、発表したものでござります。

○小林武君 私が、ここで非常に興味を持ちましたのは、ちょっといまの通産省の御説明の中にありました余暇というの、余暇だけの問題ではなくて、産業構造審議会というものがある。産業構造審議会とのかかわり合いで、余暇の問題といふものをやつたんだと思うのです。これについてよく読んでおりませんし、御答弁も要らぬのですけれども、私はここで、日本人というのは、新聞に書いてある「働きバチ」だと、こう言われる。しかし、日本の青年も、これは私は若い教師にない人たちのことを考えながら、これに非常に興味を持ったのですけれども、この人生の目標といふようなものに日本人といふものは、若い人でもや

りがいのある仕事ということを取り上げていると  
いうことが、たいへん私は興味を持つ。やりがい  
のある仕事、——やりがいのある仕事というのが  
日本人の考え方である。外国人はほんとうのか  
どうか知りませんけれども、やりがいのあるよう  
な一生を送るために働くらしいことをやるのだ  
といふような考え方だと、こう、新聞には書いて  
ある。そういう見方をする者がある。しかし、日  
本人の場合は、仕事そのものにおいて、日本の男、  
女の平均からいえば三四・五%ぐらいはそう思つ  
ているし、男だけなら四一%だと、こう数字をあげ  
ている。私は、このやりがいのある仕事と、うこ  
とをどうとらえるか、ういうことが、若い人たち、  
われわれ文教委員会としていえば若い教員の人た  
ち、これをどう一体文部大臣がとらえて、やりが  
いのある仕事にしてやるかどうか、これは文部大  
臣が今まで考えてることをずっと私お聞きし  
ておつたのですけれども、これはやりがいがだん  
だんなくなるようなことも相当あると思うんです  
ね。もう、とにかくがんじがらめの中にあって、  
ほんとうに自分の力というものを十分に發揮でき  
ない。あれもいけない、これもいけない、これを  
やるといかぬといふようなそういうやり方。それ  
から管理体制がどうだとか、何とかいうようなこ  
とをやかましくまた言われるといふようなこと、  
やりがいあるものとなると、一生を通じてやる仕  
事というものを選んだ場合に、まあ転職といふこ  
とも、たいへんこれは、昔ならば転職する者はほ  
くな者いないといふようなことを、まあわれわれ  
も子供にもそう教えたことがあるんですね。職を  
かえないと、ういうことは大事だよといふようなこと  
を盛んに言つたことがある。しかし、このころは  
そんなこと、転職なんといふようなことをそい  
うふうに見なくなりましたけれども、一つの仕事を  
を、どんな仕事でも、転職してもしなくて、やりがいのある仕事、このやりがいのある仕事とい  
うものは、一体どういうものですか、それから、  
これは一つは、文部大臣はあれだから、初中局長、  
それから社会教育局長が、今村さんとお二人にひ

とつお聞ききたいんですけども、教員の中であ  
って、やりがいのあることについて、何かいままで調べたもの、あるいは皆さ  
らと、それから直接初中局というような立場から  
いつて、何かいままで調べたもの、あるいは皆さ  
んがいわゆる教育委員会とか何とかから聞いてい  
ることがあったらお聞かせいただきたい。

○政府委員(岩間英太郎君) 教員の側から考えま  
すと、やりがいがあるというのは、まあ自分の能  
力を申しますか、そういうものができるだけ發揮  
できるようなことではないかと思います。  
ただ、教育というのは、これは子供のためにやる  
わけでございまして、教員を中心にして考えると  
いうことにはなかなかなりにくい。まあしかし、  
先生方の力ができるだけ發揮できるような、そう  
いふ環境を整えるということ、これはやはり先  
生方の力を發揮していただいてひいては教育全  
般の効果を高めるといふ上では私は必要だらう  
と、まあ、そういうふうに考えております。

○政府委員(今村武俊君) 社会教育のほうでは、  
学習指導要領の基準がございませんので、そうい  
う観点から社会教育局長としての生きがいといふ  
考え方、まとめておりませんが、個人の意見を述べ  
てもよろしゅうございましょうか。

## ○小林武君 個人的、どうぞ。

○政府委員(今村武俊君) 世界青少年の意識調査  
のおりにも明らかになつたことでございますが、  
人間は誠実と愛を求めておると、そういう誠実だ  
とか、愛だとか、人間愛だとか、そういう人間が  
求めている方向に沿つて自分の生活がされてお  
り、そういう生活を意識するときに生きがいを感じ  
る、非常に重要な要素を占めておると思ひます。  
ただ、また人間は社会生活を営んでおりますので、  
自分自身の創造性が生かされておると思ひなが  
ら、また他人から全くはずれておるという意識を  
持つときには不安感がございます。やはり個人の  
力を發揮しつつ、なお社会性の中で生きている、

そして自分を実現している、そういう際に生きが  
いを感じるのはないだらうかというようなこと  
を個人的に考えております。

○小林武君 私は、まあまことに十分お二人

に考えていただきたかったのは、先ほど申し上げ  
た、日本人というのは、もう非常に多くの者が  
やりがいのある仕事、仕事というものに非常にま  
じめな、まじめな考え方というか、私は重要度を  
置いていたるということについては、私は非常にい  
いことだと思ってるんです、仕事というものに  
ね。しかし、仕事が大事だから余暇があるという  
ふうにも考えられるわけですけれども、仕事とい  
うものに非常に重要性を置いて考えている。した  
がつて、やりがいのある仕事についたという、や  
りがいがあるということを感じながら働いている  
かどうか。また、全体としては、教育の世界であ  
るならば、教育の世界で教師がやりがいのあると  
いうような、そういう気持ちを抱きながらやらせ  
るといふような環境づくりに責任を持つものもあ  
る。そういうものが一体化したときに初めて教育  
というものはとともに発展していくんだと思ふん  
ですけども。日本の職場の場合、これは通産省に  
お尋ねいたしますけれど。これはここにも書いて  
あることですが、一体この職場で、職場砂漠だ  
と、こういうような考え方を持つ者、おのれが生  
かされているといふような感じを持っている者、  
そういうものは、この調査の中で、私は新聞の記  
事読んでいるだけですから、この点についてはあ  
なたちは調査してみてどういうふうにとらえた  
か。しかも、それについてはどうですか、予想ど  
おりだといふように通産省で思つたのか、まだそ  
こまでみんなで話合つていいから言えない場  
合は、あなた自身の感じだけでもけつこうですか  
か、非常に重要な要素を占めておると思ひます。  
それをお聞かせいただきたいんです。

○説明員(久礼彦治君) 生きがいに関しまして調  
べました結果、おもしろいことが三つほどわかつ  
ております。

従来の生きがい調査では、仕事か家庭かとか、  
遊びか仕事かと、ういうふうな二者択一の考え方が中  
心でございまして、新聞などでは、マイホーム主  
義か、猛烈人間か、レジャー人間かといふうな  
タイプ分けが中心でございましたけれども、家庭  
に私どもの回りを見てみますと、仕事をぱりぱり  
やり、遊びもぱりぱりやるという人もおれば、何  
にもやらないといふ人もおるわけでございます。  
したがいまして、私どもはそういう二者択一じゃ  
なくて、仕事、家庭、それから遊び、この三つの  
どれだけを重視しているか、またどれだけに満足  
しているかということを、幾つまるをつけても  
かけこうですと、いうやり方で調べております。そ  
の結果、やはり三つとも満足しておる人、これは  
たつたの九・二%でござりますけれども、いるこ  
とはあります。それから、労働、余暇に満足して  
いる人、これがたつたの二・五%でございます。  
労働と家庭両方に満足しているというのが一五・  
四%であります。逆に、労働だけに満足といふ  
は一〇・一%、余暇のうちに満足は四・七%、家庭  
のみに満足は一四・一%といふうに、どれか一  
つだけというのは逆に少數派でございます。した  
がいまして、しままでのように、どれか一つだけ  
に色分けするというのは少し無理があろうかとい  
うふうに感じております。

それから第二の点は、こういうふうに三つのう  
ちのどれに満足しているかというグループの中  
で、それではあなたは生きがいを感じております  
か、おりませんかといふこと、これを聞きました  
ところ、まあ常識的ではござりますけれども、労  
働、余暇、家庭、三つに満足しているグループで  
は、五九%が生きがい感あるといふことで、最も  
高い数字を示しております。その次が、労働、家  
庭に満足しているグループで、この四八%が生き  
がいがあると申しております。逆に、その次に來  
ますのが、労働のみに満足といふことで、三〇%

きがいあると答えておりません。逆に、余暇のみに満足というグループでは、生きがい感ないという人たちも一〇%おります。したがいまして、日本人の生きがいを形づくる基本的な点に労働といふものがからんでいるのがはつきりと数字で明らかにされたのではないかというふうに考えられま  
す。

と生きがい感というのは密接に関係しまして、グラフに書きますと、きれいな線上に乗っかるわけですが、さいますけれども、それを規定しているものには何かということを分析してみますと、一番原因になつておりますのが職種でござります。経営者とか、専門職とか、管理職という人たちは、非常に労働の満足感もありますし、生きがいも高いといふデータになつております。逆に、サービス業とか熟練労働者、事務、販売職、農業という人たちは、比較的労働の満足度も生きがいの充実度も低いといふような結果になつておりますて、まあ大きなグループに分けますと、經營者、専門職・管理職こういうグループと、それ以外のグループと、こういう三つに分かれるような結果になつております。

なれど、予想どおりであったかという点は、私個人では、なかなか想像していたものがあまりはつきり数字に出たので、ちょっとこわい気がしておられますけれども、実はこれ、産業構造審議会としては、まだデータを出した時点ではございまして、実はきょうも委員会を開いて検討しておる段階でござりますので、部会としての意見というのはまだ出ておりません。

○小林武君 私は、この統計を見て、文部省あたりでもひとつ大いに考えてもらいたいと思うんですが、先ほども御説明があつたように、経営者、管理職、専門職というようなのは、四〇%前後の者が充実感を持っていると、こう言つている。これは役所においてだってそうだと思うんですね。役所においてだって大体、自分の行き場所というのは大体見当がつく。こういうことを言うと失礼

に当たるかもしらぬけれども、そういうことがあつたらお許しいただきたいのだけれども、これはもう先が見えているということになると、これはやはりいろんなことがあります。能率が上ががらなくなったり、あるいはときにはやつぱり思わずるようなことも起こつたりするというようなことになる。私は経営者、管理者、専門職といふような者が充実感があるといふのは、これはやつぱりこの数字は大事にしなければいかぬと思うんですよ。私は教員の社会といふのは、教員は何なのか、専門職だと、こういうことをこのころは盛んに言います。専門職だと言いますけれども、私は、専門職と言うのにはちょっとやつぱりまだ問題があるような、それは全体として、そういう環境に置かれておらない、むしろ少數の管理職のもとにある程度統制しようという勢いのほうが、大学にまで入ってきているんです、いまのところは。そういうことをいまさかのばつて議論するつもりはありませんけれども、私は教育の世界において、私は専門職であると彼らに言うのは、うんと勉強してもらわなければならぬと思います。われわれは専門職じやなかつたんです、私なんかの教員は。私なんかは職人だつたんです。職人じやだめだと、いうことを痛切に感じておる。職人じやいかぬと、専門職だと、少なくとも、予供あるいはもつと大きくなつたら青年、そういう者を教育するといふ者は、それについてのほんとうに専門職に値するだけの勉強をしなければならぬ。その専門職になつた者が、私はやたらに拘束されるということになつたら専門職の値がない。軍隊のような一つの規律のものと上の命令を下の者が従わなければならぬというようなやり方ではだめだ。私は大正デモクラシーの中に出できたいわゆる學級王国なんというのは一つのやっぱり教いだつたと思うんです。校長さんが何と言おうと、この学級の中の王国といつたらちよと大きさだけれども、「この学級の子供はおれが責任を持つてやる」という考え方、このおれが責任を持つてやるということはとうといことだと思うんですよ。私はある石炭の

山へ行つたら、石炭の山にへたな字だけれども、おそろい大きな字でもつて、「こここの山はおれが掘る」と書いてある字があつた。あとで重役か何かになつた人でね、いわゆるえらく張り切つて書いたらし。なかなか労働者の間にも評判の男だったらしいがね。この山は——この山というのは、山はちゃんと固有名詞を使つてあるんだけれどもね、これはおれが掘ると書いてある。これはいわゆる炭鉱のはなやかな時代の、いわゆる生産のどんどんあれして、これから幾らでも金がもうかる時期のあれだつたが、その意氣で、そのときのやっぱり指導者の意識というのをよく出している。私も教員というものは、教育に当たつたならば、一つの学級を与えられたら、このことに対しては、おれがとにかく責任を持つという、そういう体制できなかつたらほんとうの教育はできない。何と教育委員会さんは言うのかというような、こんなことじやだめなんです。しかし、何でも自分の思うとおりになるなんと思うのも、これはありますよ。フランスの学級では、何でもとにかく学校の先生は、学校の中にいるうちには、おれのあいだと、そのかわり学校の中にやたらに入つくるなど言つて——これは大使館の人の話ですが、フランスじゅうが全部どうか知らぬ。パリのある学校だ。あそこの戸口で待つてゐるでしよう。あれは親ですよ。中に入れないのと言つたら、それは入れません、戸口で待つのですよ。学校の中に入つてきて、かれこれ言わせるなんてこと親には言わせぬ、こういうのがフランスのパリの、フランス全体もそうらしいけれども、そういうあんなです。子供を学校にやつてある大使館のしかるべき人ですから、うそを言ふはずはないと思う。なるほど女の人人が待つてゐる。私はそれはちよつと行き過ぎだと思うのですよ。そんな学校の中に一つの門の内と外があつて、親でさえも中に入り込めないなんといふ、そんなやり方、それからまたさせてくれもけつこうだけれども、あなたたちの言うことなんか何で聞かなければならぬかと、これはおれがやるんだという、そんな考え方方に立た

れたら、これまた妙なことになるんで、私はそんなことはやることはない。親の意見も聞き、親との意見の交流もやり、とるべきものははとり、しかし専門家としての自分の自信というやつははつきり持ってないと私は生きがいなんてものは出でこないと思うのです。この生きがいのあることをやらしてもらわなければいけない。そのかわり、やれないことをやらしてもらっては困る。何ば小学校の先生だって、何からかにまでみんな科目のあらやつ全部教えなければならないという考え方では、これはできることとできないことがある。だれだってできない、そんなこと。子供のために迷惑な話だ。音痴の先生に唱歌習ったなんて、それはとんでもない話だ。色盲の先生に絵を習ったなんて、それは何か特別なことを教えるなら別だけれども、そんなことはやるべきじゃない。私は、だからやるべきことはきちんとやるという、自信を持つてやってるような、そういう職場体制というものをつくらなければ、生きがいといふものは、私はやっぱりその人がどんな立場に置かれても生きがいを感じなければなりませんなんというのは、これはだめです。その証拠に、ちゃんとこの数字がよく出している。経営者、管理者、それから専門職なんという、そういう職業の者は生きがいを感じている。しかし、男性できわめて形式的な事務をやったり、販売をやったりする人たちになると、三三%くらいは充足感を持っているが、あとは気が抜けたのだけ。落ちる。OLであれば一七%ぐらいだと、こういう。この人間のやつぱり持っている人間の心といふものをつけまないで、ものごとを軍隊に似たような考え方でやろうということが、もしも文部行政の中にあれば、これは大いにあやまちだということを私は指摘をするのですけれども、文部大臣はどうですか。そういうことについて、生きがいを感じるようなやれ方にあなたはとにかく大学の紛争の問題とか、学校のいろいろな問題が起こった。このころは爆弾をつくる子供も出てきたと、こういうよくなことを言ったときに、これは管理体制がとにかく

なつておらぬから、校長の命令一下何でも起る。ような、そういうことをやれば直るというふうにあなたはおつしやらないけれども、ちょっと今までのいろいろな法律の出てきたのを見ると、うと、どうも管理体制だけにほんとうに重きを置かれて、ほんとうに学校の中に自分が責任を持つてやるというような、そういう生きがいというか、仕事に対する積極さと、いうようなものを高めるような方策というのは案外なかつたのじゃないかと思う。張り切つて張り切つてどうにもならぬのは少數いると、あとのはもう何だか知らぬけれども、引きずり回されているという感じがするのですけれども、いや、そういうことになるようなおそれが出てきた。これはとにかく戦前の教育にもあります。いつでも、大正から昭和にかけてのあれですから、よくその先のことまでは体験しておりませんけれども、大正末期から昭和の初めごろにかけた一つの、あの教育界の中に起こつた大きなこの運動、教育に対する熱情のよくなもの、ああいうものの私は感じてみて、それから戦時中に入つて、戦時に入る途中の教育のたどつてきた道を考えますと、私はどう考へても、いまのやり口というのは若干間違つているんじゃないかという考へを持つてゐるわけであります。文部大臣としては、いや、自分はそういうつもりでないということなのかどうか、御意見をちょっと伺いたい。

は大切じゃないだろうかと。どちらにしても行き過ぎないようになりますが一番肝要だ、こう思つております。

私は、その意味では研修の仕組みというものが教えてやるなんという話よりも、研修をどうしてやるかというほうが大事なんです。人が納めるものをお認めないなんていう変な根性を出すよりは、研修について責任をとつてくれるということが大事だと思うんです。そういう意味で、研修について文部省ではいかなる具体的なあれをやっているか。これはひとつ局長さんから御答弁いただきたい。

○政府委員(岩間英太郎君) 私どものほうでは、短期の研修が従来おもでございまして、夏季これから冬季その他の休業日を利用していたしましてやるのが比較的長いほうでございます。戦後、特に認定講習から始まりまして、新しい教育に対応するような資格の認定等を中心にして、新しい教育課程の趣旨徹底、それからそれに対する習熟、そういうものをを中心にして短期の研修を行なってきたというのが実情でございます。それからだんだん期間を長くいたしまして、長期研修につきましては、現在、校長それから中堅の教員につきまして一ヶ月程度の研究を文部省が直接行なっております。

それから、最近は海外派遣という形で、これも短期は十六、七日程度でございますけれども、長期のものは一ヶ月以上にわたりまして海外研修をやるというようにして逐次範囲を広げてまいっておりますけれども、戦後は新しい教育制度、あるいは新しい教育の内容に伴う応急的な研修ということで進んでまいつたのでございますから、まだ、研修のあり方全体、これを統一的に見ましてどういうふうにあるべきかということを本格的に私どものほうで案を立てて検討をして、いろいろな段階まではきていないわけでございます。

しかし、御指摘のとおりたいへん重要な問題でござりますから、これにつきましては、総合的に計画的に推進をするということが必要であらうと思います。そのためには、ただいま先生御指摘になりましたような、週休二日制という問題も非常に

○小林武君 どうなんですか。文部省では——これは通産省では産業面からのあれでやつたんです  
が、文部省としては、全体の教師に対してもうい  
う調査をやってみたことあるんですか。もし、やつ  
てみたことがないならやつて、どういう一体研修  
というのを望むのか、全体としてはどういうこと  
を望んでいるのかということ、それからもう一つ  
は、量的にいって、一体、教員になって、そういう  
機会と、いうものをやめるまでの間——もつとも  
すぐやめれば別ですが、とにかく定年にな  
るぐらいまでつとめていてその間にどれだけ研修  
に対する機会が与えられ——それは与えられるほ  
うだけですよ、自分でやれる人はたくさんいるん  
ですからそういうのは別に教えてですね、そうい  
うことについての希望というものをやる気あります  
せんか。

それからまた、今まで実施したこと、たとえ  
ば海外とか、海外どころか日本の国内だってろく  
に回ったこともないような、知らないような人も  
相当いると思うんですが、一体、出している予算  
によつてどのくらいの教師が研修の喜びを味わつ  
たのか。わかっているだけひとつ述べてください。  
○政府委員(岩間英太郎君) 実際に各県が行なつ  
ております研修等の実態につきましては、これは  
現在調査がもうほとんど完了いたしまして集計を  
している段階でござりますから、これは官房のほう  
でやつていますが、まとまりましたら公表をす  
るというふうなことになる運びになつております。

それから、私どもは、先ほど申し上げましたと  
うに研修につきまして逐次必要なところについて  
その拡充をはかつていく、あるいは整備を進めて  
いくというふうな方法をとつてしまいましたけれども、やはり全体として教員の研修はいかにあ  
べきかということを計画的に考えていく必要があるんじやないかということを考えまして、そうい  
う調査を行なつたわけでございますから、当然、

その調査の結果を待ちまして少し総合的な対策を立てていただきたいと考えております。

なお、御指摘になりましたように、一週間程度でも県外研修ぐらい出ないとほんとうの研修と言えないんじゃないかというお話を私ども同感でございまして、ただ、実際に県外に研修に出る機会というのは、これは旅費等の関係もございましてごくわずかじゃないかと思います。詳細な結果が出来ましたらまた御披露をさせていただきたいと思います。

○小林武君 これであなたほうの関係終わります。

私は、そういうあがむだと言つてないんですよ。この間も特殊教育のことと視察に来た者が私のところへ二、三日おりましたが、私はやっぱり非常に勉強になつてゐると思います。これは一つ二つの学校を回つたりしますけれども、それにしても、これは本を読んでることも大事だけれども、たいへんまた有効なものだと思います。思はずけれども、それをもう少し組織的に、たとえば教員のほとんどの者がとにかく研修の機会が、こういうふうに与えられる計画を立ててあるというようなことがやっぱり金の裏づけをもつてやつてもらうということが必要だと思うんですよ。金のことになると、これは文部大臣に一番御活躍を願わなきやならぬわけですねけれども、その調査に基づいてかなり思い切った研修の計画とかなんとかいうのはやられる決意はございますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 金の面につきましては、ちょっと御説明申し上げますと、おかげさまでこの二年間、大臣こられましてから旅費が毎年三〇%以上ふえております。これもおことばによりますては、やつと正当の費用が出せるようになりますから、研修の機会の拡大にも役に立つんじゃないかと思います。引き続きまして、どう面の増額もかうて、計画的な研修ができる

ように整備をしてまいりたいと考えます。

○小林武君 文部大臣との間でいわゆる生きがいのあるようなことにするとどうかということは、これはほとんど時間がないからやめますけれども、あなたもお考へたい。これは生きがいがあるような教員と、教員の仕事の特殊性というようなことを考えてこれならないというと、役所のようないわけにいかぬということです。それはひとつ後ほど譲ります。

なお、私は研修のことについて、企画のほうは何と言つても文部省というようなところはわれわれ以上によく知恵が回ると思ひますけれどもね、北海道なら北海道に大学の数は相当あるわけですが。あの広いところでもやっぱりあのぐらいたい大学があれば、たとえそれが貴産大学であろうが何であらうが、ある程度の大学のサービスというようなことが考えられるならば、かなりの数のものが、何も開放することばかりではありません。ほんとうにお互いに手紙をやりとりすることだって、ほんとうに私は道があると思いますから、ましてや本州にくると、大學の數なんというものはあってあつてというぐらいたくさんあるわけですから、そういうことも含めた何かの学校の教師の研修の機会、というものを、あるいは何かこういうやり方といいうようなものを考えるべきだと、こう思ひます。

次に、私は女子の先生のことを考えますけれども、これもあれなんです。『現代女性の意識と行動』というのを、これは総理府の中に婦人に関する諸問題調査会議というのがあって、議長が金沢大学の前の学長の中川善之助氏、それからこれは、この会議は総理府に設置されておるけれども、労働省が協力をしているといふ。その総合調査の結果によると、二十九日、二年間にわたるあれででき上がつたと、こういうわけです。私は、これをずっと読みますけれども、私どもとしましては、正当の旅費が出る以上に、二年間で六〇%引き上げましたのですから、研修の機会の拡大にも役に立つんじゃないかと思います。引き続きまして、どう面の増額もかうて、計画的な研修ができる

ことを言つてゐる。これはよくあるんです。われも今まで、いま聞いたわけじゃない。女教師

というのは八分ぐらいだから、七分ぐらいしか力を出さぬ、われわれは十二分の力を出していられるというようなことを言つて、この人たちが過半数ぐらいになつてゐるんでしょう。過半数を越えるようなところもあるんだと思いますがね。そういう発言をしたとかなんとかいうことで問題になつた。男の教師は転任したというようなことが起つたらしく。私は、これはね、男の教師も責められない、女の教師も責められないという私考え方に立つてゐるんです。責めるほうの側はちょっと責める一方のあれじやだめだと思うんであります。たとえば、この場合は、教育ママと言われるような人たちが女の先生をかばつてくれたそうですけれども、ところによつては女の先生を持たれなくてよかつたなんということを子供の前で言つて、そしてもう学校の教育に子供に不信感を持たせるようなことが起つてると、いうような事情も聞いてるんです。私はこのことに対し、これはある新聞が書いたんですけども、新聞で見たとは持つてきておりませんけれども、新聞で見たと思ふんですけども、人権法というものは男の教員をどれほど大量に教育の世界に引きずり込むと言ふと悪いけれども、入れるといふそういう目的だということを書いてある。新聞が何かで見たんです。これはしかし、私はある教員の国際会議に出たときに、たぶん冗談も少しありますけれども、学校の教師といふものはとにかく一流の人間のやる仕事じゃないといふ話を聞いて、それはその場合には大学は入つていいのです。まあ、大体初等中等教育ぐらいのことを言つた。一流の人間のやる仕事じゃないといふことをみんなの前でやつた。それでみんなががつかりしたり、それからさみしそうな顔したりして帰つたが、日本に帰つてから、ある大学の先生にそんなことを話したら、それはしかし偽らざる言い方でないだろかといふようなことを言われたことがある。そういう考え方方が何かやっぱりこの教育界に流れているそ

うしてまた、今度はそこへくるというと、男性の教師と女性の教師がまたその中でやり合うというようなことが、ちょうど封建時代の、上を見れば常におこります。従来から横への連絡というのはとつておりますが、たいへん役所的な答弁で恐縮でござりますが、これをこれから読ませていただきまして、今後これを政府の施策の中にならうふうに生かしていくのか各省がそれぞれ考え方方が何かやつぱりこの教育界に流れているそ

やらなきやならぬと思つてこういうことをやつたんでしょう。そうでないんですか。どこからか売り込まれたものですか。中川善之助さんを取り巻く人たちによつてこれは売り込まれた問題なんか、必要があつて総理府でやつたのか、どちらですか。

○説明員(宮川知雄君) この調査をいたします絆について簡単に御説明いたします。

戦後、婦人の社会への進出というものがたいへんはなはなしくなつて、これは私申し上げるまでもございませんが、一方では、必ずしも婦人が男子と比べて非常に平等に扱われているかと言いますと、必ずしもそうではない部分が非常にある。今後いろいろ各方面で考えていかなくちゃいけないということは從来からいわれていたわけでございまして、総理府にこの調査を始める前、四十六年まで、婦人関係の諸問題に関する懇談会というのがございました。婦人関係の諸問題に関する懇談会があるのに、特に総合的な調査をやり、社会の実態をよく押えて政策を進める必要がある。それから四十五年に衆参両院の婦人議員の先生方のお集まりの懇談会がございました。もちろん政府といつしましても、現在の状態が万全と考えているわけではございませんので、各方面的の御要望等もあり、四十七年、四十八年の二カ年にわたりて大々的な調査をやろうと、そういうことになつたわけでござります。それで、最初の四十七年におきましては、基礎調査、昨年の四十八年にござりますが、もちろん政府といつしましては、十分おきましては、それを受けました各種の調査を進めたわけでござります。それで、最初の四十七年におきましては、いろいろの問題点、あるいは御提言、そういうものもござりますが、もちろん政府といつしましては、十分それを一つ一つ熟読玩味して、今後の施策に生かさなければいけないものでござりますが、いま直ちにそれをどうこうするといふようなことを申し

上げるそれではないと思っております。

○小林武君 どうこうするものでないといふのはどういふことですか。

○説明員(宮川知雄君) 表現が適切でなかつたかと思ひますが、これは十分長い間かけて先生方がお見えになつたもので、お見せなくとも、こういう意図でつくられておるのはどういふことですか。

○説明員(宮川知雄君) 表現が適切でなかつたかと思ひますが、これは十分長い間かけて先生方がお見えになつたもので、お見せなくとも、こう具体的にあらじめ言わなきやだめです。こう具体的にあらじめ言わなきやだめです。

○説明員(宮川知雄君) 上げるそれではないと思っております。

○説明員(宮川知雄君) どうこうするものでないといふことを考へるのがあなたたちのあれで、そのぐれやりますといつて設計図をわれわれに見せなくとも、少なくとも、こういう意図でつくられておるのはどういふことですか。

○説明員(宮川知雄君) お見せなきやだめです。

女子の問題を一体どう判断して、どういうふうにいろいろな対策というものがあるのかどうかといふことを考へるのがあなたたちのあれで、そのぐれやりますといつて設計図をわれわれに見せなくとも、少なくとも、こういう意図でつくられておるのはどういふことですか。

○説明員(赤松良子君) ただいまの調査につきましては総理府の意識調査でござりますので、とやかく申し上げるのは控えさせていただきますが、この報告書の中で、労働省として受けとめなければならないと思われる御提言がございます。それ

というものが社会の中においてどれだけの一括活動の分野に広がつておつて、どれだけの貢献度があるんだというようなことだつて考へないでやる

というは、これは役所のためにあるかわからぬということになるのぢやないです。私は、そ

ういう点では、まことにどうもあなたの態度が心もとなしから、ひとつここで「女性の幸福」といふことにについて、ここに書いてある。女性の幸福

というものは家庭に入つて——家庭に入る前にようして家庭人として暮らしていくことが一番いい結婚をしてしなければならない。よい結婚をして、そ

ういうのが大体経営者とか、あるいは経営の幹部になる者が七六%考へている。これ男ですよ。労働組合の幹部は五六%支持したといふんだから、

このごろの労働組合の幹部もいささかどうも、まことにどうかと思うんですがね私よりかだいぶ年の若いのが労働組合の幹部をやつっているんだが、これを見たら、日本の一体、現状といふものに対するあれはたいへんです。それをあなた、これからじっくりかまえてなんということを言つておられる問題じゃない。これをやつぱり取り上げた人

たち、取り上げてくださいといった人たちが数年とにかく動いているわけでござり、あなたのさつきの話から言つたつて。こういう考え方があるわけでございませんが、その考え方の問題じゃない。これをやつぱり取り上げた人

たちは、これを見たら、日本の一體、現状といふものに対するあれはたいへんです。それをあなた、これからじっくりかまえてなんということを言つておられる問題じゃない。これをやつぱり取り上げた人

たちは、これを見たら、日本の一體、現状といふものに対するあれはたいへんです。それをあなた、これからじっくりかまえてなんということを言つておられる問題じゃない。これをやつぱり取り上げた人

たちは、これを見たら、日本の一體、現状といふものに対するあれはたいへんです。それをあなた、これからじっくりかまえてなんということを言つておられる問題じゃない。これをやつぱり取り上げた人

たちは、これを見たら、日本の一體、現状といふものに対するあれはたいへんです。それをあなた、これからじっくりかまえてなんということを言つておられる問題じゃない。これをやつぱり取り上げた人

たちは、これを見たら、日本の一體、現状といふものに対するあれはたいへんです。それをあなた、これからじっくりかまえてなんということを言つておられる問題じゃない。これをやつぱり取り上げた人

たちは、これを見たら、日本の一體、現状といふものに対するあれはたいへんです。それをあなた、これからじっくりかまえてなんということを言つておられる問題じゃない。これをやつぱり取り上げた人

たちは、これを見たら、日本の一體、現状といふものに対するあれはたいへんです。それをあなた、これからじっくりかまえてなんということを言つておられる問題じゃない。これをやつぱり取り上げた人

たちは、これを見たら、日本の一體、現状といふものに対するあれはたいへんです。それをあなた、これからじっくりかまえてなんということを言つておられる問題じゃない。これをやつぱり取り上げた人

たちは、これを見たら、日本の一體、現状といふものに対するあれはたいへんです。それをあなた、これからじっくりかまえてなんということを言つておられる問題じゃない。これをやつぱり取り上げた人

いけれども、おかしいぢやないですか。おかしく思ひませんか。労働省からひとつ伺います。

○説明員(赤松良子君) ただいまの調査につきましては総理府の意識調査でござりますので、とやかく申し上げるのは控えさせていただきますが、この報告書の中で、労働省として受けとめなければならないと思われる御提言がございます。それについて、私どもとして考へているところを申し上げたいと思います。

この調査会議の報告の中で、婦人労働に関するたしまして指摘されておりることは、一つは、それは企業のほうがずっとやっぱり行き過ぎてといふなんていふ話を、こんな話を聞いたことないね。これは企業のほうがずっとやりぱり行き過ぎてといふなんていふ金もうけやつたりするけれども、企業なんていふものは、それはその点はまことにあれだね。あなたのところは総理府でしょう。私は決してあげ足とするわけじゃないけれども、これは婦人議員がどうしたとかなんとかいろいろやりますけれども、先ほども言つたように、学校の女子の教師を見ればもう全教師の半分ぐらいの数を占め越したところもある。そういう女子が入ってきて教員を見ればもう全教師の半分ぐらいの数を占めている。その人たちの一体女子の職場にあってそれぞれ活動されている方々の意識調査をやるといふようなこと、あるいは問題を一体拾いあげるといふようになつた。ところによつてはもう半数以上が、これを見たら、日本の一體、現状といふものに対するあれはたいへんです。それをあなた、これからじっくりかまえてなんということを言つておられる問題じゃない。これをやつぱり取り上げた人たち、取り上げてくださいといった人たちが数年とにかく動いているわけでござり、あなたのさつきの話から言つたつて。こういう考え方があるわけでございませんが、その考え方の問題じゃない。これをやつぱり取り上げた人

しなければならないかと申しますと、こういう認識は全く労働省も同感でございますので、一つは、從来から労働基準法によって母性の保護と、うことが考えられておりますが、これは新しい時代の進展にとって必ずしも労働基準法だけによつて保護していくことは十分でないと考えられましたので、一昨年、労働婦人福祉法という新しい法律をつくりまして、この中では、特に育児に関する便宜の供与というようなことを使用者にも要請し、社会としても、もっとこれによく考えていかねばならないということを基本理念等においても明らかにしたところでございます。そこで、この労働婦人福祉法を新しい婦人労働対策の基本的な法律と考え、基本方針を昨年定めまして新しく労働婦人の福祉対策を進めているところでございます。

特に、具体的な方向といたしましては、育児に関する便宜の供与について育児休業という制度を

新しくこの法律の中に規定をいたしまして、企業

に対し育児休業を取り入れるように普及を進め

ているところでございます。育児休業の内容につ

きましては、先生のほうがすでにおり詳しいわ

けでございますが、これは民間すべての企業、民

間のみならず日本のすべての企業に対して育児休

業というものをおすめる、普及を促進すると

いう態度を労働省としてはとつていてるわけでござ

ります。これに関しましては、法律の中に初めて

書かれた制度でございますので、現在は、こ

の内容をできるだけ広く知つていただくといふこ

とに重点を置き、かつその育児休業期間中の生活

安定の方法につきまして、特に専門家の方々の御

見解を伺うということで研究会を開設いたしまし

て、その中で、育児休業期間中の生活安定の具

的の方策について御検討いただいております。こ

れはかなり進んでおりますので、間もなく報告が

いただけるのではないかと期待している次第でござります。

また、もう一つの差別の問題について、これは

先ほどからお話を出ております女性が働く場合

に最も生きがいを阻害される問題は、合理的な理

由もなく職場で差別されるという問題であろうか

と思します。そこで、こういう差別をなくすため

に諸外国等では新しい方策等もすでに実現してい

ます。

る国もございます。そういうものを研究しながら、

わが国ではどういう方法で職場における男女の差

別というものをなくしていくことができるかとい

うことを、新しく苦情処理方策のあり方というよ

うな点を問題として取り上げていくつもりでござ

ります。

○小林武君 これ文部大臣、いまの数のほうは局

長でいいですけれども、教員でいえば初等中等教

育で、中等も後期中等教育じゃなく、そこを含め

ないでいったら、一体、男の教員と女の教員とい

うのは約何万ずつぐらいになりますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 現在、小学校では大

体女子の教員は五三・八%ぐらいでござります。

それから中学校のほうでは二八%ちょっとが女子

の教員になつております。

○小林武君 数でいえば幾らになりますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 数で申しますと、こ

れは一九七一年で、小学校の場合は全教員数が三

十七万、そのうち十九万が女子でございます。こ

のとき比率が五一・八%でござります。それから

中学校では二十一万六千人に対しまして五万七千

人、一パーセントにいたしましてその当時は二六・

六%、こういう数字でございますから、全体六十

万のうちで女子の教員が大体二十五万、いまは

ちょっと二十六万くらいになつていますが。

○小林武君 まだ男のほうが少し多いんだね。

○政府委員(岩間英太郎君) そのとおりでござい

ます。

○小林武君 もつとも、その数、それはもう少し

正確にあれてしまつたいけれども、半分に近い

ものが女子教員になつてゐるということです。そ

れについて、職場の中で同僚同士でもつて男性と

女性との間で問題が起こることや、それからまた

私が直接聞いたことがあるんですが、しかし考え

なければならぬことは、やはり女性の場合は日本

の何といいますか、家庭の特殊事情みたいなもの

をある程度考慮に入れなければなりませんから、

私のうちを見れば大体わかつてゐるが、亭主関白

まではいかぬけれども、亭主のほうがだいぶ横暴

をしているようにも思いますが、そういうあられ

がどうも母親というものはそういう立場に置かれ

る。結婚すれば子供ができるのは当然のことであつた

る。私は結婚はしたことはありません、結婚をして大女優だといわれたある映画女優をやつてゐる

人が、私は結婚はしたことを伝えられておりますけど

したというようなことを伝えられておりますけど

私はきのうだつたかテレビを見ておつたら、かつて

大女優だといつておつたか映画女優をやつてゐる

映画界に一時期大女優だと言われた人も、老年に

結婚したことはございません。しかしながら、女性にとって結婚ということはきわめて大事なこと

なりでいったら、一体、男の教員と女の教員とい

うのは約何万ずつぐらいになりますか。

○小林武君 教員になつておりますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 現在、小学校では大

体女子の教員は五三・八%ぐらいでござります。

それから中学校のほうでは二八%ちょっとが女子

の教員になつております。

○小林武君 数でいえば幾らになりますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 数で申しますと、こ

れは一九七一年で、小学校の場合は全教員数が三

十七万、そのうち十九万が女子でございます。こ

のとき比率が五一・八%でござります。それから

中学校では二十一万六千人に対しまして五万七千

人、一パーセントにいたしましてその当時は二六・

六%、こういう数字でございますから、全体六十

万のうちで女子の教員が大体二十五万、いまは

ちょっと二十六万くらいになつていますが。

○小林武君 まだ男のほうが少し多いんだね。

○政府委員(岩間英太郎君) そのとおりでござい

ます。

○小林武君 もつとも、その数、それはもう少し

正確にあれてしまつたいけれども、半分に近い

ものが女子教員になつてゐるということです。そ

れについて、職場の中で同僚同士でもつて男性と

女性との間で問題が起こることや、それからまた

私が直接聞いたことがあるんですが、しかし考え

なければならぬことは、やはり女性の場合は日本

の何といいますか、家庭の特殊事情みたいなもの

をある程度考慮に入れなければなりませんから、

私のうちを見れば大体わかつてゐるが、亭主関白

まではいかぬけれども、亭主のほうがだいぶ横暴

をしているようにも思いますが、そういうあられ

がどうも母親というものはそういう立場に置かれ

る。結婚すれば子供ができるのは当然のことであつた

る。私は結婚はしたことはありません、結婚をして大女優だといつておつたか映画女優をやつてゐる

映画界に一時期大女優だと言われた人も、老年に

結婚したことはございません。しかしながら、女性にとって結婚ということはきわめて重大なこと

なりでいったら、一体、男の教員と女の教員とい

うのは約何万ずつぐらいになりますか。

○小林武君 教員になつておりますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 数で申しますと、こ

れは一九七一年で、小学校の場合は全教員数が三

十七万、そのうち十九万が女子でございます。こ

のとき比率が五一・八%でござります。それから

中学校では二十一万六千人に対しまして五万七千

人、一パーセントにいたしましてその当時は二六・

六%、こういう数字でございますから、全体六十

万のうちで女子の教員が大体二十五万、いまは

ちょっと二十六万くらいになつていますが。

○小林武君 まだ男のほうが少し多いんだね。

○政府委員(岩間英太郎君) そのとおりでござい

ます。

○小林武君 もつとも、その数、それはもう少し

正確にあれてしまつたいけれども、半分に近い

ものが女子教員になつてゐるということです。そ

れについて、職場の中で同僚同士でもつて男性と

女性との間で問題が起こることや、それからまた

私が直接聞いたことがあるんですが、しかし考え

なければならぬことは、やはり女性の場合は日本

の何といいますか、家庭の特殊事情みたいなもの

をある程度考慮に入れなければなりませんから、

私のうちを見れば大体わかつてゐるが、亭主関白

まではいかぬけれども、亭主のほうがだいぶ横暴

をしているようにも思いますが、そういうあられ

がどうも母親というものはそういう立場に置かれ

る。結婚すれば子供ができるのは当然のことであつた

る。私は結婚はしたことはありません、結婚をして大女優だといつておつたか映画女優をやつてゐる

映画界に一時期大女優だと言われた人も、老年に

結婚したことはございません。しかしながら、女性にとって結婚ということはきわめて重大なこと

なりでいったら、一体、男の教員と女の教員とい

うのは約何万ずつぐらいになりますか。

○小林武君 教員になつておりますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 数で申しますと、こ

れは一九七一年で、小学校の場合は全教員数が三

十七万、そのうち十九万が女子でございます。こ

のとき比率が五一・八%でござります。それから

中学校では二十一万六千人に対しまして五万七千

人、一パーセントにいたしましてその当時は二六・

六%、こういう数字でございますから、全体六十

万のうちで女子の教員が大体二十五万、いまは

ちょっと二十六万くらいになつていますが。

○小林武君 まだ男のほうが少し多いんだね。

○政府委員(岩間英太郎君) そのとおりでござい

ます。

○小林武君 もつとも、その数、それはもう少し

正確にあれてしまつたいけれども、半分に近い

ものが女子教員になつてゐるということです。そ

れについて、職場の中で同僚同士でもつて男性と

女性との間で問題が起こることや、それからまた

私が直接聞いたことがあるんですが、しかし考え

なければならぬことは、やはり女性の場合は日本

の何といいますか、家庭の特殊事情みたいなもの

をある程度考慮に入れなければなりませんから、

私のうちを見れば大体わかつてゐるが、亭主関白

まではいかぬけれども、亭主のほうがだいぶ横暴

をしているようにも思いますが、そういうあられ

がどうも母親というものはそういう立場に置かれ

る。結婚すれば子供ができるのは当然のことであつた

る。私は結婚はしたことはありません、結婚をして大女優だといつておつたか映画女優をやつてゐる

映画界に一時期大女優だと言われた人も、老年に

結婚したことはございません。しかしながら、女性にとって結婚ということはきわめて重大なこと

なりでいったら、一体、男の教員と女の教員とい

うのは約何万ずつぐらいになりますか。

○小林武君 教員になつておりますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 数で申しますと、こ

れは一九七一年で、小学校の場合は全教員数が三

十七万、そのうち十九万が女子でございます。こ

のとき比率が五一・八%でござります。それから

中学校では二十一万六千人に対しまして五万七千

人、一パーセントにいたしましてその当時は二六・

六%、こういう数字でございますから、全体六十

万のうちで女子の教員が大体二十五万、いまは

ちょっと二十六万くらいになつていますが。

○小林武君 まだ男のほうが少し多いんだね。

○政府委員(岩間英太郎君) そのとおりでござい

ます。

下にぶつけて殺したというのがあったでしょう。しかも、それが将来保母になる者で、目下勉強中でアルバイトに雇つたというような、これなんかに至つては、これは日本というのはいかにも野蛮だということをよくあらわしていると思うんですよ。こんなことが、しかし特殊なことかというとそうじゃない。私の近所にある団地の奥さんの中に、どうやって子供を預かってもらおうかというようなことに苦心したんしている人がたくさんいるんですね。これは厚生省いないから文句の言いようがないですけれども、これはもうそういう点の配慮なしにとにかく婦人問題を扱つてはダメだし、私は、ここで言いたいのは、ほかへ持つていくのではなくて、文部省はどうするかという問題です。半分に近い、いわゆる初等中等教育の女教師をほんとうによく働いてもらう。女には多少男と違つた部面の劣る、劣るというよりかも時間的ないろいろなことからあるがもしれないけれども、男にはできないような長所を發揮して、そうして学校の教育の中に貢献するといふようなやり方を考えられないというはずがないんですけれども、これは、文部大臣どうですか。また局長にたらい回しをやらないよう、ひとつ文部大臣はどうですか。いたずらに、とにかく女教師は役立たぬといふような宣伝のというか何というか、悪宣伝みたいなものをまかれしていくなんということは、これは教育上でも大問題ですよ。私は、女の先生方にほんとうに女として教育にすぐれたあれを発揮してもらうためにも、文部大臣はひとつ考えにやいたいなものをざいますけれども、大臣としては、早急やつぱり手をつけなきゃならぬとすれば、どんな一体ことを考えていらっしゃるのか聞きたいのです。

○国務大臣(奥野誠亮君) いま育児休暇のことが話題になつたわけでございますけれども、国会におきましても糾余曲折を経て、政府のほうからこの問題を提案をする姿勢をとつて早急な解決に資するべき

下にぶつけて殺したというのがあったでしょう。しかも、それが将来保母になる者で、目下勉強中でアルバイトに雇つたというような、これなんかに至つては、これは日本というのはいかにも野蛮だということをよくあらわしていると思うんですよ。こんなことが、しかし特殊なことかというとそうじゃない。私の近所にある団地の奥さんの中に、どうやって子供を預かってもらおうかというようなことに苦心したんしている人がたくさんいるんですね。これは厚生省いないから文句の言いようがないですけれども、これはもうそういう点の配慮なしにとにかく婦人問題を扱つてはダメだし、私は、ここで言いたいのは、ほかへ持つていくのではなくて、文部省はどうするかという問題です。半分に近い、いわゆる初等中等教育の女教師をほんとうによく働いてもらう。女には多少男と違つた部面の劣る、劣るといふよりも時間的ないろいろなことからあるがもしれないけれども、男にはできないような長所を發揮して、そうして学校の教育の中に貢献するといふようなやり方を考えられないといふのはずがないんですけれども、これは、文部大臣どうですか。また局長にたらい回しをやらないよう、ひとつ文部大臣はどうですか。いたずらに、とにかく女教師は役立たぬといふような宣伝のといふか何といふか、悪宣伝みたいなものをざいますけれども、大臣としては、早急やつぱり手をつけなきゃならぬとすれば、どんな一体ことを考えていらっしゃるのか聞きたいのです。

○国務大臣(奥野誠亮君) いま育児休暇のことが話題になつたわけでございますけれども、国会におきましても糾余曲折を経て、政府のほうからこの問題を提案をする姿勢をとつて早急な解決に資するべき

気持ちで、都道府県に対しましては、女子につきましては勤務退職の年齢を引き上げてくれるよう要請を続けています。さあたまりは六十歳、将来は六十五歳というような気持ちで努力をしているわけでございますが、待遇の問題につきましては現在すでに同じような扱いがなされているわけでございますので、この点について問題はないではないだろうか、かように考えているわけでございます。

○小林武君 ではこれで終わりますから。大臣の政府提案を育児休暇の問題でやろうという意気込みは賛成です。これは何も議員提案でやらなきゃならぬということはないんですけれども、しかし、これが大問題だと思つてはいるわけでござりますので、この点についても、案外これがあるということなんですね。たとえば、それは定数の問題もあるから、校長にしてみりや腹の中でもそんなこと思つていてのもあるかもしらぬけれども、そういうようやつぱり体制はぐすさにやいかぬということ等が強くを感じられるわけであります。ひとつ労働省も大いにがんばつていただきたい、まあ教員ばかりでございませんから労働省もがんばつていただきたい、それから總理府はやっぱり馬力かけてやつてください。そういうあれをいただきましたけれども、これからじっくり時間をかけてなんといふうなことでなくして、時間かけているうちにどんなことになるかわからぬですからね。だからどんどん精力

いという一札を入れたそうですね。しかし、そのころは何かいいところがあつて、死ぬまでつとめている病院で、りっぱな何というのか、待遇をよくしてそろしてくれたというような例もあるそうですけれども、そういうのが大体一つのなまわしあつたそうであります。いまそんなこともない。結婚しないなんという約束をとつてやる。学校の中で君、子供生んじや困るよなんというようなことを管理職が干渉するなんというの、これはもつてのほかだと思う。文部大臣のいわゆる管理体制の強化の中にそれが一項目入つて、やたらに子供を生ませるな、子供生まないことなんというのが入つてきたら、これは大問題だと思つけれども、案外これがあるということなんですね。

○小林武君 ではこれで終りますから。大臣の政府提案を育児休暇の問題でやろうという意気込みは賛成です。これは何も議員提案でやらなきゃならぬということはないんですけれども、しかし、これが大問題だと思つてはいるわけでござりますので、この点についても、案外これがあるということなんですね。たとえば、それは定数の問題もあるから、校長にしてみりや腹の中でもそんなこと思つていてのもあるかもしらぬけれども、そういうようやつぱり体制はぐすさにやいかぬということ等が強く感じられるわけであります。ひとつ労働省も大いにがんばつていただきたい、まあ教員ばかりでございませんから労働省もがんばつていただきたい、それから總理府はやっぱり馬力かけてやつてください。そういうあれをいただきましたけれども、これからじっくり時間をかけてなんといふうなことでなくして、時間かけているうちにどんなことになるかわからぬですからね。だからどんどん精力

的にやつていただいて、そして女子労働者の問題を解決するようにしてもらいたいと思います。質問を終わります。

○委員長(世耕政隆君) 本件に関する質疑は、本日はこの程度にとどめ、これで散会いたします。

午後四時十九分散会

|                                   |           |                                   |  |
|-----------------------------------|-----------|-----------------------------------|--|
| 静岡大学                              | 第三条第一項の表中 | 静岡大学                              | 国立学校設置法の一部を改正する法律案                                     |
| 静岡県                               |           | 静岡県                               | 一、文化功労者年金法の一部を改正する法律案                                  |
| 人文学部<br>教育学部<br>理学部<br>工学部<br>農学部 |           | 人文学部<br>教育学部<br>理学部<br>工学部<br>農学部 | 一、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 |
|                                   |           |                                   | 二、国立学校設置法の一部を改正する法律案                                   |
|                                   |           |                                   | 二、国立学校設置法の一部を改正する法律案                                   |
|                                   |           |                                   | 三章削除に、「第九条の二」を「第九条の二・                                  |
|                                   |           |                                   | 号」の一部を次のように改正する。                                       |
|                                   |           |                                   | 目次中「第三章 国立高等学校(第八条)」を「第三章 削除に、「第九条の二」を「第九条の二・          |
|                                   |           |                                   | 第九条の三」に改める。  |
|                                   |           |                                   | 第二条中「第九条の二第一項の表に掲げる」を「第三章の三に定める」に改める。                  |
|                                   |           |                                   |  |

|               |      |                                    |
|---------------|------|------------------------------------|
| 滋賀大学          | 滋賀県  | 医学部                                |
| 滋賀大学          | 滋賀県  | 教育学部<br>経済学部                       |
| 滋賀医科大学        | 滋賀県  | 医学部                                |
| 宮崎大学          | 宮崎県  | 「文学部」を「総合科学部」に改め、同表中「文学部」に         |
| 宮崎医科大学        | 宮崎県  | に改め、同表広島大学の項中                      |
| 工農大学          | 宮崎県  | を                                  |
| 新潟医療技術短期大学部   | 新潟県  | に改め、同表中金沢大学医療技術短期大学部の項の次に次のように加える。 |
| 新潟大学商業短期大学部   | 新潟県  | 改める。                               |
| 新潟大学商業短期大学部   | 新潟県  | 第三条の二第一項中「東京工業大学」を「東京              |
| 新潟医療技術短期大学部   | 新潟県  | に改める。                              |
| 新潟大学商業短期大学部   | 新潟県  | 第三条の三第二項の表中「新潟大学商業短期大学部            |
| 新潟大学商業短期大学部   | 新潟県  | に                                  |
| 新潟大学          | 新潟県  | に                                  |
| 信州大学医療技術短期大学部 | 長野県  | に                                  |
| 信州大学          | 信州大学 | に                                  |

第四条第一項の表北海道大学の項中「結核研究所」を「免疫科学研究所」に、「結核の予防及び治療」を「免疫」に改め、同表中新潟大学の項の次に次のように加える。

|                    |            |            |                     |
|--------------------|------------|------------|---------------------|
| 富山大学               | 和漢薬研究所     | 富山県        | 第七条の六の表中「宇部工業高等専門学校 |
| 大島商船高等専門学校         | 山口県        | 山口県        | に、                  |
| 熊本電波工業高等専門学校       | 熊本県        | 熊本県        | に、                  |
| 八代工業高等専門学校         | 熊本県        | 熊本県        | に                   |
| 熊本電波工業高等専門学校       | 熊本県        | 熊本県        | を                   |
| 徳山工業高等専門学校         | 宇部工業高等専門学校 | 宇部工業高等専門学校 | に、                  |
| 大島商船高等専門学校         | 山口県        | 山口県        | に、                  |
| 富山大学               | 富山県        | 富山県        | を                   |
| 和漢薬に関する学理及びその応用の研究 | 富山県        | 富山県        | を                   |

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の表滋賀大学の項の改正規定は、昭和四十九年十月一日から施行する。

2 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。  
 第二十二条中「第九条の二第一項の表に掲げる」を「第三章の三に規定する」に改める。  
 (文部省設置法の一部改正)

3 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。  
 第八条第四号中「国立高等学校及び」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

2 国立民族学博物館は、大阪府に置く。  
 附 則  
 前条第二項の規定は、国立民族学博物館について準用する。

3 文化功労者年金法の一部を改正する法律案  
 文化功労者年金法の一部を改正する法律  
 文化功労者年金法(昭和二十六年法律第百二十

五号)の一部を次のように改定する。

第八条第一項中「百五十万円」を「二百万円」に改める。

### 附 則

この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金のうち次のイ又はロに掲げる年

金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれ

い又はロに掲げる年金の額

イ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十

年（法律第百四十号附則第六項の規定に該當する場合にあつては、十五年。）

以下「退職年金の最短年金年限」という。）

に達して、いるものに係る年金 三十二万

千六百円

ロ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が

十年以上のものに係る年金（イに掲げる

年金を除く。）及び六十五歳未満の者で退

職年金の額の計算の基礎となつた組合員

であつた期間が退職年金の最短年金年限

に達して、いるものに係る年金 二十四万

千二百円

二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年

金の区分に応じそれ

い又はロに掲げる年金以外の年金 十

千二百円 ハイ及びロに掲げる年金以外の年金 十  
六万八百円  
三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年  
金の区分に応じそれ

い又はロに掲げる年金 二十四万

げる額

イ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年

金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達して、いるもの 十六万八百円

ロ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年

金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの（イに掲げる年

金を除く。）及び六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金でその年

金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達して、いるもの 十二万六百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 八  
万四百円

2 第四条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替えるものとする。

第五条第三項中「第七十九条の二第五項」を

「第七十九条の二第六項」に改め、同条の次に

次の一条を加える。

（昭和四十九年度における通算退職年金の額の改定）

第五条の二 前条の規定の適用を受ける年金について、昭和四十九年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る年金の計算の基礎となつた組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額により算定した額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額を三十で除して得た

金額に、組合員であつた期間（組合員であつた期間が一年未満であるときは、一年）に応じ新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法別表第二に定める日数を乗じて得た金額

二 前項に規定する通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法別表第二の二に定める率を乗じて得た金額

（前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額（その額が、昭和四十九年改正後の法第二十三条の規定が当該年金を受ける者の退職の日に施行されたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額によつた平均標準給与の月額（その額が、昭和四九年改正後の法第二十三条の規定が当該年金を受ける者の退職の日に施行されたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額）に一・一五三を乗じて得た金額を十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。）

れていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額を求めて、その平均標準給与の月額と組合員に係る新法の規定による通算退職年金について、昭和四十九年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額により少ないとときは、当該仮定平均標準給与の月額（一・一五三（昭和四十五年三月三十日以前の旧法又は新法の退職をした組合員に係る場合は、昭和四十九年通算退職年金の仮定平均標準給与の月額））に一・一五三を乗じて得た組合員に係る場合にあつては、昭和四十九年度における旧法又は新法の退職年金の額の算定の場合に準じ政令で定める率を加えた率（乗じて得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に三百四十五を乗じて得た金額前項の場合において、当該年金を受ける者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる年金について、当該年金を受ける者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる年金を第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た金額に改定する。

2 一 二十四万円

3 昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和四十九年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 二十四万円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額（当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額（その額が、昭和四九年改正後の法第二十三条の規定が当該年金を受ける者の退職の日に施行されたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額）に一・一五三を乗じて得た金額を十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

三 二十二万円

四 第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた場合に、前項の規定による年金の額を改定する場合について準用する。

5 前条第三項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、前条第三項中「前二項」とあるのは、「第五条の二第一項から第四項まで」と読み替えるものとする。

6 第一条第二項の規定は、第二項、第四項及び前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第七条中「第三条の五」を「第三条の六」に、「行なう」を「行う」に改める。

別表第二の六の次に次の二表を加える。

別表第二の七

改 定 前 の 年 金 額

六〇,〇〇〇円から

改 定 年 金 額

八五,〇〇〇円まで

|  |          |          |
|--|----------|----------|
|  | 八八、二〇〇円  | 二四八、二〇〇円 |
|  | 一〇一、一〇〇円 | 二八四、八〇〇円 |
|  | 一一五、〇〇〇円 | 三一三、六〇〇円 |
|  | 一二九、六〇〇円 | 三六四、七〇〇円 |
|  | 一五〇、〇〇〇円 | 四一七、一〇〇円 |

別表第三の次に次の一表を加える。

| 退職の日区分                     | 率     |
|----------------------------|-------|
| 昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで | 一・二〇六 |
| 昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで | 一・二〇一 |
| 昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで | 一・一九七 |
| 昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで | 一・一九五 |
| 昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで  | 一・一八六 |
| 昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで  | 一・一八八 |
| 昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで | 一・一八三 |
| 昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで | 一・一七五 |
| 昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで | 一・一七〇 |
| 昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで | 一・一六三 |
| 昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日まで | 一・一五三 |

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第一条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「退職一時金又は遺族一時金」を「又は退職一時金」に改める。

第二十二条第一項の表を次のように改める。

| 標準給与の等級 | 標準給与の月額 | 給与月額                |
|---------|---------|---------------------|
| 第一級     | 三九、〇〇〇円 | 四〇、五〇〇円未満           |
| 第二級     | 四二、〇〇〇円 | 四〇、五〇〇円以上 四三、五〇〇円未満 |
| 第三級     | 四五、〇〇〇円 | 四三、五〇〇円以上 四六、五〇〇円未満 |

|       |          |                       |
|-------|----------|-----------------------|
| 第四級   | 四八、〇〇〇円  | 四六、五〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満   |
| 第五級   | 五二、〇〇〇円  | 五〇、〇〇〇円以上 五四、〇〇〇円未満   |
| 第六級   | 五六、〇〇〇円  | 五四、〇〇〇円以上 五八、〇〇〇円未満   |
| 第七級   | 六〇、〇〇〇円  | 五八、〇〇〇円以上 六二、〇〇〇円未満   |
| 第八級   | 六四、〇〇〇円  | 六二、〇〇〇円以上 六六、〇〇〇円未満   |
| 第九級   | 六八、〇〇〇円  | 六六、〇〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満   |
| 第十級   | 七二、〇〇〇円  | 七〇、〇〇〇円以上 七四、〇〇〇円未満   |
| 第十一級  | 七六、〇〇〇円  | 七四、〇〇〇円以上 七八、〇〇〇円未満   |
| 第十二級  | 八〇、〇〇〇円  | 七八、〇〇〇円以上 八二、〇〇〇円未満   |
| 第十三級  | 八四、〇〇〇円  | 八二、〇〇〇円以上 八六、〇〇〇円未満   |
| 第十四級  | 八八、〇〇〇円  | 八六、〇〇〇円以上 九〇、〇〇〇円未満   |
| 第十五級  | 九二、〇〇〇円  | 九〇、〇〇〇円以上 九四、〇〇〇円未満   |
| 第十六級  | 九六、〇〇〇円  | 九四、〇〇〇円以上 九八、〇〇〇円未満   |
| 第十七級  | 一〇〇、〇〇〇円 | 九八、〇〇〇円以上 一〇三、〇〇〇円未満  |
| 第十八級  | 一〇五、〇〇〇円 | 一〇三、〇〇〇円以上 一〇八、〇〇〇円未満 |
| 第十九級  | 一一〇、〇〇〇円 | 一〇八、〇〇〇円以上 一一五、〇〇〇円未満 |
| 第二十級  | 一一〇、〇〇〇円 | 一一五、〇〇〇円以上 一二五、〇〇〇円未満 |
| 第二十一級 | 一一〇、〇〇〇円 | 一二五、〇〇〇円以上 一三五、〇〇〇円未満 |
| 第二十二級 | 一四〇、〇〇〇円 | 一三五、〇〇〇円以上 一四五、〇〇〇円未満 |
| 第二十三級 | 一五〇、〇〇〇円 | 一四五、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満 |
| 第二十四級 | 一六〇、〇〇〇円 | 一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満 |
| 第二十五級 | 一七〇、〇〇〇円 | 一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満 |
| 第二十六級 | 一八〇、〇〇〇円 | 一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満 |
| 第二十七級 | 一九〇、〇〇〇円 | 一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満 |
| 第二十八級 | 二〇〇、〇〇〇円 | 一九五、〇〇〇円以上 二〇五、〇〇〇円未満 |
| 第二十九級 | 二一〇、〇〇〇円 | 二〇五、〇〇〇円以上 二一五、〇〇〇円未満 |
| 第三十級  | 二二〇、〇〇〇円 | 二一五、〇〇〇円以上 二二五、〇〇〇円未満 |

|       |                          |                          |
|-------|--------------------------|--------------------------|
| 第三十二級 | 一一五、〇〇〇円以上<br>一一七、五〇〇円未満 | 一三〇、〇〇〇円以上<br>一三七、五〇〇円未満 |
|-------|--------------------------|--------------------------|

第二十二条に次の一項を加える。

組合員の給与月額が第二項を基くに第五項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二項、第五項若しくは第七項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の業務に従事し、かつ、同様の給与を受けた他の教職員等の給与月額その他の事情を考慮して理事長が適正と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の給与月額とする。

「第二十五条中、並びに第八十七条第四項を、第八十七条第四項並びに第九十二条第二項に改め、「第二百十二条第一項及び第三項」の下に「、第二百二十六条の五」を、「この場合において」の下に「、国家公務員共済組合法の規定中「公務」とあるのは「職務」と、「俸給年額」とあるのは「平均標準給与の年額」と、「公務傷病」とあるのは「職務傷病」と読み替えるほか」を加え、同条の表第四十一条第一項の項中「第七十五条」の下に「、第七十九条の二第六項」を加

|                      |      |         |
|----------------------|------|---------|
| 第六十三条第一項<br>第六十六条第一項 | 俸給日額 | 標準給与の月額 |
|                      |      | 標準給与の日額 |

第二十五条の表第六十八条第三号の項、第七十六条第二項の項及び第七十六条第三項第一号の項を削り、同表第七十六条第三項第二号の項中「第七十六条第三項第二号」を「第七十六条

|   |  |
|---|--|
| <p>第八十一条第二項</p> <p>これらの給付を受けている者</p>  | <p>国家公務員災害補償法第十条の規定による療養補償又はこれに相当する<br/>補償</p> <p>（昭和二十一年法律第五十号）の規定による療養補償給付</p>           |
| <p>これらの給付を受けている者（当該傷病につき労働者災害補償保険法第二十二条の規定による療養給付の支給開始後三年を経過するまでの間に組合員の資格を喪失し、同条の規定</p> | <p>労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条の規定による療<br/>養補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）の規定<br/>による療養補償給付</p> |

第二十五条の表別表第三の項を次のように改める。

|   |
|---|
| <p><b>第八十一条第三項</b></p> <p>国家公務員共済組合審査会</p> <p>により継続して当該療養給付を受けている者を含む)。</p>                         |
| <p><b>第二十五条の表第八十二条第一項及び第二項の項を削り、同表第八十三条第四項の項中「公務によらない」及び「職務によらない」を削り、</b></p>                       |
| <p><b>第八十三条第五項</b></p> <p>俸給</p>  |
| <p><b>第二十五年の表第八十四条の項、第八十四条第二項の項、第八十五条第四項の項、第八十五条第五項、第八十五条第五項第二号から第四号</b></p>                        |
| <p><b>第八十六条第一項</b></p> <p>国家公務員災害補償法の規定による障害補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間</p>           |
| <p><b>第八十七条第一項</b></p> <p>俸給</p>  |
| <p><b>第二十五条の表第八十七条第一項の項を次のように改める。</b></p>   |
| <p><b>第八十七条第一項</b></p> <p>平均標準給与の月額</p>   |
| <p><b>第二十五条の表第八十七条第二項の項、第八十八条第一項第一号の項、第八十八条第一項第三号の項、第八二号の項、第八十八条规定の項を削り、同表第九十二条の項を次のように改める。</b></p> |

第一百二十六条の五第二項 挂金及び国負担金の合算額

掛金

第二十五条の二第二項を削り、同条第三項中「で、前項の規定によりその額のうち一部の金額の支給が停止されているもの」を「のうち、同一の職務傷病によらない疾患に関し労働者災害補償保険法の規定による障害年金又は長期傷病給付が支給されることとなつた者に係るもの」に改め、「第八十二条第一項」の下に「又は第八十二条の二第一項」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の二項を加える。

3 職務傷病によらない死亡に係る遺族年金のうち、同一の事由に関し労働者災害補償保険法の規定による遺族年金が支給されることとなつた者に係るもの額は、当該職務傷病によらない死亡を職務傷病による死亡とみなした場合において支給される職務による遺族年金の額（前条において準用する国家公務員共済組合法第八十八条第一号又は第八十条の二第一号に規定する額から前条において準用する同法第九十二条第一項の規定により支給を停止すべき金額を控除した額とする。）を超えるときは、当該職務による遺族年金の額に相当する額とする。

附則第三項及び第四項中「附則第十七項」を「附則第十九項」に改める。

附則第八項第一号中「平均標準給与の年額に」を「昭和四十四年度以後における私立学校教員共済組合からの年金の額の改定による改正する法律（昭和四十九年法律第二号）第二条の規定による改正前の新法第二十三条の規定の例により算定した平均標準給与の年額（以下この号において「旧平均標準給与の年額」という。）に」に、「平均標準給与の年額と」を「旧平均標準給与の年額と」に、「二百六十四万円」を「二百九十四万円」に、「こえる」を「超える」に改め、「九十分の一」の下に「（七

六項から第三十三項までを一項ずつ繰り下げ、第二十五項の次に次の二項を加える。  
(平均標準給与の月額の算定の基礎となる標準給与の月額の特例)

26 第二十三条の標準給与の月額については、同条の規定にかかわらず、国家公務員共済組合法第四十二条第二項に規定する掛金の標準となつた俸給について同法附則第六条の二の規定による措置が講じられる場合には、政令で、当該措置に準ずる措置を講ずることができる。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

項を附則第十四項とし、附則第十一項を附則第十三項とし、附則第十項第一号中「金額」の下に「（附則第九項又は前項の規定の適用により額が定められた退職年金については、その額に旧長期組合員であつた期間（恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。）の年数を下に「（附則第九項の規定の適用により額が定められた退職年金については、その額に恩給財団における従前の例による者であつた期間の年数を當該年金の額の算定の基礎となつた組合員であつた期間の年数で除して得た割合を乗じて得た額）」を加え、同項第二号中「部分の金額」の下に「（附則第九項の規定の適用により額が定められた退職年金については、その額に恩給財団における従前の例による者であつた期間の年数を當該年金の額の算定の基礎となつた組合員であつた期間の年数で除して得た割合を乗じて得た額）」を加え、同項を附則第十二項とする。

附則第十項中「及び第九項」を「から第十一項まで」に改める。

附則第十一項中「金額とする」を「金額とし、前項の規定により昭和三十六年改正法附則第九項の規定を準用する場合においては、同項の金額は、同項の金額から当該金額に附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間を前項の規定により準用する同法附則第九項の規定による年金額の算定の基礎となつた期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の二十に相当する金額を控除して得た金額とする」に改める。

附則第十二項中「第十二項」を「第十四項」に改める。

附則第十三項中「附則第十二項」を「附則第十四項」に改める。

附則第十四項及び第十七項中「附則第十三項」を「附則第十五項」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、第二条中私立学校教職員共済組合法第二十五条の改正規定（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百二十六条の五の規定を準用する部分に限る。）及び私立学校教職員共済組合法第二十五条の二の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

二 組合員であつた期間が二十年以上である

更新組合員に対する退職年金 新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十六条の二の規定により算定した金額の一部を改正する法律の一部改正

項を附則第十四項とし、附則第十一項を附則第十三項とし、附則第十項第一号中「金額」の下に「（附則第九項又は前項の規定の適用により額が定められた退職年金については、その額に旧長期組合員であつた期間（恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。）の年数を當該年金の額の算定の基礎となつた組合員であつた期間の年数で除して得た割合を乗じて得た額）」を加え、同項第二号中「部分の金額」の下に「（附則第九項の規定の適用により額が定められた退職年金については、その額に恩給財団における従前の例による者であつた期間の年数を當該年金の額の算定の基礎となつた組合員であつた期間の年数で除して得た割合を乗じて得た額）」を加え、同項を附則第十二項とする。

附則第十項中「及び第九項」を「から第十一項まで」に改める。

附則第十一項中「金額とする」を「金額とし、前項の規定により昭和三十六年改正法附則第九項の規定を準用する場合においては、同項の金額は、同項の金額から当該金額に附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間を前項の規定により準用する同法附則第九項の規定による年金額の算定の基礎となつた期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の二十に相当する金額を控除して得た金額とする」に改める。

附則第十二項中「第十二項」を「第十四項」に改める。

附則第十三項中「附則第十二項」を「附則第十四項」に改める。

附則第十四項及び第十七項中「附則第十三項」を「附則第十五項」に改める。

附則

(標準給与に関する経過措置)

2 私立学校教職員共済組合がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(以下「改正前の法」という。)第二十二条第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十二条第一項の規定の例による。

3 施行日前に改正前の法第二十二条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、同日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十二条第五項の規定を適用する。

4 施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い

(施行日前に給付事由が生じた改正前の法及び第七項の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号。以下「法律第百四十号」という。)の規定による改正前の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百四号。以下「法律第百四号」という。)の規定による改正前の昭和四十四年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、昭和四十九年十月分以後適用する。この場合において、第三条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項、第九項、第十一項及び第十二項の規定(附則第八項、第九項及び第十一項の規定を第四条の規定による改正後の法律第百四号附則第十項において準用する場合を含む。)は、昭和四十八年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、昭和四十九年十月分以後適用する。この場合において、第三条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「二百九十四万円」とあるのは、「二百六十四万円(昭和四十八年九月三十日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、「二百二十二万円」と読み替えるものとする。」)に準ずる措置を講ずるものとする。

5 改正後の法第二十三条の規定は、施行日前に給付事由が生じた年金たる給付についても、同日の属する月以後の月分として支給すべき給付の算定の基礎となる平均標準給与について適用する。

6 施行日前に給付事由が生じた年金たる給付の同日の属する月以後の月分として支給すべき給付の算定の基礎となる平均標準給与について適用する。法第二十三条の規定により算定した平均標準

(標準給与の額が改正前の法第二十三条の規定により算定した平均標準給与の額より少ないとときは、前項の規定にかかる場合は、前項の規定により算定した平均標準給与とみなす。)

7 前項の規定は、当分の間、施行日以後に給付事由が生じた長期給付(同日以後に給付事由が生じた返還一時金及び死亡一時金で、同日前に退職した組合員に係るものを除く。)の算定の基礎となる平均標準給与について準用する。

8 第三条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項、第九項、第十一項及び第十二項の規定(附則第八項、第九項及び第十一項の規定を第四条の規定による改正後の法律第百四号附則第十項において準用する場合を含む。)は、昭和四十九年十月分以後適用する。この場合において、第三条の規定による改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「二百九十四万円」とあるのは、「二百六十四万円(昭和四十八年九月三十日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、「二百二十二万円」と読み替えるものとする。」)に準ずる措置を講ずるものとする。

9 昭和四十八年三月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付については、政令で、前項の規定に準ずる措置を講ずるものとする。

(廃疾年金の額の特例)

10 改正後の法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十二条の第二項又は第二項の規定により算定した廃疾年金の額が、廃疾の程度に応じ改正前の法第二十五条において準用する昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四九年法律第百四号。以下「法律第百四号」という。)の規定による改正前の国家公務員共済組合法別表第三の下欄に掲げる金額より少ないときは、当分の間、当該金額を改正後の法第二十五条において準用する国家公務員

(共済組合法第八十二条の二第一項又は第二項の規定により算定した廃疾年金の額とする。)

(昭和四十九年十月以後に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の額の最低保障)

11 施行日以後に退職(死後を含む。)をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。

一 退職年金のうち次のイ又はロに掲げる年金のうち次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額とする。

イ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員があつた期間が二十年(法律第百四十号附則第六項の規定に該当する場合にあつては、十五年。以下「退職年金の最短年金年限」という。)に達しているものに係る年金 三十二万五千六百円

ロ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が十年以上ものに係る年金 二十四万方千二百円

二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 二十二万五千六百円

ロ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達していないものに係る年金 二十二万五千六百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 八万円

四百円

12 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定は、前項の規定の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替えるものとする。

13 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四八年法律第九十二号)附則第二十二条の規定により厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五十五号)による年金たる保険給付の額を改定する措置が講じられる場合には、私立学校教職員共済組合法又は法律第百四十号の規定による年金の額については、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を参考して政令で定めるところにより改定する。

14 (政令への委任)

15 附則第四項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措

万八百円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員があつた期間が二十年(法律第百四十号附則第六項の規定に該当する場合にあつては、十五年。以下「退職年金の最短年金年限」という。)に達しているものに係る年金 十六万八百円

ロ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員があつた期間が二十年(法律第百四十号附則第六項の規定に該当する場合にあつては、十五年。以下「退職年金の最短年金年限」という。)に達していないものに係る年金 二十二万五千六百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 八万円

四百円

16 (政令への委任)

17 附則第四項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措

置等に關して必要な事項は、政令で定める。

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、奈良市史跡大安寺旧境内地に關する請願

(第一九九二号) (第二一二二号) (第二一五

四号) (第二二七号) (第二二〇九号) (第二

二九八号) (第二一三一〇号) (第二二三七四号)

(第二四三〇号)

一、私学に対する公費助成の大幅増額等に關す  
る請願 (第二二二三号) (第二一二四号) (第

二二五号) (第二一二六号) (第二一五三号)

(第二二二一号) (第二二二二号) (第二二八

八号) (第二二八九号) (第二二九〇号) (第二

二九一号) (第二二九二号) (第二二九三号)

(第二二九四号) (第二二九五号) (第二二九

六号) (第二二九七号) (第二二三一三号) (第二

三四号) (第二二三一五号) (第二二三一六号)

(第二二三二一号) (第二二三九一号) (第二二三九

二号) (第二二三九三号) (第二二三九四号) (第二

三九五号) (第二二三九六号) (第二四二九号)

(第二四三八号)

一、「港北」の文化遺産と自然の保存に關する  
請願 (第二二二〇号)

一、私学に対する公費助成の大幅増額と民主的  
公費助成法制定に關する請願 (第二二二八〇号)

(第二二二八一号) (第二二二八二号) (第二二二八

三号) (第二二二八四号) (第二二二八五号) (第二

二八六号) (第二二二八七号) (第二二二一七号)

(第二二二八八号) (第二二二九号) (第二二二九

〇号) (第二二二八七号) (第二二二八八号) (第二

三八九号) (第二二三九〇号) (第二四二八号)

一、学校法人山梨学院正常化に關する請願 (第

二三〇八号)

一、「私立小・中・高等学校振興法」制定に關  
する請願 (第二三八六号)

奈良市史跡大安寺旧境内地に關する請願  
請願者 奈良市大安寺町出口町九一 松  
紹介議員 大森 久司君  
この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。

|  |                        |   |                        |
|--|------------------------|---|------------------------|
| 奈良市史跡大安寺旧境内地に關する請願<br>請願者 奈良市大安寺町一、一〇六 山本<br>紹介議員 向井 長年君<br>勇外三十九名 | 第二一二二号 昭和四九年三月十六日受理    | 奈良市史跡大安寺旧境内地に關する請願<br>請願者 奈良市大安寺町九一 中<br>紹介議員 大森 久司君<br>村美之外九名    | 第二二三一〇号 昭和四九年三月十九日受理   |
| この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。   | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。 | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。  | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。 |
| 奈良市史跡大安寺旧境内地に關する請願<br>請願者 奈良市大安寺町出口町 榊木秀治<br>外九名                   | 第二一五四号 昭和四九年三月十六日受理    | 奈良市史跡大安寺旧境内地に關する請願<br>請願者 奈良市大安寺町九四〇ノ一<br>紹介議員 向井 長年君<br>熊木脩外三十二名 | 第二二三七四号 昭和四九年三月二十日受理   |
| この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。   | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。 | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。  | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。 |
| 奈良市史跡大安寺旧境内地に關する請願<br>請願者 奈良市大安寺町一、〇一三 佐藤<br>定一外四十六名               | 第二二七七号 昭和四九年三月十八日受理    | 奈良市史跡大安寺旧境内地に關する請願<br>請願者 奈良市大安寺町東護摩堂 西田正<br>紹介議員 向井 長年君<br>椎外九名  | 第二二四三〇号 昭和四九年三月二十日受理   |
| この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。   | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。 | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。  | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。 |
| 奈良市史跡大安寺旧境内地に關する請願<br>請願者 奈良市大安寺町出口町九一 松<br>紹介議員 大森 久司君<br>村豊藏外九名  | 第二二二〇九号 昭和四九年三月十八日受理   | 奈良市史跡大安寺旧境内地に關する請願<br>請願者 奈良市大安寺町九一 中<br>紹介議員 大森 久司君<br>村美之外九名    | 第二二二五号 昭和四九年三月十六日受理    |
| この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。   | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。 | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。  | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。 |

|   |                        |  |                        |
|---|------------------------|--|------------------------|
| 奈良市史跡大安寺旧境内地に關する請願<br>請願者 奈良市大安寺町一、〇一三 佐藤<br>定一外四十六名              | 第二二二〇九号 昭和四九年三月十八日受理   | 奈良市史跡大安寺旧境内地に關する請願<br>請願者 奈良市大安寺町九一 中<br>紹介議員 大森 久司君<br>村美之外九名 | 第二二二五号 昭和四九年三月十六日受理    |
| この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。  | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。 | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。   | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。 |
| 奈良市史跡大安寺旧境内地に關する請願<br>請願者 奈良市大安寺町東護摩堂 西田正<br>紹介議員 向井 長年君<br>椎外九名  | 第二二二〇九号 昭和四九年三月十八日受理   | 奈良市史跡大安寺旧境内地に關する請願<br>請願者 奈良市大安寺町九一 中<br>紹介議員 大森 久司君<br>村美之外九名 | 第二二二五号 昭和四九年三月十六日受理    |
| この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。  | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。 | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。   | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。 |
| 奈良市史跡大安寺旧境内地に關する請願<br>請願者 奈良市大安寺町出口町九一 松<br>紹介議員 大森 久司君<br>村豊藏外九名 | 第二二二〇九号 昭和四九年三月十八日受理   | 奈良市史跡大安寺旧境内地に關する請願<br>請願者 奈良市大安寺町九一 中<br>紹介議員 大森 久司君<br>村美之外九名 | 第二二二五号 昭和四九年三月十六日受理    |
| この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。  | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。 | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。   | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。 |

|   |                        |  |                        |
|---|------------------------|--|------------------------|
| 奈良市史跡大安寺旧境内地に關する請願<br>請願者 奈良市大安寺町出口町九一 松<br>紹介議員 大森 久司君<br>村豊藏外九名 | 第二二二〇九号 昭和四九年三月十八日受理   | 奈良市史跡大安寺旧境内地に關する請願<br>請願者 奈良市大安寺町九一 中<br>紹介議員 大森 久司君<br>村美之外九名 | 第二二二五号 昭和四九年三月十六日受理    |
| この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。  | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。 | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。   | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。 |
| 奈良市史跡大安寺旧境内地に關する請願<br>請願者 奈良市大安寺町東護摩堂 西田正<br>紹介議員 向井 長年君<br>椎外九名  | 第二二二〇九号 昭和四九年三月十八日受理   | 奈良市史跡大安寺旧境内地に關する請願<br>請願者 奈良市大安寺町九一 中<br>紹介議員 大森 久司君<br>村美之外九名 | 第二二二五号 昭和四九年三月十六日受理    |
| この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。  | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。 | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。   | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。 |
| 奈良市史跡大安寺旧境内地に關する請願<br>請願者 奈良市大安寺町出口町九一 松<br>紹介議員 大森 久司君<br>村豊藏外九名 | 第二二二〇九号 昭和四九年三月十八日受理   | 奈良市史跡大安寺旧境内地に關する請願<br>請願者 奈良市大安寺町九一 中<br>紹介議員 大森 久司君<br>村美之外九名 | 第二二二五号 昭和四九年三月十六日受理    |
| この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。  | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。 | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。   | この請願の趣旨は、第一八二二号と同じである。 |

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第三二二九八号 昭和四九年三月十九日受理  
奈良市史跡大安寺旧境内地に關する請願  
請願者 奈良市大安寺町出口町九三九ノ二  
紹介議員 向井 長年君  
梅嶋雅司外四十四名

第三二三一〇号 昭和四九年三月十九日受理  
奈良市史跡大安寺旧境内地に關する請願  
請願者 奈良市大安寺町九一 中  
紹介議員 大森 久司君  
村美之外九名

第三二二五号 昭和四九年三月十六日受理  
私学に対する公費助成の大額増額等に關する請願  
請願者 東京都江戸川区松江七ノ一〇ノ六  
紹介議員 河田 賢治君  
日比新治外千七百四十九名

第三二二六号 昭和四九年三月十六日受理  
私学に対する公費助成の大額増額等に關する請願  
請願者 東京都新宿区馬場下町二四早稻田  
中高教職員組合内 谷沢利一郎外  
紹介議員 塚田 大顕君  
二千八百八十九名

第三二二七号 昭和四九年三月十六日受理  
私学に対する公費助成の大額増額等に關する請願  
請願者 東京都旭区南希望ヶ丘一五 原光  
紹介議員 向井 長年君  
春外二千九百九十九名

第三二二八号 昭和四九年三月十六日受理  
私学に対する公費助成の大額増額等に關する請願  
請願者 横浜市旭区南希望ヶ丘一五 原光  
紹介議員 星野 力君  
久慈美外千九百九十九名

第三二二九号 昭和四九年三月十六日受理  
私学に対する公費助成の大額増額等に關する請願  
請願者 東京都日野市豊田三ノ三四ノ九  
紹介議員 岩間 正男君  
皆

本雅外二百八十六名

紹介議員 成瀬 帆治君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第二二二二号 昭和四十九年三月十八日受理  
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願

第二二九一号 昭和四十九年三月十九日受理  
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願  
(二通)

請願者 大阪府吹田市金田町二四ノ一 津

紹介議員 田 英夫君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第二二九六号 昭和四十九年三月十九日受理  
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願  
(二通)

請願者 東京都世田谷区上用賀一ノ六ノ一

紹介議員 占部 秀男君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第二二八八号 昭和四九年三月十九日受理  
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願  
(十三通)

請願者 大阪府池田市畠町一、〇六〇ノ一

紹介議員 足鹿 魁君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第二二九二号 昭和四十九年三月十九日受理  
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願  
(十五通)

請願者 中北秀雄外一万五千七十九名

紹介議員 小谷 守君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第二二九三号 昭和四十九年三月十九日受理  
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願  
(二通)

請願者 大阪市生野区巽東四ノ一ノ六 青

紹介議員 田中 一君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第二二九七号 昭和四十九年三月十九日受理  
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願  
(二通)

請願者 横浜市瀬谷区瀬谷町四、八五七ノ二八二

紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第二二九四号 昭和四十九年三月十九日受理  
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願  
(九通)

請願者 広島県三原市西野町一、三五

紹介議員 中尾栄一外八千九百九十九名  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第二二九一号 昭和四十九年三月二十日受理  
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願  
(三通)

請願者 大阪市南区鰐谷中之町八一 山田

紹介議員 作太郎外二千九百九十九名  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第二三二一号 昭和四十九年三月十九日受理  
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願  
(三通)

請願者 富江忠夫外二千九百九十九名

紹介議員 占部 秀男君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第二三九一号 昭和四十九年三月二十日受理  
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願  
(三通)

請願者 大阪府柏原市大正二ノ一〇ノ三二

紹介議員 上田 哲君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第二二九五号 昭和四十九年三月十九日受理  
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願  
(一通)

請願者 广島市市場二ノ二ノ一一 沢崎忠

紹介議員 田中淳子外九百九十九名  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第二二九〇号 昭和四十九年三月十九日受理  
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願  
(九通)

請願者 豊田勇外八千九百九十九名

紹介議員 辻 一彦君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第二三一四号 昭和四十九年三月十九日受理  
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願  
(九通)

請願者 大阪市住吉区粉浜本町二ノ三五

紹介議員 沢田 政治君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第二三九二号 昭和四十九年三月二十日受理  
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願  
(一通)

請願者 富江忠夫外二千九百九十九名

紹介議員 占部 秀男君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第二三九三号 昭和四十九年三月二十日受理  
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願  
(一通)

請願者 大阪府柏原市大正二ノ一〇ノ一五

紹介議員 藤田 進君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第二三九四号 昭和四十九年三月二十日受理  
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願  
(一通)

請願者 大阪府柏原市大正二ノ一〇ノ三二

紹介議員 上田 哲君  
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  
第六部 文教委員会会議録第六号 昭和四十九年四月二日 【参議院】

|  |  |
|--|--|
| 上原実外九百九十九名   | 千代美外四千九百九十九名   |
| 紹介議員 田中 一君<br>この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  | 紹介議員 加瀬 完君<br>この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。   |
| 第二三九三号 昭和四十九年三月二十日受理<br>私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願<br>(三通)                           | 第二二二八六号 昭和四十九年三月十九日受理<br>私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願<br>(八通)                |
| 請願者 大阪府和泉市伯太町五ノ二四ノ五<br>花丸克良外二千九百九十九名<br>この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。                    | 請願者 大阪府茨木市島一九四 巽晃一外<br>七千九百九十九名<br>この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。                         |
| 紹介議員 田 英夫君<br>第三三九四号 昭和四十九年三月二十日受理<br>私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願<br>(三通)             | 第二四三八号 昭和四十九年三月二十日受理<br>私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願<br>(一通)                           |
| 請願者 大阪市西成区玉出東二ノ五ノ一六<br>楠本三代二外九百九十九名<br>この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。                     | 請願者 大阪府八尾市八尾木二二 三笠ミ<br>サ子外九百九十九名<br>この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。                        |
| 紹介議員 松本 賢一君<br>第三三九五号 昭和四十九年三月二十日受理<br>私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願<br>(五通)            | 紹介議員 和田 静夫君<br>第二二二一〇号 昭和四十九年三月十八日受理<br>「港北」の文化遺産と自然の保存に関する請願(二通)                |
| 請願者 大阪府堺市南野田一三〇 栗山千<br>この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。                                     | 請願者 川崎市高津区新作二〇〇ノ四二<br>鈴木実外六千一名<br>この請願の趣旨は、第一五一九号と同じである。                         |
| 紹介議員 安永 英雄君<br>第三二二八〇号 昭和四十九年三月十九日受理<br>私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願<br>(二通) | 紹介議員 佐藤 一郎君<br>第二二二八三号 昭和四十九年三月十九日受理<br>私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願<br>(一通) |
| 請願者 代沢外四千九百九十九名<br>この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。   | 請願者 大阪府寝屋川市萱島本町八ノ二<br>新郷正外九百九十九名<br>この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。                       |
| 紹介議員 上田 哲君<br>第三二二八四号 昭和四十九年三月十九日受理<br>私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願<br>(一通)  | 紹介議員 杉原 一雄君<br>第二二二八四号 昭和四十九年三月十九日受理<br>私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願<br>(一通) |
| 請願者 大阪市大淀区本庄西通二ノ一 久<br>間田武恒外千八名<br>この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。                         | 紹介議員 田中寿美子君<br>第二二二八五号 昭和四十九年三月十九日受理<br>私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願<br>(一通) |
| 紹介議員 野坂 参三君<br>第三二二八一号 昭和四十九年三月十九日受理<br>私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願<br>(五通) | 紹介議員 沢田 政治君<br>第二二二八六号 昭和四十九年三月十九日受理<br>私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願<br>(一通) |
| この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  | 紹介議員 藤田 進君<br>第二二二八七号 昭和四十九年三月十九日受理<br>私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願<br>(一通)  |
| 紹介議員 田 中一彦君<br>第三二二八二号 昭和四十九年三月十九日受理<br>私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願<br>(五通) | 紹介議員 藤正夫外四百九十九名<br>この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。   |
| この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。  | この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。  |
| 請願者 神戸市兵庫区笠松通四ノ四 中谷<br>百八十九名<br>この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。                            | 請願者 大阪市城東区今福南二ノ四三 伊<br>原鉄道寮内 満部広行外二千九名<br>この請願の趣旨は、第一四五号と同じである。                  |
| 紹介議員 田 中一彦君<br>第三二二九号 昭和四十九年三月十九日受理<br>私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願<br>(五通)  | 紹介議員 田 中一彦君<br>第二二二九号 昭和四十九年三月十九日受理<br>私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助成法制定に関する請願<br>(一通)  |

私学に対する公費助成の大幅増額と民主的公費助

成法制定に関する請願（二通）

請願者 広島市沼田町伴 柿本実外十九百

九十九名

紹介議員 泰元治郎君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二三一〇号 昭和一十九年三月十九日受理  
私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助

成法制定に関する請願

請願者 大阪府茨木市北春日丘二ノ二ノ八

鹿内武三外九百九十九名

紹介議員 山崎昇君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二三八七号 昭和四十九年三月二十日受理  
私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助  
成法制定に関する請願（五通）

請願者 兵庫県明石市荷山町一、七四四

高徳麗子外四千九百九十九名

紹介議員 片岡勝治君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二三〇八号 昭和四十九年三月二十日受理  
私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助  
成法制定に関する請願

請願者 東京都八王子市万町一二七ノ一〇

紹介議員 宇田靖

紹介議員 神沢淨君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二三八六号 昭和四十九年三月二十日受理  
私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助  
成法制定に関する請願

請願者 大阪市住吉区南住吉町二ノ八六

杉本佳代子外九百九十九名

紹介議員 杉原一雄君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二三八九号 昭和四十九年三月二十日受理  
私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助  
成法制定に関する請願（三通）

請願者 神戸市兵庫区有野町唐櫃一、二四

八ノ一三 金野史郎外二千九百九

紹介議員 泰元治郎君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

紹介議員 竹田現照君  
十九名

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二三九〇号 昭和四十九年三月二十日受理  
私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助  
成法制定に関する請願（八通）

請願者 神戸市生田区山本通四ノ三三藤

本秀子外七千八百五十名

紹介議員 中村英男君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二四二八号 昭和四十九年三月二十日受理  
私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助  
成法制定に関する請願

請願者 大阪府和泉市府中町四一ノ六ノ二  
一 小川ヨシ子外九百九十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二三〇八号 昭和四十九年三月十九日受理  
私学に対する公費助成の大額増額と民主的公費助  
成法制定に関する請願

請願者 東京都八王子市万町一二七ノ一〇

紹介議員 宇田靖

この請願の趣旨は、第一四四六号と同じである。

第二三八六号 昭和四十九年三月二十日受理  
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請

願（十通）

請願者 岡山市巣井一、三一九関西高等学

校内 塚本朋一郎外五万四千八百

紹介議員 小枝一雄君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

昭和四十九年四月二十四日印刷

昭和四十九年四月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W